

大蔵委員

會議錄 第二十五号

昭和三十三年三月二十五日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長

副委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

山中 貞則君

莊一君 理事 原田 憲君

勝志君 理事 秀男君

重延君 理事 有馬 輝武君

昌雄君 理事 武藤 山治君

天野 公義君 伊東 正義君

岩動 道行君 宇都宮 徳馬君

大泉 寛三君 奥野 誠亮君

押谷 富三君 金子 一平君

木村 剛輔君 木村 武千代君

小山 省二君 砂田 重民君

田澤 吉郎君 谷川 和雄君

塚田 徹君 濱田 幸雄君

福田 繁芳君 藤枝 泉介君

三田村 武夫君 渡辺 美智雄君

下部 政巳君 小松 幹君

佐藤 觀次郎君 田中 武夫君

只松 祐治君 野原 覺君

日野 吉夫君 平林 剛君

松平 忠久君 春日 一幸君

竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

出席府政委員

外務 事務官 後宮 虎郎君

(アジア局長) 藤崎 萬里君

(条約局長) 大蔵 事務次官 額田 彌三君

大蔵 事務官 中尾 博之君

(主計局長) 大蔵 事務官 相澤 英之君

(主計局法規課) 相澤 英之君

大蔵 事務官 相澤 英之君

(主計局法規課) 相澤 英之君

大蔵 事務官 相澤 英之君

(主計局法規課) 相澤 英之君

大蔵 事務官 相澤 英之君

(主計局法規課) 相澤 英之君

大蔵 事務官 相澤 英之君

大蔵 事務官 佐々木庸一君

(関税局長) 吉岡 英一君

大蔵 事務官 江守堅太郎君

(管財局長) 高橋 俊英君

大蔵 事務官 渡邊 誠君

(銀行局長) 安嶋 彌君

大蔵 事務官 安嶋 彌君

(為替局長) 安嶋 彌君

大蔵 事務官 安嶋 彌君

(文部事務官) 安嶋 彌君

(大臣官房會計課長) 安嶋 彌君

委員外の出席者

外務 事務官 前田 利一君

(アジア局長) 前田 利一君

大蔵 事務官 村井 七郎君

(大臣官房財務課長) 村井 七郎君

大蔵 事務官 志場喜徳郎君

(主税局総務課長) 志場喜徳郎君

大蔵 事務官 原 秀三君

(理財局外債課長) 原 秀三君

大蔵 事務官 平田敬一郎君

(日本開発銀行総裁) 平田敬一郎君

専門 員 坂井 光三君

三月二十五日

委員天野公義君、白井莊一君、小川

平二君及び押谷富三君辭任につき、

その補欠として谷川和雄君、島村一

郎君、塚田徹君及び三田村武夫君が

議長の名で委員に選任された。

同日

委員谷川和雄君、塚田徹君及び三田

村武夫君辭任につき、その補欠とし

て天野公義君、小川平二君及び押谷

富三君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日

の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

国立学校特別會計法案(内閣提出第

八二號)

日本開發銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四二號)

食糧管理特別會計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第六四號)

自動車検査登録特別會計法案(内閣

提出第六六號)

國の會計に關する件

外國為替に關する件

○山中委員長 これより會議を開きま

す。

国立学校特別會計法案、日本開發銀

行法の一部を改正する法律案、食糧管

理特別會計法の一部を改正する法律案

及び自動車検査登録特別會計法案の各

案を一括して議題といたします。

この際、大蔵大臣より金融機關のい

わゆる歩積み、兩建て問題について、

その後の経過につき發言を求められて

いるので、これを許します。田中大蔵

大臣。

○田中國務大臣 歩積み、兩建てにつ

きましては、かねてから當委員會にお

いて委員皆さんからこれが解消につい

て特段の配慮をするようにという御発

言もございまして、また大蔵省といた

しましては、歩積み、兩建ての排除と

いう問題に対しては真剣に取り組んで

おるわけでございます。すなわち、先

ほど公定歩合の二厘引き上げが行な

れた直後に、特に中小企業に対して歩

積み、兩建ての排除が必要であるとい

うことに留意をいたしまして、金融面

におきましては、日銀總裁をその直後

に大蔵省に招致をして、國も日本銀行

も、また金融機關も一体となつて、中

小企業金融のために特別な配慮をせら

れるように要請し、応諾を得て、諸般

の体制を整えておるわけございま

す。

歩積み、兩建てにつきましては、特

に池田總理大臣が閣議で私に對し、歩

積み、兩建ての排除に對し、適切な措

置をとるようになじられたわけござ

います。同時にこれを機会に大蔵省及

び日本銀行で特別銀行調査班のごとき

ものをつくつて、抜き打ち的臨時監査

を行なうことによつて歩積み、兩建て

を排除し、中小企業の実質金利負担の

軽減等に対して格段の配慮をするよう

にという特別な發言がありましたので

で、その趣旨を述べ、銀行局より日本

銀行に對し連絡をせしめ、この趣旨に

よる臨時検査を行なうことによつて、

歩積み、兩建て排除の方向に効果をあ

げてまいりたい、このように考へて措

置しておるわけでございます。

なお、かかることは當委員會におい

て、特に春日委員等毎度政府を御鞭撻

賜わっておりますので、その御發言の

趣旨も十分体しまして、実効をあげる

べく努力をいたしておる次第ござい

ます。

○山中委員長 議題となつております

各案件について質疑の通告があります

ので、これを許します。下部政巳君。

○下部委員 では、昨日に引き続きま

して質問を行ないたいと思ひますが、

大臣もおいででございますので、ひと

つ大臣に質問をいたしたいと思ひま

す。

昨日の審議過程の中で、この国立学

校の特別會計法案が、文部省、さらに

は大學側の意見などというものを十分

に参酌せずして、ただ財政的な意味合

いから、これを一方的に押しつけ、強

行しておるということが明らかになり

ました。大臣といたしましては、日本

の將來の教育のあり方、さらに次代を

になうべき私たちの若い世代の人々か

ら十分な意見を聞くことなく、これを

強行したといういきさつについて、御

答弁を願いたいと思ひます。

○田中國務大臣 国立学校特別會計の

新設は、財政的な面からのみの理由を

もつて提案をいたしておるのではない

わけでございます。明治初年から長い

こと続いておりますこの学校制度の問

題等につきましては、識者の間に、つ

とにいろいろな方向に對して検討をせ

られてきたわけでございます。また大

蔵省主計當局及び文部當局の間にも、

いろいろな意見の交換が長いこと行な

われてきたわけでございますけれども、

一つには独立會計になるというこ

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

とについて、何か独立採算制にウェートを置かれて、授業料等がこのために上げられてはならないというような意見が甚だしいので、これらに重点を置くものではないし、また特別会計に移行することによってかかることが行なわれるおそれはないということとをいろいろ考えていただくために、今日まで目の目を見なかったというのでありまして、あなたのように御専門にいろいろ御検討になっておられる方々も、その過程において、一体国立学校の制度がいまのままでもいいのかということに対しては、いろいろ御勘考になっておられたと思います。これはもう各党においても長いこと検討せられた問題でございしますが、いろいろな問題がございしますので、そういう問題に対して、政府の真意を明らかにして、また特別会計をつくる以上、その目的を十分達成せしめたいということで、今日まで目の目を見なかったにすぎないわけでありまして、ときあたかも昭和三十九年度の予算編成を契機にして新制度を発足せしめたということでございます。

いまの一〇％ないし一四、五％程度の予算が対前年度比ふえておるといふ——一四・二％でも、いろいろの状況から予算規模が多過ぎるという議論のある中で、学校にいかん重点を置いても、このような予算制度の中では、画期的な施設の拡充もできないわけでございますし、そういう意味でより自主的、弾力的に運営をせしめ得る態勢を整備するというところで特別会計に移ったわけでございます。

ダム特別会計、港湾特別会計、治水特別会計、道路特別会計、特別会計に

なつて悪かつた例が一体あるかないか、これは例を見れば明らかな事実でございませう。治水などに對しては大蔵省は確かに反對しておりました。財源のない治水が特別会計になるということとは、工事費を得る目的をもつてかかる制度をやるのだということで議論になりましたが、今日になれば、治水五カ年計画というものの特別会計がいかに國民の負託にこたえておるかという事例をもつてお考えいただければわかるわけであります、やはり学校特別会計の新設は画期的なものである、歴史的なことである、こういうふうにお

考へたいので、まず御賛成賜わつて、しかもその充足した新制度の将来に對していろいろかくあるべし、こうあるべしという御意見は十分拝承いたしたいと思ひますが、これはどさくさにまぎれて、大藏省の一方的な考え方によつて新設に踏み切つたものでないということだけはひとつ十分理解をいただきたいと思います。

○ト部委員　大臣は十一時から参議院の本会議に出られるということでございますから、ひとつ大臣とお別れに際して——と言つてはおかしいですけれども、出ていくわけですから、申し上げておきたいのですが、いまの大臣のおことは、なるほどもっともらしく聞こえて、そうではないのですよ。私が最初に指摘をいたしましたように、いわゆる十分な意見の参酌なり、さらに文部省との折衝の中で行なわれていないということ、これは率直に申し上げて、昨日の会議の中で明らかにしたのです。そうすると、蔭介石が悪いのでなくて取り巻きが悪いということになります。が、あなたも雲上人の

ようなかっこうに漸次なりつつあるという指摘もできるのでありますが、そのことは別といたしまして、ともかく大臣に率直に申し上げますが、四十一年以降に、いわゆるベビー・ブームの終戦後の終戦子というのが大学にずっとあがってまいりますね。これは四十一年になると、それが大学に大きくしわ寄せされてくる。そういう点につきまして、これに必要な予算、さらにはこの点の見通し、この点に対する対策等については十分配慮ができるののだという確約をされるならひとつしてもらいたいと思います。

○田中國務大臣　ヨーロッパの先進國等におきましては、高校卒業生から大學にいく人は一〇％ないし一五％、こういうことが通例であります。戦後日本は一大改革を行ないまして、大學だけでも五百以上の大學をつくつておる。世界で一番學校制度に對しては前向きな態勢であることは、六・三・三・四制の新制度を採用したこと自体によつても明らかな事實でございます。これは比較として、明らかに數の上においても、予算の上においても、また進學比率においても、特に高校全入運動が起つておるといふ事實、世界に例のないほど教育に重點が置かれておるし、國民の関心も非常に高いものであるといふことは、私は十分評價できる問題だと思います。私自身が、かかる現況にありながら、いまの一般会計の中で一五％の対前年度總額に對して二〇％ずつふやしたとしても、最重點事項として取り上げておたとしても、なかなかうまくいかないわけでありまして、國立療養所の問題にいたしまして、病院等にいたしましてをもそ

うでございしますが、土地はべらぼうもなく大きく持っておつても、戦前の兵舎がそのまま病室になっておるとか、学校にそのまま転換されておるとかいふような事実を目をおおうわけにいかないわけであります。私もそういう意味で、ひとつ思い切つてここで施設の改良その他充實をはかるためには、かくあること以外に道なし、こう断じてやったこととございますので、特別会計法が成立いたしますれば、これらの国民的要望にこたえて十分施設等の拡充整備をはかつて、将来の人づくりに支障のないように格段の配慮を行なう

つもりでございます。

○山中委員長 大臣、けっこうです。

○卜部委員 では昨日に引き続きまして質問を申し上げます。

先ほど大臣が云々されておりますが、これもまた率直に申し上げて、十分な私の質問に答えるあれがなかったわけです。ともあれ、これは事務当局と昨日来質問を行なっておるわけでありますから、その点でひとつ話を進めていきたいと思ひます。

そこで昨日も申し上げましたように、ことにまた委員長にもお願いいたしておきましたように、十分な意見がこの法案の中に盛りれていない、こういう趣旨からいたしまして、参考人等も呼んでいただくことになったわけなんです。私が、私は率直に言つて、この点について大蔵省のほうからこの法案にどのような自治の問題などを盛り込む、こういうことについて配慮したのか、また同時にどのような自治がその中に盛り込まれておるのかをお伺いしたいと思ひます。自治の問題ですね。いわゆるそういう意見がこの法律

の中に十分に入ったとおっしゃっていますから、その意見がどのようなところの条文に入っておるのかということをはひとつお伺いをしたい、こう思うのです。

具体的に申し上げますが、条文にはまだ入っていないっておりませんが、充寧を期する、こうなっておりますね。そして充実をはかるために、こうなっておりますが、いま大臣がおっしゃったように、港灣、道路の場合におきましては、いわゆる充実計画というものがちゃんとこれに備わっておりますわけです。同時にまたこれに伴うところの促進法というものがちゃんと用意をされておる。ところが突際問題としては、この法案についてはそういうものが一つもないじゃないか。そうすると、そういう意見が一つも反映されていないのだらう、こういうことにもなるのだらうと思うのです。そういう点でそういうものがどういうように反映をされておるのかという質問なんです。

○中尾政府委員 お答えいたしますが、この特別会計法の考え方によりまして、昨日も申し上げましたように、施設の整備、近代化あるいは集中あるいは合理化と申しますが、効率化と申しますか、そういうものが促進されるということを期待いたしまして、それを促進いたしますのに必要だと思われる措置を講じておるわけでございます。それがただいまお話のございました整備の計画、これは文部省の内部におかれましていろいろの計画を立てておられるということでございます。その促進に資する、それを最も早く実施するというのに役に立つということをねらっておる次第でございます。

もちろんこの特別会計にいたしましたからと申しまして、それだけですべてが解決するわけではないので、主力はやはり一般会計から財源を十分に入れますしてこれを促進するのでございますが、それに加えて、先日申し上げましたようないろいろな財産の利用促進という面あるいは剰余金の面あるいは起債の面といったような点からこれをさらに促進してまいり、こういう考え方でございます。

○卜部委員 いまちょっと中尾さんのおっしゃっておることなんです、あまりぴんとこないのですけれども、そういう計画があるわけですか。充実にまたそうした面におけるところの促進法——促進法ということじゃないにしても、その中にある法文だけでもすべてが律せられるということにはならぬと思ひますので、そういう点について何かあるのですか。

○安嶋政府委員 法律に根拠を置きました全体的な整備の計画というものは現在ございませんが、概算要求等の段階において作成をいたしまして、大蔵省からも大体的な了解を願っておりまして、年次計画はございまして、それは施設につきましても全体的に年次計画を持っておりまして、設備につきましても、原子力関係の設備その他重要なものににつきまして年次計画を立てて予算を積算をいたしております、三十九年度の予算もその計画に従って積算をされていくわけでございます。

○卜部委員 では、あとからその問題につきましても、資料要求をいたしたいと思ひます。

一つお伺いをしておきたいのは、こ

れは一月二十三日だったと思ひますが、内藤次官と大河内会長、これが今度の会計制度につきまして文部省、大学、三者の交渉で、大学側の意見を十分に反映してもらいたい、こういうことで申し入れを行ない、了承をされていく、こういうことになっておりますが、結果的には大蔵省と文部省との間に覚え書きが締結されて、それを大学に送付をしているという状態だけであつて、意見が十分に反映をされてないということでありまして、この点は事実ですか。

○安嶋政府委員 国立大学協会から一月二十三日に文部大臣あてに意見書が参つております。この内容は、昨日もお話ございましたように、国大協としてこの問題を検討するに十分な時間になつたことは遺憾であるということとを述べておりますが、この制度全体の趣旨につきましては、これを了承するという態度でございます。この内容を、ごらんいただければおわかりかと思ひますが、全体的にはこれを肯定するという態度でございます。若千の要望を付しているわけでありまして、今回御提案申し上げております特別会計法案は、国大協のこの御要望の趣旨を大體盛り込んでいられるというふうに私ども了解をいたしております。若干国大協の要望と違ふ点もございまして、たとえば、国立大学とその他の高等専門学校等を区別するとか、あるいは借り入れ金による施設整備の対象を病院以外にも及ぼしてもらいたいといったような一、二の点を除きまして、国大協の要望には全般的に私ども沿つてい

るものというふうに考えております。なお、昨日来文部省と国立大学側との間に十分意見の交換が行なわれていなかったのではないかと、あるいは趣旨の御質問があるわけでございますが、私も短時間ではございまして、十分意見の交換を行なつたというふうに考えております。経過を申し上げます、昨年十二月十九日に国大協に事務次官以下出席をいたしまして、国大協の役員会第六常置委員会、これは財政関係の常置委員会でございますが、この第六常置委員会に出席をいたしまして、この特別会計制度の概要について御説明をいたしまして、その際にも大体的な雰囲気としては賛成するという方向であつたわけでありまして、さらに十二月二十三日に、国大協の第六常置委員会並びにこの特別会計に関する専門委員会が持たれて、そこに大学学術局長、私も等が出席をいたしました。詳細に御説明を申し上げて、ここでも大體御了解を得ておつたのであります。しかし国大協といたしましては、正式な態度表明はその際は一応留保されておつたわけでありまして、一月二十三日にただいまお話のございました意見書が正式に文部省に提出されたわけでありまして、その内容が大体この法案に盛り込まれていられることにつきましましては、ただいま申し上げたとおりであります。

御了解は得ているということでございます。ごく一、二の点を除きまして国大協の御要望の御趣旨がこの法案の中には盛り込まれていられると考えております。

それからこの特別会計の趣旨等につきまして、昨日中尾次官からもお話がございましたように、大学側が若干の懸念を持ったというところは事実でございますが、その懸念の主たる内容は、独立採算制を企図するものではないか、あるいは授業料の値上げを企図するものではないかといったような点、その他でございますが、ただいま申し上げましたこの点につきましては、そういう趣旨のものではないということ、大蔵省と文部省の間におきまして確認をいたしまして、そのことを大学側にも伝えましてその了承を得ている次第でございます。

○卜部委員 私はこの会議の進め方として、同じ問題にこだわることなく進めていこうと思ひますが、ただ、いま安嶋さんのほうからおっしゃられたことばでもって納得して前に進むわけにはいかないわけですね。いまいろいろと日ちを追つて国大協との関係さらに文部省——文部省はもちろんです、答弁にわたつたわけですから問題はないのです、十分にその意見を吸ひ上げ、かつまたその中では慎重な配慮がなされたかのごとき答弁がなされているわけですね。しかし率直に言つて、昨日も申し上げましたけれども、中教審の答申をめぐり、同時にまたそのことから派生をして、この大学の財政のあり方については、調査会制度等を設けて慎重に検討すべきであるというのであれば、文部省自体は国会の中でむしろその調

査会の設立ということ提案すべきであるにかかわらず、そういうものを無視して。と同時に、先ほど来から申し上げておりますように、大学側との折衝において、各大学の意見を十分に反映せしめるような時期的な余裕を与えていらないということも、これまで事実であらうと思ひます。同時に、また国大協あたりが意見を述べておられますが、安嶋さんはすべてといふまでもない、安嶋さんはすべてといふまでもない、それだけの十分にはならないまでも、これを十分に言つておられますというように、現実にはそういうものがいろいろあるのです。あとから明らかにしたいと思ひますが、実際問題として明治四十年にできた特別会計のいわゆる高遠な理念に立つたところのあり方などというものは全然無視されておるんじゃないのですか。私はそれによつていふことで言つておるわけじゃありませんが、そういう問題に全然触れられていない。と同時に、いま申し上げておりますように、この法文の中でも何が何だかさうばりわからぬ、すべて省令だとか政令にゆだねていこうとするような内容が明らかにされておるといふことが指摘できると思ひます。先ほど来具体的な問題に触れてまいりましたけれども、一月の二十三日に内藤次官と大河内学長がこの問題について十分話し合つたといふこと自体についても、現実には話し合つていないじやありませんか。ただそうした形の中で、大蔵省、文部省の両者の間で取りかわされた覚え書きを大学側に出して、こういう状態だと思ひます。

そこで、ひとつ明らかにしたいだきたいのは、そういうような覚え書き

がつくられておるかどうか、これは事実あると学長が言っておる、公開しなければ見せるということも言っておりますから、あることは事実だと思つておる。そういう面で、秘密といつてはおかしいのですが、両者に取りかわされた覚え書きの内容をつまびらかにしていただくかと思ひます。もちろんここでもつて言えない、言えないというよりも、長く十一項目にわたつて述べることができなければ、これは資料要求として委員長のほうにお願いしたいと思ひますが、あることについてどうか、この点をお伺ひいたします。

○相澤政府委員 国大協がことしの一月二十三日、会長大河内さんの名前で国立学校特別会計制度についての意見を提出しております。そしてこの意見において特別会計の運用に際していろいろと注文が出ておりますが、これは大体におきまして特別会計法をつくります際に、法案の中に盛り込まれておるわけでございまして。そうしてその法案に盛り込まれない部分につきましては、両者間に覚え書きとして国大協の要望にできるだけ沿うような方向でこの特別会計を運用する方針を明らかにしたわけでございまして。国大協の特別会計の運用につきましても、非常に多くの項目にわたつておられますが、おもな点について、それがどのように特別会計法に実現されておるかということについて申し上げます。

一つは、「剰余金、国有財産処分収入等の特別会計固有の財源があることを理由として、一般会計からの支出を削減してはならない」という点でござい

ます。この点はこの特別会計に積み立て金を設けていることで一応解決をは

かつたわけでありまして。つまり残つたらば一般会計からの繰り入れを削減するということであつてはならないといふことで、一般会計からの繰り入れは予算繰り入れといたしまして、歳入がふえるあるいは支出が減りまして剰余金を生じた場合には、それを積み立て金として積み立てる、こういう制度を設けたわけでございまして。

それから「この会計においては、大学における研究と教育の円滑な遂行を可能ならしめる見地から、一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等の諸点において弾力的な措置が考慮されなければならぬこと」、この点につきましても、一時借り入れ金の借り入れは、この特別会計法案に盛り込んでござい

ます。繰り越しは当然でありまして、また予算の流用におきましても、これは実行上の問題でありまして、できるだけ弾力的にやるといふことになっております。継続費につきましても、この特別会計法の施行令ではっきりと規定を置いております。

それから「この会計に属する国有財産の利用にないし処分は有償としてこの会計に帰属し、一般会計の財産を使用または所管換する場合は無償とする」とを原則とする、つまりこの特別会計の財産を処分する場合は有償で、一般会計からもちろむ場合は無償だ、こういうことでございまして。これはきわめて異例な取り扱いで各会計間の財産のやりとりはすべて有償にするのが原則でございまして、特にこの特別会計におきましては、大学の財産を有効に活用する、大学の財政の基盤を確立する、という見地からこの御要望に沿ひまして、もう場合には当分の間原則とし

て無償であるということを明らかにしております。そうしてこの財産を他の会計に譲渡する場合には当然有償でございまして。これは規定は書いてありま

せんけれども、当然でございまして。それから「この会計は、施設の整備を促進するために適当な条件のもとに財政投融資資金の受入れを行なうものとする」、これは御要望は、学校全体の施設整備だと思ひますが、この法案におきましては、病院の施設整備に限つております。このことは他の病院以外の事業、つまり純粋に教育研究の目的のための施設につきましては、借

り入れ金をして施設を整備いたしましたも、それを償還すべき財源、収入というものが、将来にわたつて期待することが非常に困難である。それを無理に強行いたしますと、御懸念なすつて

に訴へざるを得なくなる、そういうふうなことがございまして、この財政投融資資金の受け入れは病院の施設整備のために限つて法案で規定いたしました次第でございまして。

それから「この会計では、いわゆる建築費を行なうに必要な予算枠を設け、国庫債務負担行為をなしうるものとする」、これは建て交換を行なうに必要な予算枠は、予算にもちろん計上してございまして、国庫債務負担行為としてございまして、病院の建設に、たとえば三十五億の債務負担行為の枠を計上してございまして。

それから「この会計の剰余金は、全額この会計の財源とし、歳入予算超過分の一部は、積立金として積立て、施設整備のために歳入に繰り入れうるものとする」と、これはこのとおり法

律で規定をいたしております。それから「歳入超過額については、弾力条項を設け、予算の円滑な運営をはかることとする」と、これも特別会計の予算総則におきまして、国立学校特別会計の歳入が増加した場合におきましては、その歳入増加のため直接必要とする経費に充てられるようになっております。これによりまして、たとえば病院の医療収入がふえました場合には、病院の薬その他の医療費の増額に充てることができるようになるわけでありまして。

以上、大体この特別会計法または施行令に盛り込み得るものはすべて盛り込みまして、盛り込み得ないものについて両省の間で覚え書きを交換したわけでございまして。これは特に文部省から強い要望がございまして、覚え書きの形で残したわけでございまして。

その一点は「この特別会計は、国立学校の内容の充実を図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである」、特別会計法に一点この特別会計の目的を示しておりますが、それには簡単に「国立学校の充実が資する」ともに、「云々」という点で、非常に簡単な文句になっております。しかしながら特別会計法は、この会計の経理に関する技術的法律でございまして、そのもとこの特別会計法の設置の目的はいかにということについて、くだくだしく述べるといふことは例になつてござい

ません。この「充実に資する」といふような表現も、実は他の特別会計法には全然ないところでもございまして、その点われわれといたしまして、十分慎重に検討いたしましたのですが、とにかくこの会計設置の目的を明らかにす

るためには、ぜひこのような表現を設けてほしいという文部省の強い御要望もございまして、法制局とも相談して、特にこの「充実に資する」というような表現を盛り込んだわけでござい

ます。なおそれを補足いたしましたので、覚え書きでは「この特別会計は、国立学校の内容の充実を図り、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである」ということをうたったわけでござ

います。第二点は、「この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。3、この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実にあて

ることを容易にするため、今後においても必要がある場合においては、建交換を行なうに必要な予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。4、この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の実情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。以上四点でございまして。

○卜部委員 長々と条文にわたつて、特に大学側の意見を十分にこの中に参酌したということと答弁がなされておりますが、私はまだ条文に入っていないわけですが、ただし私はその中の一つの例をとつてみても、借り入れ金の場合などにいたしましても、実際問題として、いま大学側としては、これが病院に限るなどという考え方を持っていない、なかつたことは事実だろふと思つて

います。ところが、大蔵省のほうはそういうような形をやつておる。ことにまた、

第二条の場合におきましては、率直に言つて、大学側自体でさえも言つておることは、いわゆるこれは大学支配の道具に供せられないかという心配がある。第二条なんかも、単なるそういう法文でもって規制をしておるなどというものが多々あるのです。それが、十分意見が参酌され、——あとから具体的に入つていきたいと思います、そういうようなことで、これが全部うまく反映をされたとかいうような姿というものは、率直に申し上げて私は詭弁だと思ふのです。そういう面では、最初私が申し上げたように、覚え書きの問題に触れまして、最後にちょっと四点左右まで申されておりましたが、私は覚え書きの問題に触れていきたいと思ふのです。それでその覚え書きというのは相澤さん、四点ですか。

○相澤政府委員 さようでございます。

○ト部委員 委員長にお願いしたいと思いますが、いま四点の問題について早口でしゃべられておりますので、筆記ができなかつたわけでありまして、これはひとつあとからプリントでも何でもけっこうでございますが、両省どちらのほうでもかまいませんが、資料要求といたしたいと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○山中委員長 相澤君、いまその資料を差し上げなさい。

○ト部委員 では、引き続きでございますが、昨日からいろいろと申し述べられ、かつまた、今日においてもいろいろと申し述べられておるところですが、ともかく、会計の問題のみを中心にして、その施設がよくなるのだとか、そういうようなことを盛んにい

しゃつておるわけでありまして、では、そういう面において、大学の自治のあり方という問題については一つも触れられておらないわけですね。そういう面について、先ほど第二条の中でも私ちょっと指摘をしたのですが、大学支配になるような配分が率直に申し上げてあります。第二条の中にありますように「この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従ひ、管理する。」というところでありまして、明治四十年に出たところの特別会計のそれによりまして、明らかにその点については弾力性、自主性、そういうものが十分に盛り込まれておるわけなんです、そういうものを一つもこの中に盛り込んでいないわけですね。そういう問題についての懸念はないのか、この点をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○中尾政府委員 お答えいたしますが、いわゆる大学の管理という問題が別途大事な問題として論ぜられておることは十分承知しておりますが、本法案における第二条の「この会計は、文部大臣が、法令で定めるところに従ひ、管理する。」とございますこの管理の意味は、それとは関係がございせん。現在は文部大臣が歳入を管理いたしております。歳入は一応文部大臣が管理をされますが、形式的には大蔵大臣が管理をいたしておるわけでありまして、それから資産でございますが、学校の資産も現在文部大臣が国有財産法上管理いたしておるわけでございます、それが使われないことに相なりまして、大蔵省において管理をいたしまして、大蔵大臣が管理することに相なります。ところが、今回は特別会計にいたしまして、その関係でもつぱら大

蔵大臣はあとへ引きまして、文部大臣が歳入、歳出、資産というものを法令上の関係で管理する、こういうことであります。これは主として歳入金と歳出金と、それから財産の管理、しかもそれはそれぞれの会計法あるいは国有財産法、そういう法令におけるところの管理体系における管理権の問題でございます。別段従来と変わりはない次第でございます。

○ト部委員 これは明治四十年に西園寺内閣が出した特別会計についてですが、この法第一条の中では、大学の自主独立というために大学が予算を自主的に計画できることが明らかにされ、かつまたこれを使用し得る、大学自体のための配慮というものが十分に加味されておるわけですね。そういう面については、いま率直に中尾さんのほうから御答弁があったところから見ますと、これはもう明らかに文部省が一括にしてすべての支配権といつてはおかしいが、管理権を持つのだ、そしてそれを歳入、歳入については大蔵省が所管でもってこれに携わるのだ、こういうことを言つておられるのです。そういうような形の中で、現在鹿児島をはじめとする各大学で講義省略、すなわち大学の格差が強められ、かつ反対するものには弾圧が加えられ、教育の自治と思想の自由が侵されてきつたところではあるまいか。そういう点について、実際問題として、ただ、いまあなたがおっしゃったように、全然そういうあれはないのだというようにすることは、私は納得できないのです。

そこで、ひとつお伺いをしたいのですが、いま申し述べておるいろいろな問題からしまして、今後の大学の充

実の見通し、それから学問の研究発表に必要な予算の増分、さらには四十一年度におきまるところの大学生の急増が出てまいります。これはベビーブームと言われておりますが、大学に必要な予算の増分がどのように見込まれ、かつ計画されておるのかをひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

○安嶋政府委員 明年度の国立学校関係の予算でございますが、これは一般会計にありまして多少組みかえて比較をしないといけないわけでございます。組みかえた後で比較をいたしますと、前年度の予算に對しまして二・六％増ということになっております。それで、教育研究に關係いたします狭い部分をとってみても、学生経費では前年度の二〇％増、教官研究費では一五％増、そのほか、たとえば心理学に実験講座等をいたします等の措置を講じております、かつまた光熱水量等の増額をはかつておりますので、実質的には教官研究費も二〇％以上の増額になっておるといふふうに考へております。かつまた、その他の設備費におきましても、一般設備費を新規に計上いたします等の措置を講じて、内容の充実をはかつておるわけでございます。

なお、大学生の急増に伴う予算措置についてでございますが、これは四十一年度以降の問題でございます。四十一年度以降の問題でございますが、したがって、私どもその具体策を現在検討中でございます。結論を四十年度の概算要求をいたします際までに出しまして、前向きで対処していきたいというふうに考へておる次第でございます。

○ト部委員 最後のほうからひとつ質問をしていきたいと思ひますが、この覚え書きの中にあります問題といたしまして、「この特別会計に属する不用の財産を処分して」云々というところがあるわけですね。率直に申し上げて、なぜ四十一年度の問題を私が指摘をするかといひますと、国立病院の問題にしてもしかりですが、独立採算ではないといひながら、企業会計的なかつこうになってまいりますと、当然にそういう面におきましてしわ寄せがされてくる。そうした面におきまして一般会計からの繰り入れが年々減つておるのが現状なんです。率直に申し上げて、初めは、今回におきましても八〇％などと言つておりますけれども、将来において六〇％、五〇％というように減る傾向が私はあると思ふのです。その点で四十一年度の問題を指摘をいたしたわけでありまして、なおこの中で安嶋さんのほうから、大学の施設云々、こういうようなことも申されておりますけれども、率直に申し上げて、設備はどの大学とどの建物を改築し、何を新築するか、こういうことがやはり明らかにされなければならぬと思ふのです。現在そういうものが当然予定線に浮かび上がつておると、私はこのように考へるわけでございますが、ひとつその点も御答弁をお願いしたいと思います。

○安嶋政府委員 文教施設費の積算は、これはワクの積算でございます。まして、予算編成の段階におきましては、どの大学の何学科の建物を整備するといったような積算はいたしておりません。これがきまらなからその実行計画、実施計画につきまして大蔵省と協議をいたしまして、具体的な内容

を決定することになっております。それから設備につきましては、これは概算積算上特定されておるものと特定されていないものとございまして、特定されておるものは特殊設備、それから特別に大型の設備でございます。一般的設備につきましては、これは文部省が実行上各大学の需要を考慮して配当するということになっております。

○山中委員長 連合審査会開会の件についておはかりいたします。

国立学校特別会計法案について、文
教委員会から連合審査会開会の申し入
れがあります。これを受諾し、連合審
査会を開会するに御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○山中委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

それでは、委員会は暫時休憩いたしまして、直ちにこれより大蔵委員会文教委員会連合審査会を開会いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後一時三十六分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き大蔵委員会を開会いたします。

を続行いたします。平林剛君。

○平林委員　委員長はじめ各位の御了解を得まして、ただいま議題になっている法案に関連をし、大蔵大臣並びに銀行局長に対して私は若干の質問をいたしたいと思ひます。

に社内預金の問題についてお尋

ねをいたしたいと思うのであります。私のきょうお尋ねしたい点はきわめて簡単なことでありますが、まず順序として社内預金の現状について政府から御説明をいただきたいと思うのであります。

○高橋俊（政府委員） 社内預金は労働省でできるだけ近い現況を調べるために今回かなり合理的な抽出調査をやりました、その結果推計でございますが、金額としたしましては大体四千七百億円余りというふうな状況でございます。

○平林委員　私の承知しているところでも社内預金の実施事業場数は全国で三万三千、預金労働者数は約四百四十万、預金の総額がいまお話がありましたように四千七百四十億円程度になっているわけであります。これは私は最近の経済情勢から見まして、今後かなり重視をしていかなければならぬ点があると思うのでありまして、あらかじめ政府の見解をお尋ねしておきたいと思うのであります。

これらの社内預金は銀行預金等と比

これらの社内預金は銀行預金等と比較いたしました。銀行の検査あるいは支払い準備金制度がないなどから見まして、預金者保護という立場からやはり欠陥があるのではないか、この点について大蔵大臣としてはどういう配慮を今後されていくか、伺いたいと思います。

國務大臣　私は社内預金という

○田中國務大臣　私は社内預金というものはできれば歩積み、両建てのように全廃したいという議論でございます。しかし実際問題は理論的にまいらないということで、法律で制限をしないでやむを得ざる規定を置いてあるわけでございます。それが非常に乱に流れて

金利が非常に高くなる。それからその
員外者といいますが、社員以外の人々
の退職金まで預かっている。しかしそ
れはあなたがいま指摘されたように、
銀行と違つて準備金の制度もありませ
んし、非常に不安定なものであること
は事実であります。高利に引っぱられ
てついに元も子もなくしてしまうとい
う場合もありますし、銀行に比べれば
不安定なものであるということは事実
であります。でありますから、やむを
得ないといつても労働、大蔵省と十分
連絡しまして、とにかく社内預金と
いう制度をやむを得ず認めた、といつ
て限度を越してはならない。そしてそ
の制度を認めている以上、それに対し
てやはり優先債務といいますが、預金
者の保護ということに対しても考えて
いかなければならぬ。これはあまり考
えますと、ますます乱に流れてしま
う、こういう問題にもなるので、なか
なかなそのことはむずかしいところでござい
ますが、労働省との間には十分意見の
調整を行なつておるわけであります。
○平林委員 もう一つ、預金等の取り
締まり法によれば、社内預金が認めら
れますのは労働基準法に定める労働者
に限られる。ところが現状は、役員、
退職者、労働者の家族といふところま
で預金をしておるという現状のように
聞いておるわけであります。特に預金
金利も高いということになりまして、
かなり問題がある。特に私、いま申し
上げました現状は、預金等取り締まり
法にも触れるのではないかと思うので
すけれども、その点はいかがでしやう
か。

○高橋（俊）政府委員 大体のことは
ま御質問のとおりだと思います。私ど

も、労働基準局長と銀行局長の名前で先般連達を出しておりますで、たゞいまのような御見解と同じ趣旨で、乱用してはいかぬ。いま御指摘の家族とかか退職者——退職者については若干問題がございます。役員というのは経営者でございしますが、労働基準法によって労働者から預っているという規定がある。それについていろいろな労働者保護の精神が書いてあるわけですが、役員が自分の会社に預けるということについては、これは労働基準法の精神に反するではないかということ、それから退職者につきましては、これは新しく退職した者から受け入れるということになると、出資の受け入れ等の禁止に関する法律に触れるわけでございします。ただ、退職時までですでに持っておったものをそのまま預けぱなしにしておくということは、新しい受け入れでないと法律解釈からいえますと、一応違法ではないが、大体雇用関係がないわけでございますから、そういうものをいつまでも預っておくということとは適当でない。これは税法上は差別しておりますで、一カ月まではいいがそれ以上たちますと、例の免税の申告をしても特典を受けられないというふうな差別しております。そういう点でいいのですけれども、とにかく退職者なども好ましくない。家族その他親睦団体というようなことで従業員にあらざる者の預金を預かることは、法律の精神からいって好ましくないし、場合によってはその出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律に抵触するものである。こういう解釈をとって、労働省も基準監督局を通じて監督いたしますし、私どものほうの出

先機関である財務局等におきまして、それぞれの地におけるたとえば商工関係の団体等につきまして嚴重にそういう指導を行なうようにいたしております。

○平林委員　そこで、ことしの一月十四日大蔵省の銀行局長と労働省の基準局長と連名で出された労働基準法第十八条に規定する貯蓄金管理についての通牒が、地方においてかえって問題を起こしておるわけがあります。そこで、いま高橋銀行局長がお答えしたところで尽きるわけでありますけれども、私もう一度その点を押して確認をしておきたいと思います。つまり一つは、事業所を退職した者、退職者については、原則としてはそこでケリをつける。もしやむを得ない場合にはそのまま預け入れておくことは多少は日をつむったとしても、今後新たに預け入れるというようなことはならぬ、またこの通牒の趣旨は退職者については一応ケリをつけてもらいたい、こういう趣旨であるということをお明らかにしてもらいたいと思うのです。

○高橋(俊)政府委員

おり、退職者につきましては、暫時、他の方途に振りかえる間まではよろしいけれども、必要以上にそのまま据え置くというようなことは絶対に好ましくございません。また新しく預け入れるとすれば、これは法律に抵触する疑いがあるとして禁止すべきものである、このように考えております。

○平林委員 それでは次の問題に移ります。

きょう私がお尋ねしたい点は、過剰新聞等におきましても掲載をされておりましたし、予算委員会の分科会にお

私、時間を節約する意味におきまして今日までの経緯について会議録その他から承知したところを列挙いたしますので、確認してもらいたいと思います。不動産信用金庫の預金が短期間に激増した、昭和三十八年五月から昭和三十八年九月までに激増したということから、関東財務局が疑問を持って昭和三十八年十月に検査に着手した、その結果後藤観光株式会社に対する不当融資約十三億円と導入預金があることを発見をした、後藤観光が倒産したことから端を発して、十月ごろから事実上の支払い停止状態となり、自來不動産信用金庫の取捨問題に、大蔵省筋の要請もあって、全国信用金庫連合会、全国信用金庫協会、東京信用金庫協会の三団体がしばしば協議した結果、全国信用金庫協会会長の小野孝行氏が処理を一手に引き受けて、中央信用金庫が不動産信用金庫から委嘱を受けた形でその代行をつとめた、昭和三十九年三月三日、不動産信用金庫が解散するまで支払いを代行してきた、中央信用金庫が支払いを代行した額は約四億円、なお十二億八千万円の預金は払い戻しをされないで解散清算に移されているのが現状である、こういうふうな私先般の会議録全般を通読いたしました承知をいたしましたのでありますが、この経緯、私が申し上げましたような点は、おおよそ誤りございませんね。

○高橋(俊)政府委員 おおよそ誤り、ございせん。そのとおりでございませう。

たる大蔵省の行政指導が適切を欠いていたのではないかと、第二は、処理の中心になった三団体もいたずらに時日を空費して所期の処理目的を達せず、この処理にあたっては最も拙劣な解散清算に持ち込んで一般の預金者に不信感を植えつけているのではないかと、私はこの二つの点を重視すべきだと思うのであります。特に御承知のように信用金庫の数は全国で五百三十余りある。信用金庫に対する預金率も最近は相当の増加率を示してまいりました。そのときに、この種の問題が起こりますと、私は信用金庫の社会的な信用問題が発生すると思うのであります。同時に、預金者保護という立場におきましても、現状は一般の預金者あるいは特別の預金者を含めて預金者保護という立場が確保されていない。第三には信用金庫の解散というのは、これは初めてのことで私は承知しておるわけでありますが、このときとられた大蔵省当局の監督指導につきまして私はいささか疑問がある。同時に、もしかりにこういう問題が将来起きた場合の指針にもなるわけでありますから、そういう角度で私はこの問題について政府に對し注意を喚起しておきたい、こう思うのであります。

お尋ねをいたしたい点は、この不動信用金庫の問題処理にあたって大蔵省当局は当初どういう基本的な考え方、指導なさったのか、具体的な指導の事実をあげて御説明をいただきたいと思うのであります。

この預金者保護の精神に基づくものでございまして、預金者の保護ということが何よりも金融機関の大切な最低の要件である、その点から申しまして、全額を支払わずして解散に至るようなことはできるだけ避けなければならないと思います。そういう観点からこの不動信金の実情をつぶさに調査いたしましたところ、いわゆる一般預金者の、つまり多数善意の預金者の預金に比べて必ずしも善意とはいいがたいいわゆる導入預金とおぼしきものの金額があまりにも大きいということでございします。そこでこれは実際の人員といたしましては四谷地区における千数百名の一般預金者、善意の預金者がございしましたが、これに対しては絶対に迷惑をかけてはいけないということが一つの基本でございします。できることならば、そのほかの預金についてもできるだけだけの支払いをしたいのでございしますが、しかしその中身を、資産状態を洗ってみますと、御承知のように十二億数千万の導入預金とはほぼ同額のものが後藤観光という一会社に融資されておりました、それはネットでそのくらい金額になるわけです。これは後藤観光がもう倒産寸前である、おそらく実情——私どもは後藤観光なる会社を立ち入り検査することができませんでしたので、実態はつかめなかったのございしますが、後になりましてこれは破産の手続をとることになりました。一部の話によりますと、相当まあ何とい

ある。金額が十二億数千万円であるのに、そこから担保の処分等によって回収し得るものはきわめてわずかであるというところで、九割程度はもう損に出るということでございます。それで金庫の側に対しては、ただいまおっしゃいました信用保持の見地からいかが扱うべきか、これは業界全体の問題であるから、十分相談してもらいたいというところで協議をさせましたところ、何回か会議などを催しましてやった結果、信用金庫の協会の意向としては、いわゆる導入預金に対してこの際は、必ずしも経済的な支払いをする必要はないと認める、ただし善意の預金者に対してはすべて協会全員の責任において支払いを全部いたしたいということとございました。そういうことで、先ほどのお話のように、最後に協会長であるところの小野孝行氏が責任者となりまして中央信金が実務上の問題进行处理するということになりました。その結果は、善意の預金者に対しては預金帳と引きかえに支払いをします、ただし預金帳を買収するようになりまして、預金帳を買収しますが、その預金は不動産金に対する預金でございますから、必ずしも相当部分とれないかもしれない、それはまあしかたがない。そのとれない部分につきましては信用金庫の中で有力なものがこの損失負担をしようじゃないか、こういうことになりました。だいたいそのことにつきましては手を尽くしまして、全部の支払いを完了したわけでございます。

ので、解散の結果生ずるであらうところの資産をその率によって分配する、もっとも中央信金が買い受けました預金証書は当然不動産金に対する権利としてあるわけでございます。分配を請求する権利がありますが、それは場合によって放棄する、請求しない、その分だけ導入預金者に対する支払比率を高くしても差しつかえない、そういうことで個別に導入預金者と交渉に入りたい、こういうふうな経過でございます。

○平林委員　大蔵大臣、これは初めてのケースですから、私がこれから指摘する問題点をよく頭に入れてときどきお答えをいただきたいと思うのであります。

高橋さんがいま説明をされた中で、担保が非常に少なくて預金者の保護という点において十分なことができないという点、これはまたあとで私申し上げます。それから導入預金については救済する必要があるというところで政府の見解じゃないと思うのでありますけれども、救済する必要があるというところでこういう処理があったという説明がいまあったわけでありす。そこで私は基本的問題としてお尋ねしておきたいと思ひます。導入預金はもちろん法律に禁ぜられておることですから、いけないことです。それを犯せば罰則がつく、これは法律の定めるところであります。しかし導入預金があることで確認をされた場合におきましても、導入預金であるがゆえに金融機関がこ

○田中務大臣 支払わないでいいというのじゃなく、実際支払う能力がない、こういうところでございます。

○平林委員 私はこの問題について言っているのじゃない。今後の問題もあるから、大蔵大臣としての見解をこの問題を離れて基本的に聞いておきたいということなんです。

○田中務大臣 導入預金をしてはならないという法律上の制約はありますけれども、導入預金であろうが何であろうが、いずれにしても預金をした者に対する支払いの義務はあるわけでありまして。ただ導入預金の場合には一般の預金者と違って、条件が違うわけでありまして。裏利息を払っているとか、いろいろな問題があります。ですからそういうものが優先順位において善意な一般預金者と差があることはやむを得ないことでありますが、支払わないでいい、没収に値するものだというような解釈は絶対に法律上はあり得ないことであります。

○平林委員 導入預金の取り扱いについて大蔵省の方針、その基本的な考え方については、ただいま大蔵大臣から述べられたとおりでございます。私も大体においてそれが原則であろうと思ひます。ただ今回の問題について、先ほど申し上げましたような経緯から問題が発生したわけでございます。ですから、いろいろな大蔵省筋の示唆もあつて、その処理をまかされた三団体におきましていろいろ協議した結果幾つも案があつた、最終的には中央信用金庫の小野孝行さんがおれがやつてやるということで、責任を持って四億円でも処理をとりあえずはかったのですけれども、協議の段階においては幾通

りか案があつて、三団体それぞれ意見が違つたというのを私は聞くのでありますけれども、これは事実なんですか。

○高橋(俊)政府委員 こういうむずかしい問題でありますので、その経過においていろいろな意見が出てくるということは当然に考えられることであります。私もそれはそういう意見の経過というものはあまり重要視いたしません。最後にその三団体の全会一致の意向であるとして私どものはうへ申し出てきたものが一つの意見である、こういうふうに承知しております。きまるまでの過程においていろいろな意見が出るのは当然のことであると思ひます。

○平林委員 経過は重視しない、最終的に出たものを見て判断したと言われる。しかし私は、先ほど大蔵大臣が基本的な考え方を説明されたのはあなたもお聞きのとおりだと思ひます。いいですか、そうすれば三団体において具体的検討をした結果幾つも案があるときには、あなたは直接指導の責任者としてその報告をあらかじめ受けて、これはこうだ、あれはこうだという指導をしなればならぬ。私はその点あなた方の指導で欠けている点があるのじゃないかと言ふのであります。三案について経過は重視しないというお話だけれども、経過をお聞きになりましたね、それじゃその経過についてそれぞれの案について大所高所に立ってあなた方としてはどういふような意見を述べられたのですか。

○高橋(俊)政府委員 正直なところを申し上げまして、私は経過について詳しいことは報告を受けておりません。

何か書きもので後日そういった途中経過が出たという話もありますが、本来そういうことはあまり好ましいことではありせん。というのには、それぞれ自分の立場というものがございまして、協会の内におけるそれぞれの自己の利益とからんだ発言等もございまして、そういうものを一つ一つ私どもが重視していくというわけにはいかないのではありません。報告がありましたときにはこういう線を出しました。一般の善意の預金者についてはあくまでも私どもが責任を持ちたい、しかし御承知のように入導入預金者に対してまで支払いの義務はないわけですから、不動信金の資産をもつて払うということは当然であります。残余財産がかりに二割あればその二割を支払う。三割あれば三割払うというのがたてまえであります。導入預金者としては平等の権利を持つてい

ると思ひます。問題は、切り捨てられるであろうところのものをどうするか。それを一般善意の預金者については当然の義務はないのだけれども、義務のない第三者が事実上の支払いをして差し上げる、こういうことでござい

ます。導入預金者に対して特に冷遇するという問題じゃなくて、一般預金者に対して本来ならば得られないところのものも義務のない第三者が立てかえて支払う、しかもその第三者の場合によつて、本来請求を受ける権利のあるものまで放棄してもいい、こゝまでいって信用金庫の名譽を、信用を保ちたい、こういう考えでございまして、私どもとしてもその考え方が適當であると思ひまして、特に向こうの考

え方に対して変わった行政指導をしたわけではございません。大体私どももその考え方が最も常識的な線ではなからうかと思つたわけでありまして。

○平林委員 この処理をまかされた三団体が協議をして幾つかの案ができた。その案そのものは大蔵省銀行局でいろいろ検討したんだけれども、あなたのことをばかると、それぞれ立場があるから利益にからんだものもある。かりに三案をA、B、Cとしましう。A、Bにそれぞれ利益にからんだものがあつた、しかるにC案にはなかつた、やはり私はこれは一がいに否定することはできないと思ふのであります。あなたのことをばからむと、それぞれの処理についてそれぞれ

の団体の思惑があつたのではないかと、この処理案全般をながめてみますと、どうも一番へたなやり方をしているんじゃないか。あなた、これは最善と考へたと云われるけれども、私に言わせると一番へたな解決のしかたをしたんじゃないか。大蔵大臣が当初説明されたように、こういう問題について預金者保護、あるいは信用金庫の信用という角度から見ると、へたな結果になつて

いる。そこに作意はなかつたかもしれないけれども、結果から見ると、そういうことをうかがうことが私はできるわけでありまして。そこでお尋ねしますけれども、一説によると、これも風聞でありますからわかりません。しかしこの処理の中心

に当たつた中央信用金庫に対して、不動信用金庫の所在地である新宿区四谷にその支店設置を認めようとするといううわさがあるのでございまして、そういううわさを耳にしたことはございせんか。またそういううわさの根拠になるべきものがござい

ます。○高橋(俊)政府委員 いわゆるうわさといううわさ形ではございません。これは推量し得ないことであります。それはどういふことかといひますと、いま解散になりまして、これから財産を整理する。貸し金がございます。普通預金と相殺したようなものは除きまして、三億数千万の一般貸し付けがある。しかしこれも必ずしも全額回収し

得るものではなくて、安全を見込みますれば、大体推計で二億ぐらゐ、それからごく一部でございまして、担保処分等が進めば、後藤鶴光からの分も若干入る。しかし整理をできるだけ早く進めませんと、経費ばかりかかります。で、だんだんと元金が減つてくるわけでありまして。問題になりますのは、その最後に残る建物などもかくとして、土地でございまして、土地が、非常に小さいものでございまして、とにかく店が一軒あつたわけ

でございますから、不動信用金庫の本店——これは本店しかございせん。その土地、建物も処分して、返済財源に充てなければならぬ。その処分するにあつて、一体だれがそれをかうかという問題がございまして、そういうことにつきまして、場合によつてはほかの適當な買い手が見つからない場合に、不動信金が買い取るというこ

とも考えられる。買い取るというの

は、ただ有利に買い取ってあげるためには、せめてそこに支店ぐらゐ認めてもらうという事でなければ、何のたに買い取るのかわかりません。特にその不動産は消滅してしまふわけでありま。信用金庫がその土地になくならない点からいまして、そういうことも考えられるのじゃないか。

しかし私どもは中央信金の理事長から、そういう申し出をいま受けておるわけではございません。ございせんが、資産処分からいって、またその土地に信用金庫の店がなくなったという事実とからみ合わせて、いままで中央信金としては非常な犠牲を払っておることは確かでございます。この処理に当たりまして、相当つらい仕事であつたろうと思ひます。ただ単に経済的な問題でなしに、精神的な負担も非常に大きなものだ、そういうことも考え合わせますと、考えられないことではないと思ひます。

○平林委員 結局私がお尋ねしたように、不動産信用金庫の所在地である新宿区四谷周辺に、中央信用金庫の支店を認めてもらいたいという事はうわさでなく、実際問題の動きとしてあるということですね。その点はどうですか。

○高橋(俊)政府委員 これは大蔵省がそういう申し出を受けたというのじゃなくて、資産の処分をどうするかというところから、そういうことも考えられるという事を申し上げたので、その事実として、そういうことを向こうが非常に強く希望しているというようにすることはないのであります。ただだれかに土地、建物を処分しなければ清算ができませんから、そうすればこれは

常識的な線として、いままでもあそこにとにかくに出張所のようなものを設けまして、事務処理上やむを得ずそういうことをやっております。そういうことから推量のできることである、そういう申し出がもしあれば、私のはうで考える余裕はあるという事実を申し上げておるわけですね。

○平林委員 この点は私あとで触れます。ただそういう裏づけといひますか、そういう動きがあつたがために、三案の中で中央信用金庫の小野孝行さん提唱による四億の処理が採用された。同時にこの不動産信用金庫についてなるべくなら解散手続があつたときでも、その認可をなるべく延ばしておいて預金者保護の立場から有効な処理のしかたがあつたのにかかわらず即日解散手続の承認をしてしまつた。私はこの問題の処理の背景にこういう問題があるのではないか、またそういう疑いを持たれると思う。私はそれゆゑにこの問題について大蔵省の指導監督のやり方が、どうもわれわれの批判の対象になるのではないかと、うき持ちを持つたのであります。

そこで問題は、いま銀行局長は導入預金があつた、こう言われるのですけれども、導入預金があつたという根拠が、特に不動産信用金庫において導入預金に支拂はないということの問題があるわけでありま。けれども、この導入預金についてどういう根拠でそれが導入預金であるという判断をなさつたか。その点が私は少し疑問でありま。それから、事情をお話しいただきたいと思ひるのであります。

○高橋(俊)政府委員 通常導入預金というのはなかなかわかりにくいものでござい。この場合に、最終的に解散になるようなことになつたのも、先ほど申したように、導入預金の金額が普通の預金に比べて大き過ぎるという問題、それは最初からリストがつくられておつた。きわめて異例なことだと思ひますが、これは導入預金であるとして当の利害関係者である後藤観光の社長後藤文二、それが認めたものがあつたわけでございます。百八十五口に分かれておりますが、実際の人員ははるかに少なくして三十数名程度であると思ひます。その中には実際の名前でない者がかなり多いとござい。それで、それとすぐにはわかりませんでした。名寄せその他をやつてみますと人数はその程度である。後藤文二なる人物は後藤観光の社長であつて、この不動産信金の常勤でござい。非常勤ではありま。理事をやつておつた。不動産信金の理事長は、名前、肩書き等につては何ら後藤観光とは関係がなかつたのですけれども、実体的には後藤文二のいつてみれば使用人のような立場にあつたということがあとから判明したわけでありま。でありますして、その理事長と後藤観光の社長とは組んでやつておつたことである。その間の事情を最もよく知つておる人物はこの二名であると思ひのでござい。この二名の二名が署名したといひますが、確認をしたもので。これは一回だけでござい。あとになりまして個人的にはあなたの預金は導入預金でありま。せんといふような証明書を書いたりしてありますが、しかししたそのあとで、あの証明書は実はうそである、私の最初に書いた百八十五口の導入預金はま。さしく間違ひなく自分の会社に導

入したものであるといふことを確認しております。ほんとうは導入預金であるかないかという議論はむずかし。裁判断所へ持つていってま。なか。容易に解ける問題じゃござい。せん。当事者が一番よくその事情を知つておるものと思ひます。その意味におきまして私どもは一応そのリストによつて導入預金として間違ひないものと判断をいたしましたといふことでございます。

○平林委員 この導入預金のリストの問題についていまお話がござい。いろいろ経緯があるように判断をされます。そしてこの問題の処理にあつて、大蔵省筋でも導入預金のリストでもつくれば救済資金が出るというような示唆をしたのではないか。それで、おぼれる者はわれをもちかむといふ気持ちで、導入預金のリストをつくつて処理してもらおうといふような根性でつくり上げたものでないかといふ疑いもいまのお話から推測されるわけでありま。ただ問題は、いまあなたがお答えになつた中で重要な点は、この百八十五口かは導入預金であるかと判断をしたとあなたは言われましたけれども、これは政府、つまり大蔵省銀行局長としてま。さしくこれは導入預金であるかと判断をされたのですか。その点は重要だと思ひます。判断をされたのかどうか。

○高橋(俊)政府委員 非常に厳格な意味で、たとえば裁判所がくだす判決においてその判断したといふふうな意味ではござい。せん。つまり私どもにも実態はわからない。わからなければ、おそれる自分の会社に金を導入した人、おそれるその裏では特利の約束も当然にあつたと思ひます。その本人がそ

認めた、しかもそれは一回だけではな。自分の供述、自分の書いたものに間違ひないと言つた以上、一応そういうものであると推測する——私訂正いた。します。判断するといひますと、何かきめつたようになりますから、私はそういうふうな推測したと言葉をかえてお。きます。

○平林委員 そうでなければならぬ。あなたが判断したといふことになれば、もうこの百八十五口かは導入預金であるといふ印を押すことになるわけですね。そこであなたが一歩退いて推測したと言われたことも問題があると思ひ。大体あなたがいまお話になつた後藤観光の何がしといふ人、あまり信用しておらぬようなお話がありま。したけれども、それが出したリストと、その話を通じて推測するといふこと自体に誤りがないとはいへない。そこで私は銀行局長にお尋ねしますけれども、導入でないと思はれるものについては支払ひをしなければならぬ、あなたもそういうふうな前におつたやつたといふ記録がござい。ますけれども、その考えはいかがですか。

○高橋(俊)政府委員 どのような角度から見ましても導入預金ではないと確定に判断されるものは、善意の預金者として、たとえ支払ひ能力がなくなつても第三者が支払うという措置をとつておるのでござい。ますから、それは信用金庫の全体の信用のためにあえてそういう措置をとるといふことであります。で、そういうものと同列に扱われてしま。るべきものであると思ひます。ただしこの導入預金のリストに載つたもののうちに、同じ導入預金らしきもののうちでもいろいろニュアンスの差はあ

るんじゃないかと思ひます。たとえば非常に確實にこれは導入預金になるのだというのを意識して預金をした者もあるでしょうし、中にはそれほどの事情をあまり深くは知らない、大体少しおかしいとは思ひながらも預けたという例外的なものもあるのではないかと思います。

○平林委員 そういふ程度のものであるにかかわらず、大蔵省銀行局としてこれを導入預金であると推測をし、それに藉口して預金者の利益が守られないといふことに相なりますといふと、あなたのその発言もやはり相当の指導上の責任はあると思ひます。たとえばもし導入預金でないという判定があったときに、今日まで支払いを延期し、またそれに多大の迷惑をかけた、これに対して大蔵省に対して損害賠償なりあるいはそうでないものをいままであなたのことばの中にもありましたけれども、導入預金だというらく印をつけた。そうならば一つの名譽棄損でもあります。かりにそういう責任を問われた場合でも、あなたはこれは推測してそういうふうに表示したんだと言つて、責任を持ちますか。

○高橋(俊)政府委員 私どものほうから、これが導入預金だと言つたのは事実には反するわけでありまして、経営の管理等に当たつた方々がみな寄り集まつて、これは導入預金として扱おうじゃないか、こう言われたのに対して、私どものほうはそれ以上のことは言えない、それがそうでないといふことを私どもは調べる権限も何もございせん。方法がないのです。金融機関に對する立ち入り検査権はありますけれども、一般預金者等について私ども

もがこれを調べるという権限もございせん。ですから客観的に見てそういうものとして扱うのに格別の支障を感じない、私どもとしても大体同感であるといふふうに扱つてきたわけです。私どものほうはこのリストを導入預金として扱うべきだといふことを強調したのではないのでありまして、しかし、いまお話しのようなことで中に間違いといふものがあるいはあるかもしれない。あるかもしれないが、おそれくちよつと考へまして、何の恨みもないのに、後藤文二なる人物あるいは三輪理事長という信用金庫の理事長が、導入預金のリストにわざと載せるといふことはない、それは考へられないでしようか。故意に導入預金扱いすることはない、自分が導入したものなりです。その点はよく知つてのことではないかと思ひます。ですから、かりにお氣の毒な事情の者があつたといひましたけれども、そのために支払いを受けることがおくれた、こういひたします。しかし、それは何ら損害賠償といふようなものには当たらないんじゃないか、当然受けるべき支払いの権利というものは、不動信用金庫の財産から受けるべきだ。第三者から受ける権利はないわけですから、それに対する損害賠償といふことはないんじゃないかと思ひます。

○平林委員 どうも高橋銀行局長の考へ方が、この処理の指導につきまして、私は預金者保護という立場において消極的なものを感じるわけです。あなたのお話にもありましたように、そうでない者もあるかもしれない。あるいは事情を知らなかつた者もあるかもしれない。そういうものがあるかもしれない。それについてやはり積極的な解決、預金者保護という立場から指導するといふ態度に欠けておるものがあるのではないか、こう思ひます。あなた、どうですか。

○高橋(俊)政府委員 私はそのように考へません。と申しますのは、いままで金融機関といふものは大蔵省の監督——中に信用組合のように県知事の監督に属しているものもありますけれども、とにかく何か非常な保護を受けおるんだ、だから金融機関は今回のように、いかに乱脈なる経営を行なつても絶対大丈夫だ、むしろそういうふうな悪弊があつたのではないか。今回初めてこういう問題から倒産に至りました。金融機関であるがゆゑにどのようなばかばかしい貸し出し、放漫なことをやつておつても、絶対つぶれないんだといふのはむしろ間違つておる。導入預金者といふものは、中に職業的なものがあるわけですが、非常に悪質な者がむしろその盲点をついておる。言つてみれば金融機関の窓口を利用して、その舞台を利用してうまい汁を吸つておるといふ者があるやうでございます。これは業界の方々もそういった導入預金者みたいなものがときどきある、それによりまして、やられるといふうなことがある、そういう者とはこの際はつきり対決をしていいたいんじゃないかといふ考へがあつたわけですね。それが全部の意見であつたかどうかは別といたしまして、結論はそうなつておる。そういう考へ方に対して私たちもある程度同感であるといふ感じを持っております。いかなる者もすべて金融機関の名前のもとに

○〇%の保護を受けるべきである、受けられるといふふうには思ひません。しかしそのようないふ事情のない善意な預金者に対しては、いかなる場合においても、できるだけの保護を加へるのが私どもの責務ではないかと考へております。

○平林委員 私が指摘しておるのは、悪質な導入預金の常習者のことを言つてゐるんじゃないのです。あなたが言つてゐたように、事情をよく調べてみると、そうでないかもしれないけれども、人たちは、やはり保護されなければならぬといふことを言つておるわけですね。それからあなたが得た資料の中にも知らぬところがあるやうですね。あなたはまたこの経緯についてつまびらかでないところがある。だからそんなことを言つてゐるんだと思ひます。この点はもう少し研究をして、いま最後にお話がありましたように、善良な預金者であつた者についてはすみやかに処理を進めるべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○高橋(俊)政府委員 その残された、導入預金の表に載つた方々の預金の始末につきましては、今後もおそらく小野孝行氏を中心に個別な折衝によつて進められると思ひますが、しかし原則的には大体二割か三割か知りませんが、残余財産の評価にもよりまして、その程度のもをまず払うといふことで個別折衝に入りたいといふふうに聞いております。最初からこれは導入預金である、ないといふ区別をうまくできるものかどうかにつきましては、私どもも監督の立場からこれはなかなかさばきにくい問題じゃないか。實際その衝に当たる人にとつてみれば、神さま

でない限り、これは絶對的に白である、黒であるといふふうにはきめつけることのきわめて困難な、むしろ不可能とも言うべき問題ではないかと私どもは思つております。

○平林委員 私はこの処理をめぐつて、大蔵省の指導の中にも欠ける点があつたといふことを指摘しましたが、そのうちのもう一つの問題は、不動信用金庫を結果的に倒産に導いて、この解散を認可してしまつたという点にあると思ひます。もちろん悪質な導入預金に対しては、やはりきつ然とした態度があつていいと思ひますけれども、そうでないものまで巻きそへを食つたといふ点においては問題が残るだらうと思ひます。特に不動信用金庫の解散登記を待つてもらいたいといふ要請があつたにもかかわらず、二週間の余裕期間も待たないで即日これを認めておるのです。この解散登記を即日許可したといふやうな点に一つの問題がある、そして、なぜ不動信用金庫の解散を急いだのか、こんなに急がなければならなかつたのか、少なくとも幾つかの案があり、問題があると思へば、認可するのは大蔵省の都合でできるわけですから、その間においてなぜ適当な処理をしなかつたかといふ点がやはり問題として残る、なぜ急いだかといふ点があると思ひます。これは即日登記を認可してしまつたという理由はどこにあるのですか。

○高橋(俊)政府委員 形式的には申請が出て、非常に早く認可いたしました。しかしそれは、それ以前から十分に連絡を受けておつたわけでありまして、そ

それから、三団体のほうから、あるいはその代表者のほうから違った意見があるということとは、その当時においては何ら私は承っておりません。これは全体の一致した意見である。いま御質問に言われた、もっと待ってもらいたいというのは、比較的大口の導入預金者の何か弁護のようなものを頼まれておった人から陳情を受けたことはございます。しかし、そのようなものに特に配慮しなければならぬ、何かいい案でも持っていればいいと思うのですけれども、そうではなくて、要するに事態をもっと引っぱってにおいて、何か導入預金者側に有利な方法が出てこないかというような気持ちとしか受け取れませんでした。私もそれはそれに對して、そういうことよりも、やはり協会側の意見を尊重すべきであるし、それは十分に事前に連絡を受けておりましたので、形式的には非常に早い認可でございましたけれども、実質的には何ら突然のことではございません。

○平林委員 高橋銀行局長はときどき何の根拠もなく、預金者の中にはおかしいものがあるという言ひ方をされるのですが、そういう先入観、偏見というのが問題をこじらせるのです。非常にあなたは無責任だと思ふ。そういうことを言う根拠があれば別ですよ。単なる信用問題だけでそういうお答えをするというのは私は間違ひがあると思うのです。特に不動信用金庫のなくなったあとに中央信用金庫の代理店、支店が認められるということなどは、私はやはりこの処理をめぐっての情勢の中から妥当な欠くものがあると思うのでございまして、いま前段にお答えになりましたように、解決すべ

きものは解決していくという積極的な熱意が見られない限り、相当考えなければならぬ問題があると思うのであります。特に銀行局長に聞いておきたいのですけれども、この不動信用金庫の処理をめぐって中央信用金庫が零細資金のほうを払い戻したということは、私はある意味では優先順位としていいと思います。しかし事実上相当の数の預金者が中央信用金庫のお得意になつたという事実は指摘できると思うのです。

それからもう一つはかりに不動信用金庫のなくなったところで中央信用金庫が営業権を持つことになれば、その営業権の対価というものはかなりに踏んでいいものじゃないかと思う。そういうことを考えますと、財源にいい案があれば別だというお話もありましたけれども、そういう点も配慮しながら、あなたのほうでこの問題について預金者保護の立場から積極的な指導をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○高橋(俊)政府委員 預金者の実際の人員としては千数百名ぐらいでございしますが、法律関係は別でございしますけれども、零細な善意の預金者には事実上実際に全部立てかえて払つておる。たてまえは預金を振りかえるといううなことでございしましたけれども、実際に全額の払い戻しをした例のほうは非常に多い。ですから不動信用金庫が新しい預金者なり、何なりお得意さんとしてみかんだものの数は比較的少ないというふうには私は見ております。現金で支払いをしてしまつたもののほうが圧倒的に多いのでござい

ます。それからまた店の始末でございします。私は、中央信金のいままでの経緯にかんがみて、そうするのが一番自然ではないかというふうに思ひましたけれども、しかしそれをきめておるわけじゃない。もしそういうことについて協会内部等におきまして非常に不満があるということであれば、私はそういう事情も勘案してきめなければならぬと思う。いずれにいたしましても、その店の処分というものはなるべく早いほうが導入預金者にとっては便利でございします。かように考えております。

○平林委員 あと一問でやめます。たとえば現在処理されている四億円、これは数千口の零細預金者の問題でございしますけれども、かりにある預金者が返してもらえないというのを理由にして破産の申告を訴えた場合には、これが確定すれば一たん処理された零細な預金者にまで迷惑が及んでくるという結果になるわけでありまして、こんなことはすまいと思ひますけれども、かりにそういうようなことが進行いたしますと、すでに支払い済みの零細預金者に対しても影響がこないとは言えません。私はそういう意味から考えまして、この問題の処理をめぐってまだ幾つか指摘すべき点は残つておりますけれども、大蔵省銀行局においても、今度の処理をめぐって私どものこういう批判があつたということも頭に入れないがら善導してもらいたいということを希望いたします。私の質問はこれで終わりにしておきたいと思ひます。

○山中委員長 この際、国の会計及び外国為替に関する件について調査を進

めます。質疑の通告がありますので、これを許します。武藤山治君。
○武藤委員 いよいよ日韓会談もたいへん進捗をしましりましたので、特にさいふのほうを預かる大蔵省にいろいろな角度からお尋ねをしてみたいと思ひわけがあります。

最初に大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、韓国に対する無償三億ドル、有償二億ドルということ、すでに政府部内では確定をした数字なのか、その点を明らかにしてもらいたい。
○田中事務大臣 これは、日韓交渉が正式に妥結した場合にはそのように決定をするということに合意に達しておるといふふうに理解をしております。

○武藤委員 そこでその三億ドルのほの基礎で無償三億ドルという計算が出てきたのか、それを明らかにしてもらいたい。
○田中事務大臣 これは私がその積算の衝に当たつたわけではありませんからつまびらかにいたしませんけれども、しかしこれは積算ということでは、先方側がもつと非常に大きい数字——私も十分こまかいことは承知いたしておりますが、一説には十何億ドルとかいふような要求があつたわけでありまして、こちらのほうは、そういう問題に對しては証拠のあるもの以外はなかなかできないということで、長いこと十何年間もやっておるのでございします。しかし韓国というものが、御承知のとおり三十六、七年前同一の国家を形成しておつたものが、この戦争の結果結果分離をして、新しく独立をしたという特異な事情にありますので、

無償三億ドル、有償二億ドルということとで日韓交渉のすべてが片づくという円満妥結の状態になつたらそういたしましうということに合意に及んだわけでありまして、どういふ内訳か、どういふふうにして合意に達したかということとは申し上げられないと思ひます。その間の事情を簡単に一つの例をとって申し上げれば、当時の郵便貯金とか簡易生命保険とか未払いの賃金とか、そういうものを戦後の物価に換算すると相当多いものになるからといううなこともあるようでございします。

いろいろな要求があつたようでございしますが、そういうことよりも、お互いがもう少し高度な立場で、いろいろ過去の特別な事情がありますから、まあひとつ三億ドルの無償というふうにおおむねの合意ができておると理解いたしております。

○武藤委員 私が尋ねておるのは、そういう高度の政治的判断で三億ドルがきまつたということにすでに前国会における予算委員会でも耳にしておるのでありますが、さいふを預かる大蔵省とすれば、たとえばこういうものと、こういうものと、こういうものの項目を全部あげて、個々の数字はわからぬでも、全体としてこれをひくくめて三億ドルということでは了解をとるのだ、何かそういう項目くらいはあると思ひます。全く項目もなく、総理大臣と大蔵大臣が相談をして、まあ向うがこれだけ言つてきたのを三億ドルならまあまあよろう、こんな大ざっぱな形で三億ドルの賠償がきまるとは考えられない。そこで三億ドルの根拠を明らかにしろといつても無理でしょうから、その三億ドルの基礎にはどん

な項目を含んでおられるのか、その項目だけでも明らかにしてもらいたい。

○田中事務大臣 請求権につきましては、御承知のとおりいろいろなことを具体的に申し送ったわけでありまして、これは徴用時代の賃金の未払い、それから恩給を一体どうするか。いまなお未払いになっているものがあるわけでありまして、一生を九十歳まで生きるという、現在の改定ベースにした場合幾らになるとか、それから郵便貯金の問題、簡易生命保険の問題いろいろございまして、そういうものがたくさんあるわけでありまして、中には戦時中日本でなくなった人に対して慰謝料を一体どう払うのか。当時は自動車の事故でもってなくなったというふうな計算をしてみても、日本がいつていような金額じゃないというふうなこまかい要請はあるようございまして、そういうことをどこまで詰めてもなかなか詰まる問題ではありせん。それにもう二十年もたつておる問題でありますから、なかなかそううまくいきませんので、まあ外交というものは御承知のとおり、これは賠償とか請求権とかいう問題になると、向こうは非常に高く言うし、こちらは出したくないという事でいきますので、なかなか合意に達する金額に対して理屈をつけるといふことは——つけてつけられないことではないでしょうが、なかなかむずかしいというところは御承知いただけたらと思うのです。今度はそれよりももう少し飛躍をしておきまして、有償、無償の援助を行なうことによつて、請求権等は自然消滅をするということではとつ宣言をしよう、こういう非常に新しいやり方を外務大臣考えられたわ

けでございまして、三億ドルという無償が、向こうの請求権の要求項目の何に値するかというところは言い得ないわけではございません。全然別な角度から、別な立場において三億ドルの無償をやろう、こういうことになっておるわけではございません。

○武蔵委員 事務当局がそこにいらつしやいますから、ちよつとお尋ねいたしますが、あなたたちは国民の税金というものを支出する場合に、総理大臣なり大蔵大臣なりが内容のわけのわからない、高度の政治判断によつて、おまえこれだけさいふから出せ、こう言われればそれに何ら疑問も感じない、抵抗もしない、それで済むかと言つてその金額をのむのですか。役人としてのあなたたちの態度ですね、これをひとつ聞かしてもらいたいのです。

○吉岡政府委員 ただいま大蔵大臣から御答弁申し上げましたとおり、請求権の法律問題あるいは事実問題を詰めておると申しますか話し合ひをしておる段階におきましては、いろいろな項目につきましてお互いの法律関係、あるいは事実関係の意見の交換をしておつたわけでありまして、今回の無償三億ドル、有償二億ドルの経済協力という問題は、そういう法律関係、事実関係をいつまでやつておつても両国間の問題の解決にならないといふことで、新しい観点で定められた金額でございまして、したがつてわれわれとして、事柄によりまして筋の通つた計算で出てくる問題もありませんが、こういう非常に高度の政治的判断を要する問題につきましては、そういう大所高所から判断をされた金額によることは当然だと考えております。

○武蔵委員 吉岡さん、いま、中には筋の通つた計算も出てくるものもあるがと、その筋の通つた計算が出てくるものとは一体どういうものをあなたたちは第一に把握をしておるのか、それをまず第一に明らかにしていただきたい。

○吉岡政府委員 多少申し方が悪かつたかと思ひますが、事柄によりましては単価があり、かけ算があり、当然出てくるというような性質のものもあると申し上げたのでありまして、今回のこの経済協力のような事柄はそういう性質のものではないといふことを申し上げたわけではございません。

○武蔵委員 そうしますと、先ほどの答弁の筋の通つた計算のしかたでできちつと出るものもあるといふのは、今回の三億ドルの問題の中に含まれていふという意味じゃないのですか。そういうものは全然なくて、今度の三億ドルの場合には、全く計算の基礎は大蔵省としてはわからぬ。もう高度の政治的判断で、おまえ出せといふので、ただそういう事務上の処理をするといふにすぎない、こういう態度ですか。

○吉岡政府委員 ただいまおっしゃつたとおり、事柄の性質上そういう事柄の性質だと思つております。

○武蔵委員 そこで大蔵大臣、御存じのように韓国と貿易をやつたときのこげつき債権が今日まだ残つております。そのこげつき債権といふものは、一体今度の三億ドルの合意に達する場合にどうなるのか、これをひとつ……。

○田中事務大臣 オープン勘定として四千七百万ドルばかり残つておると思ひます。この金額に對しましては、貿易の金額でありますので、この日韓交渉を契機にしまして、一定期間にこちらへ支払つていただくといふことで合意に達しておるわけでありまして、

○武蔵委員 確認いたしますが、これは貿易じりのこげつき債権であるから、お互いが今度の請求権を一切消滅させるという合意に達しても、これは別勘定として、この四千七百万ドルは取り立てる、今後これをもちょうんだ、こういうことになりませんか。

○田中事務大臣 オープン勘定の残額四千七百万ドル余につきましては、別個に当然支払つていただく、こういうことではございません。向こうも支払います、こういうことではございません。

○武蔵委員 中国との貿易の場合と、韓国の貿易の場合の勘定の扱ひは同じですか、違いますか、それをもつと、台湾の關係でございまして、それとも中共の關係……。

○武蔵委員 中共。

○渡邊(憲)政府委員 中共は、これは現金決済のシステムになっておりまして、向こうから輸入した場合に代金を支払ひますし、輸出した場合には一件ごとに代金を受け取る、こういう關係になっておるのでございまして。韓国の場合には、昭和二十五年からオープン勘定決済のシステムをとつておりまして、お互いに輸出入を帳簿に載せまして、その差額が二百万ドルをこす場合には、こした分について現金で決済するといふたてまえをとつておるわけではございません。ただし、韓国が一時的に本貸し越し残高につきまして支払ひをいたしません時期がございまして、それで現在四千七百万ドル余の貸し越

し残高になっておりますが、これにつきましては、三年ほど前に新しく協定を結びまして、四千五百七十二万九千ドルをこしました分につきましては翌月の十日までに支払う。また当月におきまして、さらに貸し越し残高プラス二百万ドルをこしておる分については直ちに支払うという協定ができておりまして、その協定は現在まで順守されておる次第でございまして。

○武蔵委員 私はしろうとでよくわからぬのでありますが、韓国取引の勘定だけMOFを使つて、中国などの場合は、業者は輸出入銀行を使うのですか、そういう差を、国交回復をしていない国の場合に同一取り扱ひをしないといふのは、一体どういう根拠でそういうことになるのか、それを明らかにしてもらいたい。

○渡邊(憲)政府委員 オープン勘定は、決済は戦後占領時代に日本が外貨資金をほとんど持つておりませんものでしたから、現金の受け渡し、受け払いができませんものでございまして、非常に多くの国々とオープン勘定協定を結びまして、それによつて決済をしておつたのでございまして。しかしながら外貨準備が蓄積されてまいりましたとにも、この二国間の支払い協定方式というものは逐次撤廃されまして、それからIMFの規約から申しまして、この二国間の支払い協定というものはできるだけ早くやめろといふことになっております関係もございまして、逐次整理をいたしまして、現在最後に残つておりますのが韓国とのオープン勘定でございまして、したがらば

しは韓国側と交渉もいたしましたし、

かつ三年ほど前にオープン勘定残高の支払いにつきまして韓国側と交渉いたしました際も、両国はできるだけ早くこの支払い協定をやるように協議するといふ条項もございまして、私どもとしてはしばしばその後韓国側に申し入れをしておる次第でございます。

今回 IMF の八条国移行に伴いまして、やはりこの日本のオープン勘定は八条国移行につきまして義務違反になりますから、これは両国で協議しておるということ、一応留保というふうなことがいまして、中国あるいは北朝鮮その他韓国以外のすべての国の決済は現金決済ということになっておりまして、何ら差別的な取り扱いをしておりませんのでございます。

それから輸出銀行の金融の点について申し上げます、これは延べ払い輸出につきまして政府の輸出許可のありました分につきましては、輸銀の資金をつけるということになっておりまして、これも特別な差別待遇は国によっていたしておりません。

○武蔵委員 大蔵大臣にお尋ねします、MOF 勘定になっておるこのごけつき債権が、八条国移行になると義務違反になる。こういうような性質のものを、いつごろを目途にしてこれを解決しようとするかと交渉してありますか、大臣のお考えをひとつ……。

○田中事務大臣 どのように交渉しておるかという交渉の内容をこまかくは承知いたしておりますが、日韓の国交が正常化されれば IMF 八条国移行に際しましても特認事項になっておるのでございますから、早急にかかる措置はやめなければならないということ

でありますので、正常化を機会にして解消するべきだということだと思っております。

○武蔵委員 四千五百七十二万九千九百九十九の借金が払えない韓国の経済状況というものを、大臣はどのように認識をされますか。

○田中事務大臣 これはいまやって払えないのではなくて、昭和二十五年からの非常に古いものであります。特に朝鮮事件等がありまして非常に向こうが急激に南北に分かれたり、また疲弊をしたり、そういういろいろな問題がありまして、外貨事情もそう新興国として余るほどあるわけではないわけでありまして、その後三十六年にたいてい為替局長から申し上げましたとおり、新しく発生するものに対しては発生主義で全部清算をする、しかもその協定どおりに行なわれておって、まあ何と申しますかごけつき債権と言っておりますが、大体そういうものだと思います。たな上げになっておるごけつき債権というものは、できるだけ早い機会に正常な状態をつくるために返済が望ましいというところを考へます。

○武蔵委員 昭和三十六年の四月二十二日に交換公文を作成して以来今日まで、ごけつき債権は何回返済になりましたか。返済の金額は幾らにあたりますか。

○渡邊(議)政府委員 韓国側は四月二十二日の協定以後は着実に四千五百七十二万九千九百九十九をこす分につきまして、協定どおりきちんきちんと支払ってまいっておるのでございます。したがって、一九六一年につきましては一千七百七十七万二千ドルを払っております。六十二年につきましては五千九

百八十五万五千ドルを支払っております。それから昨年の六三年につきましては四千七百八十一万三千ドルを支払っております。

○武蔵委員 それは局長、いまの答えはおかしいですね。交換公文で定めたごけつき債権総額が四千五百七十二万九千九百九十九。それをいまあなた六二年に五千九百八十五万ドル、六三年に四千七百八十一万ドルというのは、現在の残額は四千五百万ドルでなく、たいへん少なくなっておるわけですか、現在は幾らですか。

○渡邊(議)政府委員 これは四千五百七十二万九千九百九十九をこす分を、毎月向こうが決済した金額の総計をたいてい申し上げたわけでございます。したがって、いま現在の残高もやはり二月末で四千五百七十二万九千九百九十九ということになっております。この分はごけつきで、協定によりましてこの分をこす分について向こうは現金決済するということになっておりますものですか、残高は依然として残っておりますわけでございます。

○武蔵委員 そうしてみると、ごけつきは一銭も払われていない、こういうことですね。私が聞いておる答えはそれなんです。これはいまのは貿易額ですね。

そこでついでにお尋ねしますが、過去三カ年間の韓国との輸出入実績、これをひとつ明らかにしてください。

○渡邊(議)政府委員 オープン勘定では六一年に受け取りが、要するにこれは帳簿上の問題でございますから、帳簿上で三千二百三十七万二千ドル、支払いが千九百七十五万五千ドル、六二年

につきましては受け取りが八千四百一十二万二千ドル、支払いが二千八百八十八万六千ドル、六三年につきましては受け取りが六千八百四十万七千ドル、支払いが二千六百二十六万九千九百九十九でございます。

それから輸出入につきましては、これはアメリカの援助資金等によって現金で買入れられて韓国側が決済した分がございまして、輸出入の貿易額は為替統計によりまして、一九六一年につきましては輸出が七千三百八十三万八千ドル、輸入が二千一百四十四万八千ドル、輸出超過になっております。六二年につきましては輸出が一億一千五百八十二万六千ドル、輸入が二千四百六十五万一千ドル、差し引きましては九千九百七十七万五千ドルの輸出超過になっております。六三年につきましては輸出が一億三千二百七十七万七千ドル、輸入は二千四百四十二万四千ドル、差し引き一億八千六百六十四万六千ドルの輸出超過となっております。

○武蔵委員 大蔵大臣に先ほど答弁を願ったのでありますが、大臣、このごけつき債権は今回の日韓会談の請求権消滅に関する事項の中には完全に含まれません。しつこいようですが、もう一回確認をしておきます。

○田中事務大臣 四千五百万ドル余が残っておりますわけですが、この金額は全然別に支払っていただくという合意に達しておるわけでありまして、

○武蔵委員 次に、閉鎖機関の特殊清算状況についての中で特に韓国に關係するものでありますが、朝鮮金融組合連合会の資産が今日閉鎖機関に凍結さ

れておるわけでありまして、その経過、現状、これからこれをどのように処理をするか、こういう点についてひとつ明らかにしてもらいたいと思っております。

○田中事務大臣 朝鮮金融組合連合会の終戦時の国内資産は十三億六千五百三十八万九千九百九十九円、国内債務は二億四千五百二十一万二千円、国内資産の内訳は、現金及び預金二百二十一万三千円、国債が二億八千万円、株式等が十億八千二百万円、それから未収金等四万三千円、不動産、什器等三万四千円、計十三億六千五百三十八万九千九百九十九円、こういうことになっておるわけでございます。現在、清算は実質的にはほとんど終了いたしまして、資金十二億九千八百八十五万四千円、昭和三十一年二月二十九日現在でございますが、これを保有しております会員の名称、各会員の出資額等が確定できないと在外資産、負債等が不明であるために、清算が終了できないという状態であり

○武蔵委員 いま大蔵大臣が事務当局から渡されたメモを読み上げたところ、当時朝鮮にあった金融組合連合会が十二億四千万円——いまの大臣のは十二億九千万円と差があるのでありますが、私が持っております資料が間違いないか、大臣の資料が間違いないかわかりませんが、ともかくそれだけの金が閉鎖機関にある。これは今回の日韓会談によって一体どういう処理がなされるのか、これもお互いの請求権を消滅するといふ相殺の勘定に入るのか、その点はいま一体どのように話し合いを進めてまいりましたか。

○吉岡政府委員 ただいまお尋ねの件

は、韓国側からの日本に対する請求項目八項目があったわけでございまして、その第四に、韓国に本社、本店または主たる事務所があった法人の在日財産の返還請求という項目がございまして、その項目の中の一つとして、そういう請求と申しますか話がございまして、私が、私どもの持っております法律的な解釈と異なる点がございまして、両方の意見が合わないままでおるわけでございます。

○武蔵委員 事務局に一つ尋ねてから大臣の答弁を求めますが、韓国側から要求された八項目、これをひとつ議事録にとどめておきたいので、一から八まで発表してください。

○吉岡政府委員 韓国側の対日請求要綱、いわゆる八項目の内容を申し上げます。

第一は、「朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。本項の請求は一九〇九年から一九四五年までの期間中日本が朝鮮銀行を通じて搬出していったものである。」

それから要綱の第二は、「一九四五年八月九日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済を請求する。」という項目でございまして、この中に郵便貯金あるいは貯蓄債券、簡易生命保険あるいは海外為替というものが入っております。

それから第三は、「一九四五年八月九日以後韓国から振替又は送金された金員の返還を請求する。」という項目であります。

第四は、「一九四五年八月九日現在韓国に本社、本店又は主たる事務所があった法人の在日財産の返還を請求する。」ただいま申し上げました項目であります。

それから第五は、「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、あるいは損害賠償あるいは恩給関係その他非常に多くの項目が入っております。」

第六は、「韓国人の日本政府又は日本人に対する権利の行使に関する原則。」という抽象的な項目であります。

第七は、これら請求に伴う諸果実の返還の項目であります。

第八は、この請求の支払い方法について、六カ月以内に支払ってほしいという項目でございまして。

○武蔵委員 ただいま報告のありましたとおり、第四項目の請求事項の中の韓国にあった本店または支店の在日財産、これも韓国側の請求の中に含まれておるようでありまして、一体この十二億四千万円はどういうことになりま

すか。

○田中中国務大臣 日韓交渉が正式にまとまれば一切の要求はなくなる、こういうことが前提でございまして、請求権が消滅するわけであります。でありますから、その後は日本政府のものになるのだからというふうな気持ちもいたしますけれども、貸借関係、相手方の事情もまだ不明でありますので、こういう問題の調査と相まちまして慎重にこの帰属をきめるといふことになると思います。

○武蔵委員 日本政府のものになるかわからないし、あるいは慎重にこれから帰属をきめる、こういう答弁であります。一体この十二億四千万円は、日韓会談が締結された後にどこに帰属すべきものであるか。当時の朝鮮

金融組合連合会というものは京城に本部があつて、当時の役員なども日本に現在おるわけですね。おるのは御承知になっておるでしょうね。もし日韓会談後、締結された後におけるこの金の行くえというものは、どう処理することが妥当であるかと事務局はお考えですか。従来皆さんの処理をしてきた慣例から見てこれはいかがですか。

○江守政府委員 現在朝鮮金融組合連合会が保有しております資金は、十二億九千万円で、十二億四千万というのは少し昔の数字かと思ひます。御承知のように、朝鮮金融組合連合会は現在清算過程にございまして、清算を結了することがはなだ困難でござい

ます。それは出資者の名称、人数あるいは在外関係の韓国にあります債権、債務というものが一切不明でありまして、国内にあります資産、負債というものを整理いたしまして、現在保有しておる金額が十二億九千万円ということでございます。したがって、清算が終了いたしまして分配すべき金あるいは第二会社に移行すべき金というものはまだ未定であるわけであります。したがって、これをどういうふうにするかということも、まだ検討すべき段階にないと思ひわけでございます。

○武蔵委員 韓国にあります債権、債務というものはどういふ人たちがこの組合員であつたかというふうな構成がわかるという後において慎重にきめるべき問題だといふふうに考えております。

○武蔵委員 慎重にきめるべきものであることは当然であります。従来慣例、取り扱い上の慣習があるわけ

すね。こういうものはどう処理するのが最も妥当であろうか、そういうやうな案が考えられますが、どれをやるかは別ですよ、それは大臣の決裁や何かあるでしょうし、いろいろ高所から見た政治的な判断などということばありますから、そんなことでどうなるかわかりませんけれども、何かこういうものが考えられるという範囲のものは一案、二案、三案とあるんじゃないですか。そういうものもまだ検討したことはございせんか。考えたこともありませんか。

○江守政府委員 どういうふうなこれを処分するかと、これを、大蔵省の今後のとるべき方針という角度で検討したことは実はまだないのでござい

ますが、私も事務局が考えております点は、もしも清算額が確定をいたしまして、そうして韓国側の請求権もこれに對してないという段階になりましたらば、清算で確定いたしました金額を韓国側に返すべきいわれはもちろ

ないわけでございます。したがって、これを何らかの方法において利用するということになります。その際これを国庫に帰属すべきかどうかという点につきましては、朝鮮金融組合連合会というものは六百余りの朝鮮にございまして金融組合、産業組合等の団体が構成してある連合会でございます。その単位組合には日本人あるいは朝鮮人の方々の預金が入つてお

つたわけでございます。そしてその預金を日本に引き揚げられておられる。そういった問題とも関連をいたしまして、単純にこれらの金を韓国が請求権がな

いからもう返さぬでよろしい、返す相手がなから国庫に帰属せよという割り切った立場と、引き揚げてきた日本人の方々の預金を実質的にそれに

関係があるんだという関係とも関連いたしまして、今後慎重に検討いたしたいということを申し上げておるのでござい

ます。

○武蔵委員 これはもう少し時日が経過してからさらに質問をしたいと思ひます。

次に、接収貴金屬の中に当時朝鮮人が出したものが含まれておるのかお

ぬのか、この点はいかがですか。

○江守政府委員 接収貴金屬の返還問題につきましては、接収貴金屬等の処理に関する法律というものが出ておりまして、法律を施行いたしました三十四年の五月三十一日から五カ月以内に請求をしたものに対してその内容を審査して返すべきものは返すということになつておるのでございまして、現在までに六百二十七件の請求が出ており

ます。そのうち韓国人から出た請求は一件ございまして、ただその内容は、法務省が没収をいたしました貴金屬について返還をしてくれという内容のものでございまして、接収貴金屬等の処理に関する法律に基づいて返還すべき内容のものでございせんのでしたので、これを却下いたしております。それ以外にはございせん。

○武蔵委員 現在の接収貴金屬の保管数量、それを今日の金額に直した場合どういふことになるか、金額と数量をひとつ明らかにしてもらいたい。

○江守政府委員 接収貴金屬等の処理に関する法律を施行いたしましたときに接収いたしました貴金屬の評価額で

ございますが、金におきまして約四百十七億、銀で約百八十億、白金で八億、ダイヤが七十二億で、約六百八十二億。三十四年の六月に日本銀行にございました接収貴金属の量は、ほぼ六百八十二億というふうに見ておるのでございます。

○武蔵委員 現在どのくらいあるかというところをお尋ねしておいたわけでございまして、それは三十四年の数字でございまして、あとで現在の数字を出してまいります。

それともう一つ、特別会計の予算書の九二ページに、造幣局の予算の項目の中に接収貴金属未返還品というのがありますね。これはこの接収貴金属とどういう関連を持っておるのですか。造幣局の特別会計にある貴金属の項目と……

○江守政府委員 造幣局の特別会計の中にあります。お話しした勘定は、造幣局が造幣に接収された貴金属で目下接収貴金属等の処理に関する法律に基づいて返還を請求中のものだと思いますが、私、その点よく存じませませんが、おっしゃったものはそうだと思います。

○武蔵委員 これは予算書の九二ページに明らかに記載されておるわけでありまして、後日これは一体どの進駐軍に接収されておるのか、どういふ形態の実態を持つものであるか、ひとつ明らかにしてもらいたい。

それからもう一つ、先ほど韓国人から一件没収されたものの中に含まれていて、こういう答弁でありましたが、これは没収されたものであるからということで、全然返還の必要はないものであるかどうか、この点はいか

がですか。

○江守政府委員 進駐軍が接収をいたしました貴金属を返還するというのが、この法律に基づいて現在私もがやっておる仕事でございまして、それと全然別の問題として、法務省が没収をしたものはこの法律に基づいて返還をすべきものではない、したがってこの法律に基づいて返還の請求をなされたものにつきましては、これを却下したということでありまして……

○武蔵委員 しかしあなたのほうの預かっておるこの貴金属の残の中には含まれておるわけですね。全然別に保管しておるわけですか。管轄はどこですか。

○江守政府委員 先ほど申し上げました私も現在保管しております貴金属の中には含まれておりません。

○武蔵委員 それから先ほど三十四年六月現在のは約六百八十二億円とおっしゃいましたが、現在は幾らになりましたか。

○江守政府委員 現在は約二百七十億でございます。

○武蔵委員 あとの質問者が時間が詰まっておりますから、項目だけ指摘しておいて後日ゆっくりまたお尋ねをしたいと思いますが、外国為替資金特別会計の中で韓国へのこげつき債権は三三ページの資金の中に含まれていて、ものなのか、どうなのか。この勘定科目のどこに入っておるのかということ、ひとつ明らかにしてもらいたいのです。

○渡邊(義)政府委員 韓国に対する債権は外国為替資金の運用として保有しておるものでございまして、外為会計の資産の部に入っております。

○武蔵委員 資産の部というところへ何ページのどこに入っておるか、ちょっと指摘したいのですが。貸借対照表の資金の中に含まれておるのか、どこに入っているのかというところがこれでは見当らぬわけですね。どこに入っておりますか。

○渡邊(義)政府委員 ちょっと予算書を持ち合わせておりませんから、後刻御説明申し上げたいと思っております……

○武蔵委員 それではいま調べている間に、大臣が手持ちぶさたで退席でありまして、大臣が次の質問に進みたいと思っております。

大平外相は、過般十九日の松本七郎氏の質問に対して、有償二億ドルは海外経済協力基金から支出をする、こういうことを本会議場を通じて明らかにしたわけでありまして、大蔵大臣、海外経済協力基金の中から有償二億ドルを韓国に出そうというのであります。

○田中事務大臣 有償の二億ドルは経済協力基金を使うということでありまして、大体金利は三分五厘、それから七年間の据え置きを含んでほぼ二十年、こういうことでございまして……

○武蔵委員 海外経済協力基金の目的、これは一体大臣どういうことですか。そういう目的と韓国への今回の融資、援助ということが一体マッチするのですか。

○田中事務大臣 経済協力基金は、御承知のとおり将来日本の輸出市場の確保とか、また新しい世界観から、お互い先進工業国が相携えながら、低開発国やその他に対して経済援助をいたして、その地域の経済発展を来たすことによつて、双方が将来の利益を確保す

るということに立っておるわけでございます。日本と韓国の間も、近隣の友邦でありますし、しかもそれよりも長い間同一国家を形成しておいた国であります。その意味で、新生韓国の経済開発のために日本が経済協力基金から応分の経済協力を行なうことによつて、両国とも将来の利益を確保するということでありまして、私はこの基金から出すことはいかにも、またこの法律の目的達成に資することだ、このように考えます。

○武蔵委員 大臣は海外経済協力基金の性格、目的を讀んでおらぬから、そういうことを言うのです。海外経済協力基金は、特に東南アジア等の国々へ融資をし、これらの輸出余力を拡大をして日本の輸出を増進しようというねらいから生まれたものであります。よ。一体韓国は東南アジアに含まれるのですか。大抵今回の無理押しをしてきめる日韓会談のあと始末としての融資ということになるならば、当然私は別途考えるのが筋だと思つております。あるいは賠償等特殊債務特別会計、こういうようなものから特別な融資を考えるべきであります。海外経済協力基金の中から、韓国へのそういう政治的高度の判断に基づくわけのわからない金を出すということは、私は体系を乱すものであると思つております。特に一定のワケを持つ海外経済協力基金の中からさらに韓国へ二億ドルを出していくといふ方は筋を困乱させるものである、体系を乱すものである、こう私は考えます。海外経済協力基金から出すといふことは、大平外相は大蔵省と十分協議の上で発言をしておるのですか。

○田中事務大臣 御承知の海外経済協

力基金法の第一条、「海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外経済協力を促進することを目的とする。」と書いてございまして、私は東南アジアに限っておるということではなく、経済協力基金というものは日本が経済協力を行なうという国々に対してはこの法律で十分考へておるものと考えます。私はまた近い機会に、いろいろな御議論がございまして、東南アジアだけではなく、アフリカとかまた南米とかいろいろな国々に経済協力基金を使うという場合でも、この第一条の条文はそういうことを予想しておるものであつて、韓国に対する経済協力費を経済協力基金から支出するということが妥当性を欠くものではないといふふうに考えます。

○武蔵委員 それは大臣こじつけですよ。それでは海外経済協力基金法の条文を直しますか。低開発地域における海外投資という形に条文を直してあるなら別ですよ。そういう意図があるならばまた別です。しかしいまの条文のままですと、これは、やはり主眼は、柱は東南アジアを開発していこうという考えから生まれた法律ですよ。ですからそういう体系を乱すといふことはそういう第一条の規定の精神に反するばかりではないのです。貸し方、運営のしかた、これも海外経済協力基金で行なつておる融資のしかたと今度の二億ドルを出す場合の使い方と

では性質がえらい違うのです。海外経済協力基金は、いままでは三井、三菱や住友、そういう財閥系統の会社ができて、銅山の開発をやるとか、そういうものがいままでの資金量の使い方をみると非常にウェイトを占めているのです。今度の場合は政府が政府へ出すのでしよう。韓国の政府へ二億ドルばつと出して、プラント輸出でも何でもないのでしよう。あるいはプラント設備を拡充するための技術援助でもないのでしよう。そういう個々の何に使うかというとは別にきめてないのでしよう。韓国へやる二億ドルは何と何に使うためにやるのですか。それではその内容を明らかにしてください。

○田中中国務大臣 まだ日韓交渉は交渉継続中のごさいます。大体において無償三億ドル、有償二億ドル、こういうことをいっておるわけでありまして、こまかい技術的な問題はこれから日韓交渉の最終段階までにやる問題でありまして、いまあなたが言われたような問題は十分解決できる状態で決定をするものだと考えております。現在の段階において議論になっておりますのは、大平外務大臣の経済協力基金を使ってやるという政府の発言に対して違法性があるかどうか、妥当性があるなしという問題だけが事実問題として提起されておりますから、この法律をつくった当初の考え方は東南アジアに限ってはおらないと思います。少なくともその他の地域ということでござります。よしんばこの法律をつくるにき東南アジアを主目的にしているものであっても、その後情勢の変化によって、適合するそういう組織、法律がある場合に新しいものをそれに加えていくというとは違法性はないわけでありまして。

○武蔵委員 大臣、私は違法だとは言っておらないのですよ。筋を乱し体系を混乱させる好ましからざる処置だ、しかるにその二億ドルをいかに使うかという内容の質問に対しては答弁できないじゃありませんか。そういうまだ日韓会談がどうなるかということ、出さないうちに、出さないうちが海外経済協力基金から出すのですということを一國の大臣が答弁するに至っては軽率じゃありませんか。もっと煮詰めて、日韓会談はこうなつて、二億ドルはこういう開発、こういう経済的な発展のために使うという具体的なプログラムができてから、これはこういう項目で出そうということが事の順序じゃありませんか。そういう順序をきまえずに、大平外相が本会議で海外経済協力基金から出すと言ふからには、かなりの根拠がなければいかぬ。そこで私はお尋ねをしておるのです。したがって、その二億ドルを何と何にどう使うかという一応の話を進めておるのか、これをもう一回伺つておきたいと思ひます。

○渡邊(誠)政府委員 無償三億、有償二億、——有償の二億のはうは大筋といたしまして海外経済協力基金から出すということになっておるのであります。具体的にはプロジェクトその他につきましては、まだ一切話をしておらないわけでありまして。しかしながら、これを供与する場合におきましては、基金の業務方法書に定める範囲内、それから対象事業としては当然基金法に定められてありますところの開発事業に貸し出す、こういうことにな

ると思ひます。

○武蔵委員 大筋として海外経済協力基金から出すということになっております、こういう答弁ですが、だれがきめたのですか。あなたたちがそういうことをきめて、一応外相の耳に入れたわけですか。そうしてああいう答弁になつたのですか。それとも正式に閣議でそういう決定がなされておるのですか、その点はいかがですか。決定の経緯についてひとつ明らかにしてください。

○田中中国務大臣 まだ経済協力基金から正式に出すということも閣議決定しておるわけではございません。いづれにいたしましても、有償二億ドルということではござります。有償二億ドルに對しましては三分五厘、七年据え置き、二十年程度というものであります。二十年程度というものであります。現在ちょうど韓国の経済援助をし、しかも現行法で三分五厘という規定が経済協力基金にござります。また二十年以上も必要と認める場合はやることができませんという、こういうものがござります。出すとすればそこからだ。しかもこれは、日韓交渉が正式にまとまつたときの話でござります。いまの御注意もありますし、またとるまでの間、まだ時間があるようでありまして、そういうこまかい問題に對しましては十分検討いたしまして、国会で十分答えられるようにしておきたいと思ひます。

○武蔵委員 それでは、ただいまの問題は十分答えられるように、早急にひとつ検討して、次回の日韓問題の質問のときにひとつ大臣から明らかにしていただきたいと思います。

それから最後に、吉岡さんにちょっとお尋ねいたしますが、理財局長は昨日午後四時から外務省で韓国側の代表李さんと金さんという人たちとお会いをいたしておられます。そこでお会いして、まずこれからの手続事項について打ち合わせを行つた。これからどんな手続をするということに話し合いが進んだのですか、ちょっとお尋ねいたします。

○吉岡政府委員 御承知のように、従来日韓会談の中に幾つかの委員会がございまして、その中の一つに、一般請求権の委員会があるわけでござります。その一般請求権の委員会を今回再開したいという要望がございまして、昨日その顔合わせと申しますか、最初の会合をいたしましたわけでござります。ただいまお話のありました手続等についてきめたというお話は、これも従来の慣例でござります。今後の会議をいたしますにつぎまして、用語は何語にするとか、そういう意味の手続をきめたのでありまして、今後いつ開くか等のことについてはまだきまつておりません。

○武蔵委員 新聞の報ずるところによつて、次回からは実質審議に入る、次回とは一体いつと予定を立てましたか。さらに実質審議という場合の内容は何をあなたは担当としておやりになりますか、それをひとつお聞かせ願つて質問を終わりたいと思ひます。

○吉岡政府委員 ただいま申し上げましたように、次回いつ開くかというところはきまつておりません。私どもの考えといたしましては、ただいま両国の農相間に漁業問題の会議が持たれておりますが、その進行状況とにらみ合わせてという感じでござります。

○武蔵委員 先ほど伺つた為替局長の答弁がまだ済んでおらぬ。焦げつき債権は予算上どこに措置してあるか、このことをお聞きして終わりたいと思ひます。

○渡邊(誠)政府委員 この予算書の外為替資金特別会計貸借対照表という項目がございまして、その中の借方、すなわち資産の部の特別決済勘定貸という中に入つております。この特別決済勘定と申しますのは、通常オーブン勘定と申しておるものでありまして、韓国の分、それからアルセンチン、それからブラジルに対する貸し越しで、現在償還を受けつつある部分の債権残が合せてこの勘定項目の中に入つております。

○山中委員長 佐藤観次郎君。○佐藤(観)委員 大臣にお伺ひいたしますが、日韓会談の長い過程を経て、大体大詰めにきたように考えられますが、田中さんは大蔵大臣として池田内閣の重要なポストにおられます。会談はいろいろあると思うのですが、大詰めにまいりましたか。

○田中中国務大臣 日韓交渉は現在引き続いて行なわれております。私はその当事者ではございせんが、現在すぐいつごろきまるといふ段階にはないと思ひます。

○佐藤(観)委員 そこで、私は日本側から言うのでありますが、御承知のように新聞の情報でありますからわかりませんが、向こうのほうの野党は議員を総辞職する、それからソウルをはじめあらゆる地点で非常に大きな反対の運動が起つておることは御承知でございせんか。

○田中中国務大臣 新聞できのうあたり

見たように覚えております。

○佐藤(観)委員 人ごとのように言われぬように、やはりあなたは日本の大蔵大臣でございますから、こちらのほうの立場も十分に考えてもらいたい。これは重要な段階にきておるのではないかと。私はきょうは請求権の問題であらう。いろいろお尋ねいたしますけれども、韓国の情勢は、われわれ日本人も現地に行っておられませんか。なかなかわかりませんが、少なくとも日韓会談の妥結という問題は日本にとつて相当大きな問題だといふことが考えられるので、あらゆる地点でも反対があるわけですか。こういうことを考えると、このまま日韓会談がいつて、かりに日韓会談を成立させたといふときになると、また朴政権のような反対派が出てきてクーデターをやるような危険がないとは限りませんけれども、そういうことまで考えてやっておられますか、伺います。

○田中(中国)大臣 これは私がお答え申し上げるよりも外務大臣からお答えするほうが適当だと思ひますが、いまの朴政権といふものは合法政権であります。いまから半年や一年くらい前は、クーデター軍事政権であるからだめだ、こういう御質問もございました。しかし、その後総選挙を行なつて、ちゃんとした民主政権が確立をしたわけでございます。しかもそのものがまだ不安だといふことになれば、まあそれは外国のことです。それから、そう先までは考えることはできないと思ひます。現在の状態では正常な政権であるといふことは間違いないわけでありまして、十何年間にわたつて日韓交渉を続けてきておるわけでありまして、も

う時としては大体熟した時ではないかと考えます。しかし、それをやつたために朴政権が云々、こういうことはこれは外国のことでありまして、現在ある朴政権といふものは正當なりつぱな政権である、こういうことは間違いないことであるので、日韓交渉はお互いが合意に達し得れば当然妥結すべきことだと考えておるわけでありま

○佐藤(観)委員 御承知のように、いまの朴政権といふのは、たとえアメリカの副大統領のジョンソンがかわつたのと違ひまして、これは御承知のように、クーデターをやつたその人が一年半、自分に都合のいいような政権をつくつてかつての独裁をやつて、そして今度大統領になつたわけですが、私たちは、前々から民主政権でおられる人ならいいけれども、軍人なんかがかつてに武力で革命をやつて、それで一年半自分の都合のいいようなことをやつて、そしてあとで、今度大統領の選挙をやつたんだから、だいたいよくぶだといふようなことは、そのこと自体として非常にけげんな感じがするわけでありまして、実はこの問題は、野田卿一君が御承知のように韓国へ視察に参りまして、これは自民党の諸君が五人ばかり行きまして、非常にいい政權だ、実にりつぱにいておるんだといふことを、盛んにわれわれは吹聴を聞きました。帰つてきたら、あくる日、朴政権は御承知のようであらう。クーデターをやつたような、朝令暮改どころか、実にわれわれとしてはけげんな感じがするのでありますが、私どもは最近韓国へ行つておられますからわか

対に起きぬという保証はできないと思ふのであります。こういうような国となぜ無理をして早く、こんな日韓会談をやらなければならぬかといふことについて、田中さんは政治家として重要な大臣をしておられますから、どういふような認識を持っておりますか、この点を伺いたいと思ひます。

○田中(中国)大臣 戦後初めての訪韓議員団、その中に私もおつたわけでありまして、その間の事情はよく知つておりますが、佐藤さん、十分おわかりになつておつて御質問しておられると思ふのですが、外国のことをあまり心配し過ぎるというようにも考えられるわけでありまして、外国との交渉につきましては、国際的に認められておるときでなければならぬことが重要でありまして、国内的なことは、あまり先までいろいろのことを考えることは、多少政治的配慮の中にあるとしても、そういうことをいふ日韓交渉等と言うのは、私はいふことじやないのじやないか。これは皆さんも、選挙をしない中共政権との間に国交を開け、こういうことを言つておられるわけでありまして、これは事実上徴してそういうことを言われるわけでありまして、カストロ政権に對しては、またソ連でも、また新興国家などというものは、日本のように、昔のように大命降下とか、きつとしたことがあつたとか、また戦後は憲法に基づいて選挙を受けたとか、日本のように非常に歴史が長く、しかもちゃんとした法律、憲法にのつてやつておられる方から、またわれわれから見ますと、いろいろなことも思ひたくなるかもわかりませんが、それと日韓

交渉の相手であるといふことは全然別でありまして、私たちは少なくとも一年前には、朴政権は軍事政権であつた、選挙の洗礼を受けておられぬじやないか、こういうことでありましたが、今日は選挙の洗礼も受けておりますし、りつぱな政権だと私は考えておるわけでありまして、どうもそういう、人の国の主権に對していろいろのことを言つて外交交渉さへも進められないといふことになると、たいへんなことである。私には国連でも、世界の大多数がりつぱな政権として認めておるものに対してはすなわにそういう態度をとつて、初めて国際親善、国際友好といふものが進むのだと思ふわけでありまして、新興国などでは、実際毎日のようにクーデターが起ることといふような新聞も見るわけでありまして、それが起きなくなれば国交回復ができない、経済援助もできないといふような考え方は、多少思ひ半ばに過ぎるじやないか。私たちは、やはり隣国である韓国の将来といふものを十分考へながら、われわれが協力をすることによつてお互いに利益を得ようといふ前向きな考え方で行くことが正しいのではないかと、いふような観点に立つておるわけでありまして、

○佐藤(観)委員 まだ朴政権ができてから二年足らずであります。もしそういうような論拠でいへば、中共は御承知のようにもうすでに十数年の歴史を持ち、七億の人口を持つておる国であります。そういう国とは――死んだ高橋さんなどは心配して、政経分離という形で貿易をやつておられますけれども、そういうところに矛盾があると思ひますが、しかし、私

は田中さんにもう一つ、ちやうどいいおりだから伺つておきたいと思ふのでありますが、あなた方が韓国から帰られたあくる日革命が起きたといふその瞬間、あなたはどのような認識で韓国を見ておられたか。あいにここに野田さんがおられませんが、そのころの情勢を思い返すと、あなたの判断は、内地にお帰りになつたときには、あくる日革命が起きると思つておられたと思ふのでありますが、そういうところの思ひ出をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○田中(中国)大臣 すでに三年有半の月日をけみしておりますので、私自身もさだかに記憶をいたしておるわけではございませんが、私は戦前に韓国、当時の朝鮮に参つたことがあります。朝鮮の事情は大体知つておるつもりでありまして、当時の状況から考えまして、人口六十万の京城が三百万にふくれあがつてゐる。わずかに二十万、三十万であつた釜山が二百万にもなんなんとしておる。山の全くだつて、仮設バラックができておる。しかも、台風常襲の地帯でありまして、日本人と三十六、七年の間同じ国家を形成してきた方々の状態を考へて、よくこの苦勞に耐えておるといふ事実に對しては、新しい立場で認識をしてまいりました。国は異なつたといひながら、同じ国家を形成してきたお互い同士で、これはやはり日本が援助ができるならばできるだけしたほうがいいといふふうにも考えたわけでありまして、私たちが帰つてきて――非常に太平無事であるといふような御認識のようでございますが、私は当時自由民主党の総務会で話をいたしまして、全く限度一ぱい

になつてゐるんじゃないか、隣國のこのような経済状態や事実を目をおおつてはならない、私はそういうことを申し上げたわけでありまして、太平無事だという——ある日革命が起きると予想したわけではありませんが、何かはだにそのようなことを感じたことをいま覚えております。

○佐藤(観)委員 大蔵大臣になるような人でございまして、野田卯一さんとは多少考え方は違つておる、こういうふうにこれはあれしきして、実はその前にいろいろ伺いたいことがありますが、請求権というものが——これはだいたい前になりますが、何で韓国へ日本は請求権をとられなければならぬか、その根拠を御説明願いたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 御承知のとおり対日平和条約第四条の規定をもといたしまして、韓国側から対日請求権が提起をせられて、その問題の解決に十数年の歳月を経過するわけでありまして、

○佐藤(観)委員 そこで、三億ドルの無償の金をとられるというとは——これは日本の国民の税金からとられるわけでありまして、何でそういうものを支払わなければならないのか。日本と韓国との間には歴史的な問題もある。これは明治四十三年、伊藤博文の時代に合併したものであります。これは歴史的なことであつて、いまさういふのこのやうな言ひ方でも——韓国ばかりでなくて、朝鮮全体になれば考へる余地もある。それから、三年ぐらゐ前に、北ベトナムと南ベトナムのときにも、請求権の問題があつて、日本はあのとき、社会党が反対してゐたにもかかわらず——御承知のように、いま

では北ベトナム、南ベトナムの情勢は非常にひどい状態になつて、結局日本の賠償は捨てたやうな形になつておりますけれども、こういうやうな結果が起きはしないか。私はそういう点で、やはりもう少し高い政治的な次元でこのやうな問題を考へなければならぬんじゃないかというのを心配してゐるわけでありまして、そういう点については、田中大蔵大臣はどのように考へになつておられますか、ひとつ私たちがわかるように、なるほど自民党ならやらなければならぬだらうというやうな、納得のいくぐらゐの御説明を願ひたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 私は國民の財政を預つておる立場でありますので、少なくとも健全財政を堅持していかなければならぬし、国内的にも社会保障の問題、文教の問題、社会資本の問題等々、歳出の要求は多大であるにもかかわらず、乏しい財政を理由にしてがまんをしていただく立場におりますので、少なくともゆえなくして韓国といへども國民の血税を支払う、これを贈与するとかという考へ方に対しては強い反感を感じます。しかしそのやうな状態である財政当局者といへども、日韓交渉の要約があつたならば、財政的負担であるけれども、この支出に應じなければならぬという考へに立つた理由は、言うまでもなく韓国と日本といふものが長い歴史の中にあつて、お互いほんとうに兄弟と同じ立場におつたわけでありまして、長いことでありまして、しかも戦いに敗れた直後、平和条約の規定にもありますとおり、対日請求権というものが存在する法律上の根拠もございまして、それよりも同じ國

の國民であつたものが、戦後は日本は何かこのやうな状態にまでなりまして、逆に韓国の諸君は日本の羈絆から脱して新生韓国を建設しましたけれども、南北に分かれ、まさに兄弟かきに相せぬやうな状態にやつたわけでありまして、しかも私が先ほど申し上げたのとおり、新興國家として旗を上げたけれども、経済的には豊かならざる状態を續けておるわけでありまして、私たちはそういう事実と長い歴史的なお互いの兩國國民のつながりを考へますときに、ここでお互いが仲よくして共通の利益を得るためにも、日韓の国交正常化というものは一日も早くはからなければならぬ、はるかに遠い南方諸國とももうすでに国交回復をしてから長い時間がたつておるにもかかわらず、他人のけんかよりも肉親のけんかかといふやうなものが特に仲直りしにくいといふやうな例にもあるとおり、ただ一つの隣國である韓国との間に、十数年の歳月を経ながら、なお國交の正常化ができないといふことは悲しいことだと私は考へておるわけでありまして、そういう意味で長い将来を考へるときに、國民の血税を支出することによつて、なお大きな利益がもたらされるとしたならば、私たちはこの際やはり前進的な体制をとらなければならぬといふ考へのもとに日韓交渉の要約に進んでおるわけでございます。

○佐藤(観)委員 田中さんのいろいろの説明はわかりますが、なぜ日韓会談がこんなに長引いたかといふことは、御承知のように北朝鮮といふのがございまして、これもやはり日本の隣國でありまして、いろいろと日本の経済と

つながりのある國であります。そこで田中大蔵大臣は北朝鮮の問題はどんなやうに考へになつておられるのか、私も行ったことはありませんから知りませんが、韓国はなかなか経済的に苦しいけれども、北朝鮮のほうが非常に経済的にうまいといふおる。中共やソ連よりも建設の仕事がうまいといふおる。そういう事情を承つております。そういうやうな國をわざわざ含まないで、非常に困つた、どうにもならぬやうな韓国と会談をやつて妥結するといふことは、これは日本人のためでなくて、あるいはアメリカの圧力でどういふことをやらされてゐるのじゃないかといふやうなことを、私は日本人として心配しておるわけでございます。少なくとも北朝鮮といふ同じやうな立場にある國を日本は認めないで、一番経済的に困つてゐるやうな韓国とだけ会談をやつて妥結するといふやうなことは、将来に禍根が残りはせぬか。少なくともその点については田中大蔵大臣は、向こうの地に行かれて非常によく事情を知つておられますから、そういう点については大臣はどんなやうに考へておられますか、これも何つておきたいと思ひます。

○田中(大蔵)大臣 北朝鮮と南朝鮮が統一をせられてゐる状態であることは好ましいことでありまして、私たちはそういう状態でも日韓交渉が續けられればなおいふことだとは思ひますけれども、實際それができないうちはやらない、こういうことも多少これは考へてみなければいかぬと思ひます。これはきれいなことばでありませんが、日本人の中には昔借金を払うときに、親とけんかしてゐるうちは払わぬでいい、こ

うやうなことがあつたのですが、払うのがいやだからさういふことを言うわけじゃないでしようけれども、實際一つづつでも片づけるといふことは、これは前進体制であります。理想は確かに高々と持たなければならぬけれども、少なくとも南ベトナム、北ベトナムが一緒であることは望ましいし、ドイツと東ドイツが一緒であることは望ましい。ドイツの統一ができないやうな西ドイツと国交回復をしちやいぬ、こういう議論にはならぬわけでありまして、これは例がたぐさあるわけでございます。一つづつでもお互いが国交正常化をはかつていくといふ考へ方は、私はやはり当然のことだらうと思ふ。私は四年ばかり前に韓国へ行つてきました、韓国に六十萬の軍隊がおるわけでありまして、この六十萬のうち五十萬は三八八度線のごんごうの中に入つておる。こ

ういふことを聞きまして、南北といふものは、同一民族でありながらなかなかいへんだな、いつの日にかこれが一つになるだらうと、まさに天を仰いで嘆息したのが事実であります。そういう事実を私は知つておるだけに、やはり韓国が正式な國際的に認められておるならば、國として成長しておるのだから、われわれと一つかまのめしを食つてきた間柄でありますから、お互いの間でも一日も早く仲よくしようといふ考へ方は、私は國際的にも民族的にも日本人の考へ方自体としても正しいやうに方だといふやうに考へております。どうぞひとつ理解をいただきたく思ひます。

○佐藤(観)委員 この韓国の問題は、さういふやうな考へ方でおやりになつ

ておる、それはあなたのお考えですか
らけつこうであります、それなら北
鮮に対して一体どういうような気持ち
を持って将来対処されていくのか、私
たちの考えておるのは、この韓国と北
鮮との問題の解決が将来非常にむずか
しくなるのじゃないか、かえってこれ
のために朝鮮統一というのを阻害す
るのじゃないかということを中心して
おるわけでございますが、御承知のよ
うに最近の経済の事情を見ますと、な
かなか北鮮のほうにも日本の貿易の関
係がありまして有利に運ばれておる、
こういう事情も承っておりますが、こ
ういう点についてはどういうようにお
考えになっておりますか、承っておき
たいと思います。

○田中国務大臣 北鮮は、御承知のと
おり、いま日本で——そんな例をとっ
てはなんです、北海道が独立したよ
うなもので、これは国内問題でありま
す。だから韓国に私は参りましたとき
に、咸鏡道知事とか平安道知事、こ
ういうような北鮮の知事も任命して
おります。これは韓国の国内事情であ
りまして、私たちは北鮮をどうしよう
と、六億、七億の民を持つほどの現
在の中共に対しては、御承知のとおり
民間ベース、政経分離でやっております
が、北鮮は六億もおりませんし、そ
ういう意味で北鮮をいまだどう考
えなかなうまいかぬということでご
ざいます。私は韓国の問題を研究した
ときがございます、日本が三十何年
間で一体どこへ投資をしたのか、こ
ういうことを考えましたら、御承知の
とおり北鮮にはうんと投資をしておる
わけでありまして、鴨緑江のダム、それ

から鉱山地帯でありますので、鉱山に
対しては鉄道を敷いてやっております。
工場施設、その他山岳地帯であつて、
水力資源があり、人口が非常に少ない、
五、六百万人。南鮮は御承知のとおり
三十七、八年かかって日本人がたんぼ
をよくし、ノリを産み、それから山に
松の木を植えて、朝鮮松がだめだから
日本松というふうにして、いろいろと
努力をしたけれども、南鮮には人間
が二千何百万もおつて、投資は北鮮の
ほうによいといわれておつた。私は自
分が韓国へ行つてきて感ずるのは、北
鮮から請求権を求められるというよ
うなことよりも、北鮮にはよく投資を
したものだといふ考え方をしむじみ
と持ててきました。私はいまさうい
う感じだけを申し上げられるわけであ
りまして、北鮮との国交の問題とか北
鮮との貿易の問題とか、そういう問題
に対していま申し上げられる段階には
ないわけでありまして。

○佐藤(観)委員 同僚議員の質問が
ありますから、これで最後にいたします
が、私どもの考え方では、ほんとうに
韓国との会談を妥結するということが
はたして日本の将来のためになるか
らぬかという問題はいろいろ立場も
違つてわからない点がありますけれど
も、ただ私は自分の直観ではどうも悔
いを千載に残すというふうな感じが
するわけなんです。さういふ点であ
なたの御意見はいろいろとわかりまし
たけれども、日本が五億ドルの請求権
を渡してあつたといふことにはなり
ないか、あるいは韓国の政情不安の
ために妥結をしたらどばんとした
ういふような危惧があるのではない
かといふことを憂えておるわけであ
る、その

点は現在の時点において田中大蔵大臣
はどんなふうに考えておられますか、
これを最後に伺つておきます。

○田中国務大臣 私は韓国の朴政権
といふものは少なくともいづれは合法
な政権であり、国際的にも認められて
おる政権であり、日本が日韓交渉を
結ぶとして適当な政権であるとい
ふに考えます。

いまあなた、せめて乏しい中から
無償三億ドル、有償二億ドルの援助を
しようといふのでありますから、でき
るだけ相手側の状態も考え、念には念
を入れるというお話は、私もよく理
解できるわけでありまして、日本の国
内問題ではなく、国際的な外交場裏に
おける問題でありますので、日本が少
なくとも有償、無償の援助を合せて五
億ドルを隣国である韓国に差し上げ
ることができるよう国力が回復した
だといふ事実等もあつて考えていた
きまして、やはり経済協力基金など
何の關係もなかつた地球の果ての国々
にも経済協力をしなさいといふ御
鞭撻もある現在でありますから、三
十年間も一緒にあった韓国のために
かれかしと思つて、日韓交渉による
援助を行なうといふことに対しては、
ひとつ将来のために超党派で御賛成
をいただきました、ほんとうに心から
思います。

○山中委員長 日野吉夫君。

○日野委員 いま大蔵大臣のいふ浪
節的な話を承つたのであります、こ
れは有償二億、無償三億と先刻来い
われている国民の血税を出すという
ことでありまして、大蔵大臣として
は、いまのようなことでは出せない
じやなからうかと思つております。

大蔵省のたてまは、いつも金を出す
ときは資金効率を考へておる、経済効
果を考へておられるのですが、海外
経済協力基金から三分五厘、据え置き
七、二十年の期間でこれを出すとい
ふこと、新生韓国の経済援助、両国
の経済的利益を確保する——やはり一
つの経済的な効果を考へておられる
と思うのですが、この中で漁業協力
基金といふものがその内容もはつき
りしてないから私はあとで事務当局
から伺うとして、このくらい金を出
して不安がないのですか。いま朝鮮
には非常な生活に困つた農民、なか
んぞ漁民がひどいといわれていて
るが、この諸君はほんとうに餓死す
る前を呈しているといふことが聞か
れる。大臣もかつて見てまいって、
革命が起るかもしれないといふ印
象を持ってきたといふ言ひを聞か
れるが、さういふ事態が起つて
おります、いま朝鮮の野党は別な
一つの反対運動の団体の対日低姿勢
外交、反対国民闘争委員会といふ
ものをつくつて、大いに反対運動
をしてゐる。さういふことで、その
領袖である野党の国会議員がすで
に辞表を提出したものと伝えられて
おる。さういふ金——ほんのわず
か五億ドルじやないかといふ話も
あります、さういふ金を出して何
を期待しようといふけれども、出
して何を期待しようとなさるのか。
単にいま言われたような一衣帯水
の韓国に将来の経済復興を期待し
て出しているかと思つたのです、こ
ういふ状況のもとで国民の血税
であるところの金を出して何らか
の不安がないのかどうか、ひとつ
大蔵大臣に朝鮮の見通しを聞きたい
と思つております。

○田中国務大臣 もちろん投資をする
場合に、国内的には一銭たりとも
国民の血税であるといふ考へで投資
効率を考へることはけだし当然であ
ります。経済援助をする場合も、こ
れがより効率的に働きます、将来
も日本に好意に対して喜ばるよう
な事態を招くことに留意すること
もけだし当然であります。また投資
をする以上、将来これが日本のため
にはね返つてくるように十分考へ
なければならぬことも言うを待た
ないわけでありまして。また朝鮮半
島の問題を考へますとき、韓国
の国情が実際に日韓交渉の妥
結に國をあげて向かつておるこ
とは好ましいことでありまして、望
ましいことではあります、しかしこ
れはほんとうにいいわけであ
りまして、これは相手のある話であ
ります。こちらではさういふこと
で、だんだんだんだんといふこと
で二億ドル、三億ドルといふこと
になつた、向こうは十億ドルが
だんだんそこまできたわけであ
ります。日本人はせめて有償、無
償五億ドルを支払うのだから、支
払う側に立つてもう少し慎重であ
れと皆さんは言つておられる。韓
国の野党はとにかく三億か五億
でもつてきまりをつけることは何
事だ。中には私が行つたときは、こ
れは全く個人的な話でありまして、
爆撃のさなか十人以上の人命が失
われたといふ問題を持ち出されて、
一人百万円とすれば千億じやない
かといふ話も出ました。さういふ
立場から非常に強い反対を行なつ
ておるのであります。私はさうい
ふ意味で、お互いの立場でいろいろ

る問題はあるにしましても、もうすでに日韓交渉は十数年の歳月をけみしておるのであります。西ドイツと東ドイツはこれから百年間話がかぬかも知れません。しかし日本と韓国との問題はそうではないと思うのです。お互い三十六、七年間も同一国民であつたわけですから、お互い兄弟、親子の間で十二、三年も争つてこれ以上話がかぬといふとすれば、もうこちらでいいとするのが、日本人の常識じゃないかと思ひます。私はそういう立場でお話を申し上げておるのであります。政府自体が両国の友好親善のために、将来百年のことを考えて、いま日韓交渉を進めておるのでありますから、私は、こまかい問題に対しては、韓国に対して何に使うとか、どういふものにこれを採用するかというようなことは、全然まだ話が詰まつておりません。おりませんが、日本人が韓国に対して支払い者側に回つておるのでありますから、支払うことが多いいのだというようになことを考えるには、韓国とあまりにも親しい関係にあるのだという歴史的な事実というものをやはり前提として、この問題は考えていくべきだ、このように政府も理解しておるのであります。

○日野委員 大蔵大臣は依然として一衣帯水の朝鮮民族との平和をあげがう代償として出すような一つの考えが強いのでございしますが、これは大蔵大臣として資金の効率なり、経済的な代償効果を一応考えておるといたしますならば、南朝鮮に何の資源があつて、将来何で日本の利益になるという考えをお持ちでございましょう。農林水産資源以外にはない。また安い労働力はあ

りますよ。安い労働力は、日本は戦時中にも朝鮮から労働力を相当移動させて使つた経験がありますから。こういう状況のもとで全く資源のない地域であるから、経済的に見てはほとんど、戦争当時と違つて安い労働力を収奪するような考え方は、もう今日は許されません。そして一面には、もし朝鮮との交易が行なわれ、農産物、水産物の貿易の関係やいろいろの問題が出たならば、これは国内に及ぼす影響が、むしろ逆効果になりはしないか。日本の農民、漁民——現に韓国のノリが日本の沿岸の零細漁業者を圧迫して問題を起こしておることは、御承知のとおりでございましょう。私は、この経済効果には何らの期待ができません。むしろ国内に大きい問題を引き起こすおそれさえあると思つておるのであります。こういうことを大蔵大臣はどう考えておられるか、ちよつとその点を。

○田中事務次官 御承知のとおり外交の、日韓交渉の当面の責任者は外務大臣であります。どうも外務大臣も答えられないようにむづかしい御質問をいただきますが、私は、先ほども申し上げた通り、日本の財政をあくまで立場でございまして、国民の税金に基づく支払いに対しては、厘毫といへども配慮しなければならぬ立場にあるものであります。であります。日韓交渉に對しては歴代内閣が十数年にわたつて交渉をしてまいつたものでございまして、政府といたしまして、早期に日韓交渉を妥結をし、日韓交渉で支払うという側の問題だけでなく、一衣帯水である、また隣国である日韓両国の友好に資したいという外交調整の問題が

あるわけでございます。国内にも御承知のとおり法的地位の問題等で非常にむづかしい状態にある方々も五十万も六十万も現在に存するのであります。が、私は、そういう意味ではやはり政府が前向きでこの問題に對処するといふ考えは誤りではないと考へております。同時に私も自由民主党所属の議員であります。自由民主党自体も日韓交渉を早期に妥結をして、できるだけ早く両国の国交を調整したいという党議をきめて国民に訴へておるのでありますから、私は、経済問題や韓国の持つ経済的地位その他の問題もさることながら、やはり戦後二十年近くもたつておる事実を徴しまして日韓の国交の正常化は一日も早くすみやかであるべきだといふ考え方に立つておるのでございします。

経済的な問題に対しては、ノリの問題は農林大臣でございします。ノリも昔はよく入つてきて、朝鮮ノリというものは非常にうまいものであります。そういう意味で、朝鮮ノリに對しても日本のノリはうまいかと呼ぶ者あり、日本のノリはうまい過ぎる。実にうまいわけでありまして。しかも菓子などにノリを巻くといふのは朝鮮ノリの岩ノリといふことであつたわけでありまして、そのノリは御承知のとおり千葉の浦安の職人が行つてみづから韓国に植えて付けた歴史があるわけでありまして。そういう意味で日韓交渉がまとまればノリの問題その他あるでしょう。あるでしょうが、そういう問題もまた農林大臣、適当にうまくおやりになると思ひます。そういうこまかい問題はかり一つずつ考へておつて、日韓交渉の大道を開くことにちやうちよしてはなら

ぬ、これが政府全体の考え方でありまして、私も閣僚の一人としてこつ御答弁を申し上げておるわけでありまして。

○日野委員 いかにもこつちは大所高所からものを考へないというおしかりのような感じがするのであります。が、少なくともこういう不安定な状況のもとにおいてその見定めもなく、何かひとつ急速にこれを進めようとする空気をわれわれは察知するのであります。現に朝鮮に大きな不安があるといふことです。先ほど来、軍事政権だが、その後選挙によつて民主主義の国会を持つ政権になつたと言ひますけれども、ここに何らの不安のない政権だとは大臣も考へておらないでございましょう。野党がいま総辭職するといふ、新聞はこれを支持した論評を掲げておる。学生はもう先頭に立つて現にデモをやつておる。きょうあたりの情報でも各地で大規模のデモが起こつておるといふことをわれわれは聞くのであります。これは経済的にいまの大蔵の考へのように大きなプラスにはならないにしても、これはもうゼロまではがまんするとしても、大きなマイナスがある場合は、ひとつ真剣に考へてみなければならぬ。大蔵大臣として金を出してそれは期待ほどの効果はなかつた、ゼロだ、こまではないまのうな気持ち、国民は承知しませんが、あなたの方持ちはうなことで、ゼロまではしかたがないんじゃないかとしても、マイナスが起こる場合には、大蔵大臣としてこれに反對しなければならぬんじゃないか。閣議等にもあなたが出てるんだから、その点を十分考へて事

に對処しなければならぬ。現に、革命が起こるかもしれない、あるいは野党が全部なくなつて総選挙をやらなければならぬかもしれない。総選挙になつて、野党があるいは勝つかもしれない。そういう場合には政権の交代でしよう。革命です。革命政権といふものは前政府のやつたことは、国際関係は別として踏襲しない。日本がかつてベトナムの賠償に、鶏三羽に二百億の賠償をやつたことがあるでしょう。いま革命政府ができておる。そうして今日の対日感情がどうなのか大臣も知つておるでしょう。もうすでに金鐘泌氏はベトナムから台湾を回つて日本に来て、いろいろ裏で画策しておることも明らかでございします。こういう非常に危険な一つの要素を持つた国です。同時にいま国連で、あなた方は合法的に認められた政権だといふことをたてまえにして主張いたしておる。が、国連における韓国の地位というものも一体どうなるか考へてごらん下さい。これは一九四八年に、当時五十五カ国でもって構成した国連で四十八対六で韓国が認められておるはずで、棄権は一票です。いまだうかといふと、百十三カ国にふえておるでしょう。しかもフランスのドゴールの動き等から、この秋の国連総会における韓国の地位といふものはどういふものかといふことも、これは見通しをつけてみなければならぬのではないかと思ひます。が、これらの点を総合勘案して見る場合非常に危険だとわれわれは考へる。資金効率が少ない、ぐらひはがまんするとしても、ゼロになるか、むしろマイナス要素が出てまいるのではないか。革命が起きたらマイナスにな

るでしょう。踏み倒したほかにまた大きな賠償の要求が出てくるか、何が出てくるかわからぬ。しかも、ことに大きいマイナスは、わが党は北朝鮮を考慮に入れた交渉をやるべきだというのではありませんが、北朝鮮は全然考慮の対象にもならない。むしろ北朝鮮を刺激しますよ。いま韓国に援助をしてこの条約を成立させることは北朝鮮を刺激する。北朝鮮と中国の關係は御承知のとおりでしょう。同時に、こういう大きなマイナスは別としても、大体ほんとうの相手として、相手にするに足る韓国であるかどうかの見きわめもつけずにやられることは、私は非常に危険だと思ふ。こういう關係からマイナス要素が大きい場合は、あなたはこういうふうに出るにこの日韓會議の妥結に対して意見を持っているのか。あなたの持つ意見のいかんでは、やはり閣議等に大きく大蔵大臣の発言というものは影響をするのでありますから、あなたの考えを聞くが、依然として韓国との平和を買う代償として五億ドルの資金を出すのにやぶさかでないという大膽度を持って臨まれるのか。そういう危険要素、不確定要素、そういうものがあるといふたしますならば、ひとつそれらを十分考へてみるという考へなのか。あなたの最後の考へをお聞きしたい。

○田中事務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、私は閣内においては国民の財政をあくまでお守り立場でございます。私の立場としては、出さないで済むものなら一銭も出してはならぬ、こういう考へでございます。同時に國のため、国民のため、民族のために、出すべきものはやはり勇氣を持って出さなければいかぬ。大蔵

大臣は金を勘定しているだけの商売ではないわけでありまして。そういう意味で、財政の責任はまことに重いわけでありまして。私はその意味において、あなたがいまお考へになられたようなことを十分考へました。できるならば、出さないで済むならば、こう思つて考へたわけでございます。また内閣も十分それを考へた。考へましたから、十何年間もかかっておるのであります。これは事実が証明しておるのであります。ものには限度があります。ものには際限があるわけでありまして。進めようと思ふことをやることも確かに必要でありまして、私は、国民の側に立つてあなたがそうしてゐる申し述べられる心情に対して十分理解いたします。私はそういうことも十分考へたわけでありまして、これは私の考へただけではなく政府が——ここでもまゐるかとまあぬかぬかは相手のある話でありますし、外交の問題はなかなかお互い合意に達する状態であるならば、お互いに一日も早く國交の正常化をはかるという既定方針を政府はきめておるわけでありまして。私もいろいろの立場で言いたいこともありますが、また私の考へもございまして、政府としていろいろ考へて決定をした以上、もしこの日韓交渉が正規にまゐり、国会で批准が得られるということであるならば、財政の当局者としても、これはやはり兩國の外交上の協定に對しては財政的支出に應ぜざるを得ない。またそうすることが内閣の考へた政策を実行することでありまして、——しかしその結果マイナスがあつてはど

うかということでありまして、マイナスのないように万々の配慮をいたすつもりでございまして、その上なおあるかないかということ、これは責任の地位に立つておる政府と、後世国民に批判をされることであります。同時に価値判断をされることであります。十数年の歳月をかけてきて最後のどたんばになっておる今日でありますので、兩國がすなおな気持ちでまゐるならば、私は一日も早く國交の正常化に進むべきだという考へを持っておるわけでありまして。

○日野委員 十何年間かかった難交渉でありまして、それは大臣の言うとおりでございしますが、その終末にきて幾多の新しい条件が発生して混乱しているとき、急いできめなければならぬという態度もまたわれわれには解せないものがあるものであります。もう少し朝鮮の国内の事情なり、いま問題になっている北朝鮮、中国等の關係なり、國連における今後の成り行き等を見通してつけて、そうしてこのどたんばでどきどきに、火事場どろぼう式に、こそこそとやるような態度は捨てて、特に大蔵大臣として多額の賠償を伴う問題でありますから慎重な態度で、ひとつ閣議等においても後世に悔いを残さうなことのないような方法をとるよう、ひとつ慎重を期した発言をしてもらいたい、こういう要望をいたします。漁業協力資金の内容等、まだまだこまかい事務的なことはありますが、その点は残してそういう態度で臨まれることを要望して私の質問を打ち切つておきます。

○山中委員長 ト部政臣君。
○ト部委員 まず最初に、韓国に拿捕

されている漁船さらにまたこれに伴う漁民、この損害を把握しておられると思うのですが、総額で大体幾らぐらいになっておられるのかお知らせを願いたしたいと思います。

○田中事務大臣 韓国によるわが國漁船の拿捕は、昭和二十二年から、三十九年一月までに三百七十七隻、二万二千六トンにのぼっております。このうち未帰還のものは百八十一隻、一万四千五百トンであります。沈没したもののが二隻、百二十九トンでございます。これらの拿捕及び抑留に對しまして、わが國がこゝろむつた被害額は、政府關係機関による正式の調査、算定がなされておらず、妥當な金額を算定することには困難でございますが、大日本水産會内に設けられてゐる日韓漁業協議會の作成した資料によりますと、船体、機関、裝備、これは帰還船を除いてでございますが、積載物、義務の出費及び推定収益を合計しまして、三十八年度末までに約七十四億圓と推定されておるわけでありまして。

○ト部委員 この損害は当然損害賠償請求ができると思うのですが、政府はいま大体どういう方向で請求をしておりますか。

○田中事務大臣 これはいま赤城農林大臣がやっておりますので、私はまだその内容を聞いておりませんので、聞いてからお答えを申し上げます。

○ト部委員 続いて、この国内の問題であります。この拿捕等を含めて保険事故金、まあ保険事故と称する特殊保険制度、こういう点と、さらに拿捕船の補助金等の問題について支払われた補助金があると思うのですが、これは明確な金額は、私のほうは把握し

ておりますからよろしゅうございまして、この点について、これも同じくこの損害賠償の請求の中に含んで請求をするのだらうと思ふのですが、その点はいかがなものでしょうか。

○田中事務大臣 先ほどの問題も含めて申し上げて。請求権問題の解決に当たつて拿捕漁船に對する請求権をどうするか、こういうお話であります。が、韓国による漁船拿捕はわが國に對する不法行為でありますから、わが國に對しては韓国に對して請求権を有してゐるわけでございます。したがうして、日韓會議におきましてわが國としてはこの請求権を留保しておる次第でございます。

それから、大体保険に入つておりますが、保険に入つておらない零細な者には對しましては、これは非常にむづかしい問題がございまして、けれども、去年の予備費で幾ばくか見舞い金を出したということでございます。また船員に對しては代替船建造ということに對して特別な配慮を行なつておるわけでありまして。

○ト部委員 ただいま大蔵大臣のほうから、そのように十分な配慮がされておる、当然拿捕された人々、さらに漁民に對する配慮が行なわれておることについては私も了解いたしますが、この問題が出ましたので、私は若干角度を変えて質問してみたいのは、この二十九年度の十一月二十二日、東シナ海で操業中の第三十一山田丸が、國府海軍に屬すると認められるところの軍艦の不法な銃撃を受けて、有名な被災事件として出てきております。私も、過日の予算委員會において今澄君がこれを

取り上げたために、この結果というものを注目して見ておったわけでありす。私の手元にも十分な資料が揃いておられます。ところが、どうしたのでしょうか、急に立ち消えになりました。私はこの点について明確になつておりませんので、この点をひとつ皆様方に、といったらおかしいのですが、大蔵大臣に質問をしたいと思ひます。大蔵省だけではなくて、外務省のほうもおいでになつてゐると思ひますので、この点に対する的確な御回答を願ひたい、このように思つておるわけでありす。

そこでこの問題であります、まず加害者のいわゆる加害軍艦が国府のものであるかどうか、この点は確認されておるのでしょうか、どうなんでしょう。——大蔵大臣、ちゃんとここにゐるのです。これは予算委員会でも大蔵大臣おられたでしょう。この問題についてかなり問題が提起されたところ、すでにこの中にもありますように、大蔵省も承知である、そのためにこの点について諸業漁業なるものが遺族から誓約書をとるわけであつて、詳細なことは発表できない云々ということがあるわけでありす。こういう点について大蔵省が知らぬということはいはずなんすね。その点はどうなんでしょう。

○田中中国務大臣 この前どなたからそのような御質問がございました。私が答えてはおりないと思ひます。大平外務大臣が答えたと思ひますが、私がいま記憶しておりますのは、二十隻くらいのかでございまして、それに対してはバナナが何かをこつちによこ

す。その売り払い代金で片づけるということになつておるのだ、そうしてそのバナナは一隻か二隻ただけであつては来ない、それが現状だということはいま私はうろ覚えに覚えておるわけでありまして、これは要求があれば事務当局で取りそろえまして、私は明確にお答えをいたします。

○ト部委員 大臣がわからないというのは確かにそうでしょう。だけれども、私はこの問題はいへんな問題だと思ふのです。率直に言うなら、ここで社会の片隅で泣いておられる未亡人の方がおるのです。現実には即死をしたところの井筒高義さんの妻なんです、この方が当時の外務省なり大蔵省のほうからは、調査をした上に立つて十分な補償をするということをいわれておるのです。ところがそういうものが現実、単にこれを受け取らなかつたならばあなたに不利になりますよという脅迫めいたものが、しかも意味のわからぬ諸業漁業協会ですか、こんなわけのわからぬところの、いわゆる商會のほうから出されておる。政府が当然補償すべきものをこういうところがやるといふ問題が私はわからないのです。

そこで大臣はおわかりにならないと言われるのですが、では、この点についての補償は行なつたのでしょうか、どうなんですか。

○田中中国務大臣 はなはだ恐縮でございまして、それもわからないわけでございます。取り調べましてお答えいたします。

○ト部委員 私、大臣に申し上げたいのですが、実は今澄さんがこの問題を予算委員会に取り上げられて、先ほど

申し上げたようにすつと消えていつておるわけなんすね。率直に言つてそれじゃ一つ問題があるのじゃないか。でありますから、外務大臣がおいでになればまた別ですけれども、外務大臣、大蔵大臣がやはりそろつた中でこの問題をはっきりした形で私は答弁をしてもらいたいと思ひますし、同時にこの問題についてはただ今日の質問で終わるのではなくて、政府がやはりそうした韓国問題でもこういうふうなあれをやつておるのですから、しかもその中で外務省なりさらには大蔵省の中でも調査の結果適当な措置をいたしますという言ひを言ひながら、今日までそれを支払つていない、こういう責任的な問題もあらうと思ふのです。こういう点で單なる答弁としての問題ではなくて、十分これを考慮してもらいたい、こういうふう

に思ひまして、その点がわからないというところから、発言を保留いたしました。私はこの問題のみを追及しようと思つておりましたために、ほかの資料は持つておりません。以上でもつて私の発言は終わりますが、この問題に關する限りは後刻十分に論議するといふことをひとつお認め願ひたい、こういうふうに思ひます。

○山中委員長 有馬輝武君。

○有馬委員 李ラインの問題についてお伺いをしたいと存じますが、日本の漁船が拿捕されて以来、十数年に及ぶわけでありまして、この間のおもな話し合いの経緯についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○前田説明員 お答え申し上げます。李承晩ラインが一九五二年の一月十八日に宣布されました、直ちに日本政府

としましては、そういう公海上に一方的に管轄権を及ぼすようなことは、全く不法なものであるといふことで、強く抗議いたしました。それで以来韓国側による、李承晩ライン侵犯のさかによる拿捕が起り、また追跡、銃撃等の不法行為の発生するたびに、日本政府といたしましては韓国側に対し、そのつど嚴重抗議いたしてまいつておるわけでございます。抗議の際に、その拿捕につきまして、賠償請求をする権利を留保しつつ今日に至つておるわけでございます。なお先ほどの御質問、御答弁の中にも出てまいつたわけでございますが、日韓會議の請求權委員會の中に從來船舶委員會というものが設けられてまして、韓国側の日本に対する、朝鮮籍船舶あるいは朝鮮の水域に戦後入つたものを返還しろという要求に対しまして、船舶委員會の議題といたしまして、わがほうからの拿捕漁船に対する返還要求というものも議題に入りまして、日韓會議の討議の過程におきまして、この日本側の拿捕漁船の返還を要求してまいつておるわけでございます。

○有馬委員 そのつど折衝を繰り返してきたといふことでありますが、兩國の話し合いのネックになつた点はこのような点であつたか、その点をつまびらかにしていただきたいと思ひます。

○前田説明員 拿捕漁船につきましての折衝の根本的な難点と申しますか、見解の相違は、韓国側はいわゆる李承晩ライン、その後に至りましてこれを平和ラインといふようにも呼んでおりますが、この平和ライン、李承晩ラインといふものが國際法上の先例にも合致

し、法的な根拠もある。資源保存海域として韓国側が管轄権を有することは法的に有効である。これを侵犯する日本漁船の行為が不法なことであり、これを裁罰し、これを没収することは韓国側の正当な権限行使の内容をなすものである、こういうことで、李承晩ラインを不法なとし、それに基づく日本漁船に対する不法行為を全く根絶的なものとする日本側の主張と正面から対立いたしております点が、拿捕漁船の問題についての根本的な難点である、こう考へております。

○有馬委員 その折衝の経緯において李政權それから張政權並びに現在との間に移り変わりがあるか、変更があるか、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○前田説明員 お答え申し上げます。李承晩大統領の時代におきましては、いわゆる反共であると同時に反日というふうな政策が強く掲げられており、そのあらわれといたしまして、李承晩ラインについての取り締まりも非常に嚴重をきめておつた。韓国側に言わせれば李承晩ラインを侵犯した日本漁船を拿捕して裁判にかけ、船は没収する、乗組員はこれに実刑を科してきわめて長期にわたつて抑留生活をしてゐる、累次にわたる日本側からの釈放要求というものも受け入れられなかつたといふような経緯がございまして、これが李承晩政權の退陣の後に張勉政權に変わつて、さらに一九六〇年の五月に成立いたしました軍事政權になつてからの考え方が大幅に変わつてまいりました。できるだけすみやかに日韓の善隣友好關係を促進したいといふ

ことで先方も熱意を示してまいりました結果、拿捕の数、不祥事件の数に於いてもよほど減少してまいりますと同時に、不幸にして拿捕されたり裁判にかけられたりする事件が起りましても、こちらからの要請にこたえまして執行猶予というような形あるいは刑期満了前に身柄を釈放して送還してくる、あるいは裁判にかけると同時に船ごと返してくるというような事例は、李承晩時代に比べてはよほど増加してまいっておりますように私は考えております。

○有馬委員 後宮局長がお見えになったようでありますが、最初にお伺いをいたしたいと存じますことは、当委員会の審査についてどのような考え方を持っておられるか、お伺いをしたいと思いますのであります。

私は、昨日条約局に本委員会に出席するようにというのを要求いたしました。条約局長ということをお願いをいたしました。現在各委員会において、特に外務委員会において審査が行なわれておりますので、大臣はもとより局長についても出席が不可能であるというお話でありましたから、それにかわる人でけっこうでございますというところで審査を進めてまいりました。ところがこの時間になりましたもお見えにならない。審議が滞滞する。その経緯について、まさか本委員会を軽視しておられるとは思いませんけれども、明らかにしておかれないと存じます。

○後宮政府委員 もちろん当委員会を軽視するとかいうことは全然ございません。御承知のとおりいま漁業の農相会談が行なわれておりまして、その関係省との協議、それから準備の書類の作成で縛られておりまして、現在まで来られませんでしたことについて、深くおわびいたします。

○有馬委員 外務省は一人もいなくなっておられるわけじゃないはずですが、かに理由がなければいまの御説明では納得ができません。理由を明らかにしていただきたいと思います。

○後宮政府委員 先ほど申し上げました理由以外に、特にこの委員会を軽視して出なかつたとかそういうようなものは全然ございません。

○有馬委員 いまの御説明ではわからないからお伺いしておるわけです。私はさっきも申し上げましたように、決して無理を申し上げておりません。大臣に出席してほしいということをおっしゃるわけじゃありません。局長に出ていただきたい、局長がお忙しいということでありまして、それにかわる人であつてくださるというところで、須之部参事官と前田課長が出席するという通知がありながら、すでに委員会の経緯は御存じのはずなのに、今まで出てこれなかつた理由について、明らかにしていただきたい、こう聞いておるわけです。

○後宮政府委員 私のほうは先ほど申しました漁業交渉の準備その他各省との打ち合わせ等がございましたので、前田北東アジア課長が一番詳細によく知っておりますので、かわりに出席させておつたわけでございます。いままだび局長みずから聞くことがあつたので、仕事を打ち切りまして出てまいつた次第でございます。

○山中委員長 アジア局は前田北東ア

ジア課長も同じ局内の課長ですから、問題は条約局だと思ふのです。だから後宮局長そのものは別段——いま急遽通知されて来たのだと思ふのです。そのつもりでやつてくださいます。おっしゃる非難はもっともです。

○有馬委員 条約局長にお伺いしたいと思ひますが、いま前田課長から李ラインの問題についての折衝の経緯をお伺いしたいわけでありまして、両国の話し合いがつかぬ理由について、御説明がありました。この間に、私も実は昭和三十一年に当時の金代理公使というのですか、等とも折衝いたしました経緯もありますし、またアメリカ大使館にこの問題について話をしにまいつたこともあります。そういう経緯を通じてお伺いしたいと思ふのであります。この問題についてアメリカ側はどのような動きをしたのか。私は何も政府が自主的な交渉を進めておる際に他国の介入云々という意味ではなくて、少なくともアメリカの、たとえば年間二億五千万ドルに及ぶ援助、こういう点からいたしまして、その意図があれば当然この問題について両国の話し合いの、折衝の過程で果たし得る役割があつたのではないかと申すのであります。そういう点で、この間にアメリカ側がどのような動きをしたのか、また、日本からこの件について相談をした経緯があるのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 李承晩ラインが設定されました当時、これはアメリカも当時中南米諸国と同じような問題をかかえておりました関係もございまして、韓国側の注意を喚起すべく相当働きかけておつたように承知いたしております。しかし御承知のとおり、李承晩大統領及びそのあとの韓国政権も絶対に政策を変えないで現在に至つた次第でございまして、その間アメリカといったしましては、特にこの李ラインの問題あるいは船舶拿捕の問題について、韓国側に具体的ケースについて働きかけたという事例は承知しておりません。ただ一般的に、こういうことがあるから早く漁業交渉を妥結して、こういう問題を抜本的にできるだけすみやかに解決するようにという一般的な希望の表明はございましたが、特に具体的拿捕事件等については、最初の李ライン設定当時以後は、別に何ら韓国側に対して特に働きかけているというようなことは承知しておりません。

○有馬委員 いまの後宮局長の御答弁で大体その間のニュアンスはわかるのでありますけれども、それにしても、他の問題については非常に積極的なアメリカが、この問題については非常に消極的であつた理由が解せない面が多いわけでありまして、アリソン大使のときであつたと思ひますが、名前は忘れませんが、たぶんグラハム代理大使、当時の公使ではなかつたかと思ひますが、すでに拿捕事件が起りましてから四年経過いたしておりましたのに、この件に関する私どもの問いに対して、現在調査中である、このような言明をいたしておつたのであります。あなた方と一緒に育ちました森島守人君もその席に当時同席いたしておりましたが、森島君が、有馬君、ちょっと言い過ぎじゃないかと言つぐらゐに、私はこの件について詰問をいたした記憶

があるものでありますけれども、このような消極的な態度をアメリカ側がとつてきた意図はどうかと推測をされておつたのか、そういう消極的な態度をこれやむを得ずとして看過してこられたのか、この辺の経緯についてお聞かせをいただきたいと思ふのであります。

○後宮政府委員 先般の中間報告の場合に大臣からも申されましたとおり、この日韓交渉全般の早期妥結というところにつきましては、米國は機会を見まして非常に強い希望表明はいたしておりますが、各個の問題につきましまして、ちやうどインド、パキスタンの間のカシミール問題とか、ああいう問題に具体的解決条件とかそういう問題まで踏み込んできたのに比べますと、日韓関係につきましましては、全然そういう介入をしてきていない状況でございます。これは他國の外交政策の動機は推測になりまして、公開の席ではあまり深く立ち入ることはいかかと思ひますが、やはりへたに立ち入ることによつてかえつて逆効果を生ずる、双方から感謝されるよりか、むしろ双方から恨みを買うというところから、一般的に非常に慎重な態度を持してきていますような気がいたしております。

○有馬委員 単純に双方から恨みを買うからというふうな受け取り方をしておられたわけでありまして、

○後宮政府委員 それ以上、李ラインの問題について特に日本側に冷淡だつたとか、その理由いかんとかいうことについては、どうも思い当たる節がないのでございます。

○有馬委員 少なくともこれは国をあげての大問題であります。そして外務省としても積極的に折衝を続けられ、その間に当然、アメリカの韓国に及ぼす影響について十二分に知っておられる外務省が、ただばう然とその消極的な態度をながめておられた、これはどうも解せないと思うのでございます。当然そこにはかるべき判断があり、またその判断に及ぶ動きというものがあつたと思うのであります。ただ消極的であつたというのではなくして、ほかに理由があつたのではないですか。

○後宮政府委員 やはりアメリカといひましては、この種の問題につきまして深く立ち入らないほうがいいんじゃないか、特に朝鮮戦争が進行中の場合には、韓国との関係で韓国を特に刺激するようなことを避けるというふうな考慮もあつたのではないかとこのふうに思つております。

○有馬委員 私は、むしろ韓国に対すると同時に、私もよく憶測し過ぎるというぐらゐに非難される場合もあるわけでありませうけれども、NBA T O 結成なり何なりの背景に利用されたのではないか、弱い漁民がその犠牲にされてきたのではないか、一般から見れば、あるいは、うがち過ぎた見方かもしれないけれども、そういう受け取り方をせざるを得ない雰囲気があつたと思うのでありますけれども、その点について局長の考え方をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 アメリカといひまして、先ほど申しましたとおり、中南米諸国が非常に大きな漁場保護ライ

ンを設定いたしましたして、これに嚴重に終戦後から抗議を続けてきたりして、おりましたので、日本が李承晩ラインのもとに犠牲になつてゐることに付いては、一般的な同情の念は始終表明しておりましたので、自分の政策目標のために日本が李承晩ラインで苦しめられてゐるのを看過する、そういうふうな気配は感じられなかつた次第でございます。

○有馬委員 それでは外務省としてはその態度に対してどのような働きかけをしてこられたわけですか。

○後宮政府委員 これは会談全般につきまして米國側の介入を導入するような態度に出ますことは、たとへ特定の問題についてあるいは有利な場合がありまして、結局全般的に第三国の干渉によつて交渉ができたというふうな非難も招くことになりまふので、全般的に大局の見地から、この日韓交渉については米國をはじめとして第三国の介入はむしろこちらから遠慮する、そういう態度でずっと来ております。

○有馬委員 参考までにこの際伺ひたいと思つておりますが、ベトナムの賠償の有償、無償のその後の動きについて、おもしろい件でございまして、お聞きをいただきたいと思ひます。どういった工事が進められ、どういった点に役務が提供されておるかという点について、お聞きをいただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 御承知のとおり、ベトナムに三千九百万ドルでございますが、賠償が日本の生産物及び役務で支払われることになっておりまして、一番顯著なものといひましては、先般第一期工事を竣工いたしましたダニ

ム・ダムの建設があつたわけでございます。よく一部に、問題と申しますか、疑われておりますように、軍事的な建設とか、そういうふうなものに使われたいように、これは御承知のように賠償部で各契約を認証いたしますので、そのときにそういうことのないようによくチェックしてやつてゐる状況でございます。

○有馬委員 その他の点について二、三お聞きをいただきたいと思ひます。顯著なものでございまして、

○後宮政府委員 恐縮でございますが、これは実は賠償部が主管でございます。実は私共もまいとところまで承知いたしておりませんので、ダニム・ダム、それからそれ以外といひましては、若干消費資材等もあるいは出ていたのじゃないかと思つておりますが、詳しくはあとで資料を取り寄せてまた御連絡いたしたいと思います。

○有馬委員 それからこの際藤崎局長にお伺ひをいたしたいと思ひますが、サンフランシスコ条約が結ばれました過程におきまして、これは何回も問ひだされたことではあります。北京政府か台北政府かという判断は、日本に自主的にまかされたのかどうか、この点をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○藤崎政府委員 サンフランシスコ条約の規定上は仰せのとおりでございます。○有馬委員 日本政府の自主的な判断にまかされたということではあります。が、当時吉田首相によつて明らかにされておりますことは、条約の適用範囲を、現在國民政府の支配下にあり、また今後支配下に入るべき領域といひ

ておりますが、第十条で中華民國の國民を規定いたしまして、「台湾及び澎湖諸島のすべての住民及び以前にその住民であつた者並びにそれらの子孫」と限定をいたしておりますが、今回のフランスの中共承認に伴ひまして政府が明らかにしております態度、この吉田首相にあらわれ、そして台北政府を選んだそのときの政府の考え方と、現在のフランスの中共承認があつたあとの考え方、これとの関連についてお聞きをいただきたいと思ひます。

これは外務大臣からお伺ひすべきことではあります。これは外務省として当然一致した見解として持つておられるはずでありますから、この際明らかにしていただきたいと思ひます。と申しますのは、私も、この日韓会談の問題につきましても、北朝鮮といふことを念頭に置かないでものを考えるわけには参らないのであります。そういう意味合いにおきまして、いまの点を、これは論議され尽くした問題でありますけれども、現時点における外務省の考え方を聞かせをいただきたいと思つております。

○後宮政府委員 仰せのとおり、日華平和条約におきましては、國民政府との間に、この条約の施行地域については、國府が現に、あるいは将来支配する地域に限るということになっておりますが、日本が中華民國と戦争状態に入り、そして中華民國全体との間に平和条約を結んで平和関係を回復したという立場を當時としておりました。ですから、要するに、中華民國については、全中國の政府であるという立場を、そのときもつておりましたし、フランスが中共を承認いたしました現在に

おいても、その立場は変わつておらないわけでございます。現在の時点においては、その立場はずつと維持せられておるわけでございます。

ところが、韓国につきましては、御承知のとおり一九四八年の國連總會の決議によりまして、はっきりと、いまの大韓民國政府といふのは、三十八度線以南と申しますか、休戦地域線以南の地域における唯一の政府、こういうことになっておりますので、その点今度日韓交渉をいたしますにつきましても、南の半分の政府との間に國交正常化の交渉をするというたてまえになつておまして、その点中華民國の場合と違つてございまして、もちろん、韓国政府といひましたら、憲法その他で自己が全朝鮮に支配権を及ぼす全朝鮮の政府という立場はつておりますが、國交正常化の交渉におきましては、國連の決議に基づきまして、南鮮だけの政府という立場で交渉を進めておる次第でございます。

○有馬委員 直接関係はございませうけれども、先ほど、中華民國が唯一の政権であるという考え方については現在も変わつていないという後宮さんの御答弁でございました。といひますと、國連で新しい事態が発生した場合に、簡単に申し上げますと、その節考慮するといふ外務大臣の答弁は、そこからは出てこないと思つておりますが、その点の関連はどうなんですか。

○後宮政府委員 大臣の御答弁の趣旨は、現在においては、日華平和条約を締結したときの立場は変わつておらない。ただ國連に中共が加入する、代表権が認められるようなことになつた

まの御説明ではちよつとたよりない感じがいたすのであります。が、その中でこの五カ年計画を遂行するにあたって、韓国としては外資にたよっておる部分が非常に大きいことは御承知のと

おりでありましたが、今度のこの賠償と関連して、韓国側としてはこの五カ年計画を遂行するその資金源としての外資の中で今度の話し合いのものをどのよう配慮しておられるのか、これは向こうさんでなければわからないといえ、それまでのことでありませうけれども、当然そこら辺の見通しといえますが、それがあって外務省としては進めておられると思ひますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 御質問の最初のほうにございました日本の有償、無償の供与がほんとうに効率的に使われるようにという点につきましては、従来諸国と結びました賠償協定あるいはタイの特別円協定等にございますように、実施細則によつて、そうしてほんとうに効率的な使途に使われるように両方が協議してやっていくことになると思ひのでございまして、ほぼ漁業についての見通しもつきました段階において、ぼつぼつその実施細則の面の交渉に入るといふ段階に來ているわけにござい

ます。まだ公式のあれではございせんが、韓国側の新聞等に発表されております向こうの企画庁等の発表を見ましても、消費財を主として入れて、そしてインフレを抑えるほうに主力を注ぐか、あるいは資本財をプロジェクトベースで入れる、主としてそういうプロジェクトの資本財の輸入に使うというところにございまして、政府部内でいふ論争があつたようではございせんが、最近におきましては主として資本財を入れる、こういうふうにございまして、トを通じて向こうの実施細則について

その点どういうふうなプロジェクトに使うかという案は、実施細則の交渉が近く始まりますので、そのときに明らかになるのだらうと思ひております。それからもう一つ、あのほうの御質問にございまして……

○有馬委員 けつこうです。

次にお伺ひしたいと存じますことは、借款の返済についての見通しを、先ほど佐藤委員からも焦げつき債権の問題等について、あるいは武藤君からも御質問があつたのであります。が、はつきりとした見通しを持っておられるのかどうか、この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 お答え申し上げます。

韓国五カ年計画の総投資額といつたしましては米貨換算で約二十四億七千万ドルを——これは総投資額でございす。内外資合せてそれだけを見込んでおります。そのうち外資といつたしましては約六億八千万ドルを見込んでおることになっております。

先ほど御質問にございまして、日本の有償、無償をこの五カ年計画とどういふふうに組み合わせているかという点でございせんが、これは実は機会あるごとに先方にも照会してゐるのでございせんが、先方の答へは、自分の国の五カ年計画については自分のほうで別途調達した外資内資によつてやるのだ、日本からもらう有償、無償の金はその五カ年計画の資金計画の外ワツとして、そのプラスアルファとして使うのだ、そういう立場を繰返してあります。

○有馬委員 その弁済についての見通しはどうなんですか。

○後宮政府委員 御承知のとおり、先方は外貨事情が非常に苦しいとございすので、返済能力の問題についていろいろ懸念のあるのは当然でございす。現在の貿易金融のやり方を見ておりましたも、先方はこのごろは非常に良心的に輸入を押さへまして、そうして自分の外貨の支払える範囲で信用状を出す、そういうふうな政策をとつております。先方の説明といたしましては、日本からもらう有償、無償によつて生産がふえ、貿易がふえることによつて日本からの借款を返済していくのだ、そういうふうに行つております。

○有馬委員 次に伺ひたいと存じますことは、韓国の対日感情の把握についてであります。私は、外務省としてどのような手段を通じてこれを把握しておられるのか、この際お聞かせをいただきたい。たとえば世論調査等でありまされども、朝鮮日報に出ました世論調査で、学生の世論調査をやりましたところ、二十歳前後の学生たちが、今度の日韓会談についても日本側に誠意がないというふうな見方をしておられる者が九〇%をもてております。世論といふものを的確に把握してかからなければ、もちろん政情その他についても同断でありまされども、問題が非常に大きかろうと思ひます。

そういう点について、いかなる手段を通じてこの世論調査につとめておられるか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 御承知のとおり諜報活動的なものはいまできませんので、結局先方の世論を見る方法といたしましては、新聞雑誌等に発表される先方の世論調査の結果あるいはアンケートの結果、あるいは向こうの要人あるいは在野の方との個人的な接触によつて得られる感触、そういうものによつておるわけでありまされども、

○有馬委員 最後にお伺ひしたいと思ひますが、今度の金鍾泌氏の来日に際して政府としてはいかなる資格として金氏を見ておられるのか、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

○後宮政府委員 御承知のとおり金鍾泌氏がベトナム、タイ等に参加したときは政府特使の資格を持っておられたのですが、日本では単に民主共和党の議長、日本で申しますと幹事長というふうな職に当たるわけにございまして、われわれもそういうふうに見ているわけにございまして。

○有馬委員 政府の今回の動きを見ておりました、これは当然外務委員会でも本日質疑が行なわれたと思ひますが、私は単なるそういうものとして扱ひを越えておるのではないかと思ひます。少なくとも二国間の重大な問題について、こういう資格の人が重要な役割を果たすという点については、歴史的にも大きな問題を残すのではないかと思ひますが、この点についての外務省の御見解を伺ひたいと思ひます。

○後宮政府委員 そういう御議論も当然でございせん。外務省といたしましては、その点留意いたしまして、特に外務大臣訪問も儀礼的訪問ということにいたしました、実質的な交渉等は全然いたしません。一昨年、金鍾泌氏が中央情報部長の現職にありまされども、外務大臣と面会され

ていろいろ交渉の話をされたようなことで旧知の間柄でございまして、儀礼訪問の申し出がございました以上これを受けてそれにこたへた、それだけのことにしたわけにございまして。

○有馬委員 新聞その他の報道機関の伝えるところは全部誤りなものでか。

○後宮政府委員 外務大臣との会談に關する限り、双方の国内の政情等に関するいろいろな談話はございましてけれども、具体的な交渉案件の話は事実全然ございせん。

○有馬委員 外務大臣はじめ政府要人が会つておることはもう巷間に毎時報じられておるところなんです。その果たす役割は何にもないんだとこの際言ひ切れませんか。

○後宮政府委員 金鍾泌氏も与野幹事長として参りましたので、いわゆる交渉のムードづくりに關してはありますが、それ以上政府当局者との話し合いに關しては具体的な交渉をする、そういうことはやっておらぬと承知してあります。

○有馬委員 いいかげんな言ひのがれはよしなさいよ。實際やっておるじゃないですか。いまの答へをはっきりもう一度繰返して言えますか。

○後宮政府委員 私、確實に承知しておりますのは、外務大臣との会談の内容でございせんけれども、これにつきましましてはもう全然そういう交渉ということはやつておりません。

○有馬委員 終ります。

○山中委員長 堀昌雄君。

○堀委員 少し出入りをしておりまして、一部重複するところがあるかもしれせんが、御了承いただきたいと

これはアメリカがすでに四十五億ドル近
くのものをつぎ込んで、依然として
韓国というの経済的な諸条件が整わ
ないわけだ。これは整わないはずだ
と思う。あれだけの小さな国で、工業
生産が非常に不十分な状態の中であれ
だけの軍備を持っていれば、これは成
り立っておればおかしいのであって、
私は成り立たないのがあたりまえだと思
っておられます。そういう成り立つ条件
の非常に困難なところに一年に五千
万ドルの金が入ったら、韓国が非常に
復興するかとすると、私は大したことは
ないと思うのです。当座の補政権の
ささえにはなるかもしれないけれど、
も、長期的な問題としては、冷静な立
場から見ても非常に問題のある条件
だと思っておられるわけだ。そうして
みると、今度はどういふ問題が残るか
と、いまの負債は七年据え置きで
すからいまの問題じゃないでしょう。
しかし先に行く、今度はこれの返還
のほうにまた焦げつくという事態が、
おそらく私は来るのではないかと思
う。そこらのところ、もしこれがそう
いうかっこうで焦げついたら、この前
のオープン勘定のうちに、またここへ
積み上がっていくということになりか
ねないのじゃないかというふうには私
思うのですが、そういうふうな問題に
ついては、さききの輸入、輸出の關係
でそれは落とすのだというようにこと
で物を買わざるを得ないということに
なるのじゃないか。これは非常に先の
ことですから、いまから議論をするの
は適當であるかどうかは別として、も
のごとの考え方としてみれば、私はそ
ういふことが起こる可能性は十分にあ
るのじゃないかというふうに思うので

すが、こういう貸し付けの返還とい
うのはどういふ形で受け取ることを政
府は考えておられるのでしょうか。

○田中事務大臣 有償、無償という問
題は、まず大前提として日韓の国交正
常化、こういう一つの大きな目的があ
るわけでございます。それから有償の
問題に對しても、二十年でありますか
ら相当先のことだと思ひますが、少な
くとも日韓の国交正常化をやりまし
たいという考えでありますので、二億
ドルの借款をよしんば行なつたとい
しましても韓国は再びに再建するだ
ろう、またそうあることによつて日韓
国交の正常化をやつた大きな価値もあ
りますし、またそういう意味で隣国の
経済発展といふことをいねがってお
るわけでありまして、そういう大きな
立場で、韓国に二億ドルのものを
やつたらまた二十年後には焦げつく、
こういう考えを前提にしないで、焦げ
つかないようにならざるを得ない、日
本としても大いにひとつ協力をしてい
くという考えでいていただきたい、こ
う思うわけでありまして、これは私た
ちも、いまはたして十五年後、二十年
後といふことになりまして、たいへん
先の話であります。絶対だいいようぶ
だと思つたウジミナス等があつたこ
とになっておりますし、外国に對しての
低開國援助といふ問題もなかなか簡
単な問題ではないわけでありまして、な
いけれども、やはり新しい國際的な感
覚からいって、主要工業國は低開國
國に對していろいろ投資をしたり、経
済援助をしたり、技術援助をしたりす
ることによつて、地球上のすべての人
類の福祉の向上をはかるという大

な立場もござります。そういう意味で
十分御理解のある堀さんですから、い
ま私にそれを聞かれてもなかなかむず
かしい問題でありますので、最終的に
きめるとしたら、債權確保に對しては
やはり十分配慮をしたいというふう
に考えます。

○堀委員 そこで、これは事務當局に
お伺ひいたしますが、最近の韓国のイ
ンフレの状況といふのは一体どの程度
でしょうか。

○吉岡政府委員 全体につきましては
外務省からお答えするほうが適當か
と思ひますが、物価指數を持っております
ので申し上げますと、一九六一年の
三月の卸売り物価の平均が一・一であ
りましたのに對しまして、一九六三年
の十一月に一・六二になっております。

○堀委員 そうすると、この二年半余
りの間に約五〇％といふおそるべきイ
ンフレが韓国では起きておるわけだ
ね。これは為替局長なら知つておるで
しょうが、いま世界で二、三年間に五
〇％のインフレのある國といふのはど
こでしょうか。ほかにありますか。

〔原田委員長代理退席、吉田（重）
委員長代理着席〕

○渡邊（誠）政府委員 私の存じてお
ります國では、ブラジルが韓国以上の大
きな物価騰貴を示しております。

○堀委員 そこでいみじくも田中大臣
が、ウジミナスもあつたことになつた
といふ発言をされておるのです。ま
さにこの韓国のインフレとブラ
ジルのインフレは非常に近い状態にあ
るわけだ。ウジミナスも、初めはあ
んなことになると思わぬでスタート
を踏み切つたら、まさにどろ沼に足を
突っ込んだやうなことがいま起き

て、しかしどうにもならないからやら
なければならぬ。しかしこのインフ
レといふものは、よつてわれわれも困
つておるの、これは大蔵大臣も切実に
お感じになつておると思ひます。そ
うすると、いまの韓国に金を貸して、
そうして経済力を復興させるとかなん
とか言ひましても、このインフレがと
もかくある程度落ちつかないことに
なつて、これはやがてはまた同じことにな
ると思ひます。そこで一つ伺いま
すが、いま韓国との貿易の關係でレ
イは一体どういふことになっておるの
ですか。二年半で五〇％もインフレが
どんどん進行して行く中で、どうい
う形で行つていくのか。

○渡邊（誠）政府委員 韓国との間の貿
易は主としてオープン勘定でドル建て
で行なわれておるわけでございます。
○堀委員 ドル建てはいいですよ。ド
ル建てだけれども、ドルと韓国の貨幣
といふのは、そうするといふの、こうい
う形で動いておるということになるの
ですか。

○渡邊（誠）政府委員 日本はドルで売
り、韓国もまたドルで日本に売る。要
するに建て値につきましてはドル建て
でやつておるわけでございますから、
韓國內部で日本から輸入した物資を
幾らで売つておるかといふようなこと
は、これは韓国の中での問題でござ
います。なお韓国はIMF平価の設定が
ございませぬので、幾らのレートで國
内て扱われておるかといふことにつ
きましては、つまびらかにいたしてお
りませぬ。

○堀委員 交換はドルですから、そ
のことはいいです。しかしいま日本は
産物なり役務なりを向こうに提供す

わけでしょう。こちら側としての価格
はドルでいきますからいいですけれど
も、韓国の中へ入れば、これは韓国の
通貨價格に當然換算されていくわけ
でしょう。それの土台の中で生産が起
こる。しかしインフレが起きて、返すこ
ろになつたときに、これに對して韓国
は、そういうインフレの中でドルに建
て直して返していかなければならぬ
でしょう。インフレのスピードがある
分だけ、われわれが貸した分よりはた
くさんのものを韓国は返すことに、経
済の原則として結果においてなるの
じゃないですか。

○田中事務大臣 日韓間におきまして
は、一億何千万ドルという貿易をや
りまして、現在でもちゃんと決済はつ
いておるわけでありまして、これから
十年、二十年後の韓国がますます悪
くなるということは、隣國の日本とし
ては、そうあつてはならないという、も
う少し好意ある立場で考へてあげる
、それで日本も韓国も互に榮えていく
という考へ方に立つておりますから、
日韓の国交正常化によつて、日本が有
償、無償の援助をするといふことも、
韓国経済の再建に對しては大きく資
するものだと思ひ考へておるわけであ
ります。特にまた、いままでの考へ方
だけでは、將來國連貿易開發會議で
いろいろ問題になつておりますよう
に、世界じゅうが、お互に共同の責
任において人類すべての福祉の向上を
はかるという考へ方に立つておりま
すから、いまの考へ方だけではなく、
やはり韓国も將來日本と同じように相
携へながらいっしょに経済成長を遂げ
ていくものだ、またそうあるべきだとい
う考へ方に私は立つておりますから、

いま無償、有償合わせて五億ドルのうちの二億ドルがインフレでもってどうにもならぬで返せない、そういうことであれば、日本と韓国との将来における貿易決済もできないという前提に立つわけでありまして、私は、そうはならない、またそうしてはならないのだという考え方で考えておるわけであります。

○堀委員 私は希望的観測は自由だと思ふのです。しかしやはり私は、政府というものは国民の利益を守らなければならぬと思ひます。そうすると、希望的観測とともに、冷静な客観的な分析もあわせて行なわなければ、政策の誤りを来すのではないかと、だからそういう諸条件がないところ、現在インフレのないところに対しては、有償で供与することについて、今はないけれども今後は起こるかもしれないなどという議論は私はしたくありません。しかし現実にはこの三年間に異常なインフレーションが起きておる、年率にして一五%ぐらいのインフレーション、三年で五〇%ですからね。そういうものが起きておるのをどうやってとめるといふ何らかの確固たる韓国側の政策があるとか、あるいはそういう客観的諸条件があるというなら、私もあえてそこまでどう言う意思はありませんけれども、いま韓国のいろいろな諸問題を調べてみれば、韓国のインフレーションを抑え得る条件というものは私にはないと思う。すでに外貨事情が非常に悪くて、そうして韓国自身の状態といふものは、食糧にしても絶糧農家が非常にたくさんあるというような事態である。アメリカから余剰農産物をどさどさ入れる。これが入り過ぎるもの

だから米の価格やなんか下がってしまつて、農民はますます困るという実に複雑な経済状況を呈しておるわけですから韓国の問題というものを正

常な形で見ようという形に誤りがあるのであつて、そうではなくて、このいびつな状態の韓国というものを見ながら、それに対して日本の国家的利益を守るということにならないと、これは私は先に行つて食い違いが必ず出てくると思う。言うならば、個人間の問題でもそうですが、金を貸してくれといふので金を貸す。返してもらえなくなるといふわけですが、返せなくなるといふと、こつちは貸しておりながら、借りたやつが返さないでおいで催促をするといふて悪口を言うような結果が起る。これは個人間でもそういう問題があるわけですね。だからこういう問題については、客観的な冷静な判断というものの上に諸条件が考えられない限り、あなたの方のほうがよかれと思つて一生懸命にやつたとしても、よくないという結果が生まれるおそれもあるわけですよ。だからあなたの方のお話を聞いてみると、よくなつてももらいたい、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいという希望的条件ばかりです。しかしよくなる見通しですね。第一、日本だつて最近のインフレはなかなか抑えにくいといふことなんですよ。しかし日本の場合には政策の誤りだから、政策を直せばインフレを抑えることはそう困難ではない。しかし韓国の場合には、政策の誤りではなくて構造的な問題になつてゐるわけですから、そういうふうに私は判断するわけ

です。だから将来の問題等は除いて、いまの韓国のこの状態、これは大蔵大臣は正常だと思ひますか。

○田中 國務大臣 財政当局者として私は、いやくも債権確保のために万全の態勢をとらなければならぬことは、お説のとおりでございます。私もそう考えております。しかし韓国のいまの状態が悪いからよくするために少しお手伝いをしようという気持ちになつていただきたい、こういうところでございします。しかもまんだら他人じやないのではありません。三十何年間も同じ国家を形成してきて、兄弟のような間柄にあつたわけでありまして、そういう意味で、ただ金銭的な価値判断だけで日韓の交渉の問題は考えることはできないだらう。いまからちょうど十八年前の日本だつて、専門家が来て三年間もかかつて検討して、日本はどんなにこ入れしてもうまくいかぬ、こういうことを言われたわけでありまして、極東委員会に対して正式なレポートが出たわけでありまして、私もそんなことがあるものかといふので国会議員に立つて出てきたのであります。こんなことがあるものか、こういうことで十七、八年後の今日の日本が築かれてゐると思ひます。われわれと同じ生活を三十九年もやってきた優秀な民族でありまして、新しい国家を形成して生みの悩みはあると思ふ。しかし東洋民族の中で優秀な民族として将来は必ず立ち上がつていくであらう。あれだけの文化と歴史を持つ民族が将来破局的なインフレ的な経済をやるとは私は考えていないわけでありまして、またそうでなくて、実際お互いが協力し合うことによつてほんとうに韓国の経済もよくな

る。それがアジア民族の幸福につながつていくのだという高い立場からお互いは見なければならぬと思ひます。私たち自身にもある事実つらいうのがわれわれの昔の考えでありまして、たが、そうではなく、戦いに勝つたアメリカが日本に対して賠償を免除したり、またガリオア、エロアでもって金や品物をつぎ込んだ、そういう過去をわれわれがまざまざと持つておるのでありますから、ただ経済的な考え方だけで対岸の火事だ、このままにしておいたのではとてうまくいかぬだらう。日本が三億ドルや五億ドル入れても立ち上がることはできないだらうといふような考え方からだけ見ることができない状態にあるのではないかと、やはり人類的な立場も、東洋民族というお互いの立場も十分考えながら、しかも債権確保をしなければならぬ、こういうところに政府の苦衷があるわけでありまして、こういうふうには非常に苦衷を持ちながら努力をしておるにもかかわらず、なかなかどうも政府の意思の通らぬことは悲しいことであります。

○堀委員 実は私は、やはり朝鮮の民族の皆さんが開発をされてしあわせな暮らしをする権利もあると思ひます。それは世界のすべてのものが協力をすべきだと私も思ひます。しかし、ここで韓国の構造的な問題といふのは、いま世界的に見てよくわかる例があるわけですよ。イタリアをごらんになればよくわかりますけれども、イタリアも同じようにやはり半島なんです。そして北部のほうは工業開発が非常に進んで、非常に高い生産力を持つておる。ところが、御承知のように南部はやはり韓

国と同じように農業状態であつて、非常に開発がおくられておる。しかし、イタリアは分割をされておりませんから、北側の生産力をもつて南側にいまだんどん投資をし、開発をして、御承知のような目ざましい発展を遂げておるわけですよ。ところが今度はドイツの場合を見たら、ドイツは御承知のように西ドイツのほうに工業生産のほうで、東ドイツは農業生産です。これが二つに分割されておるために、東側には非常に大きな問題が出てくる。私は昨年ベルリンに行つてみて、まことにあの壁といふものの悲惨な姿を見ましたけれども、あそこでは東から西へ動いていく。韓国では南から北へ、日本をワンクッションにして動いていく。

この姿を見ますと、やはりほんとうに朝鮮の人たちの将来の平和、しあわせ、経済の開発を考えると、いふならば、イデオロギーの問題はさておき、そういう経済的な原則、構造的な諸問題が解決をされることなくして、いまのような形で二分をされて、そうしてそこに過大な軍備をそういうことのために持ち続けておる状態のほうに問題があるであつて、これを正すことななくして朝鮮の国民全体がしあわせになれる可能性はない。韓国の人たちがしあわせになれる可能性はないと私は思ふのです。だから、このことはいろいろとイデオロギーの問題もありましよう。しかし、われわれはやはりそういう朝鮮の人たち、韓国の人たちがしあわせになる権利をもつと尊重する必要があるのではないかと。そのことは経済というものの基本的な原則に立つて朝鮮の統一といふものができない限り、韓国の開発といふことは、これは日本

が過去に行なえたような条件にはならない。そういう構造的な問題をやはり政府は十分に認識をしておかなければ、ただ、いまのような基本的な原則だけが私は韓国の人々を苦しめてきたものとは思われないわけだ。だからこれらの客観的な情勢の中でインフレーションが起ころうという事は、やはり私はそういう構造的な問題からしわが寄つておるといふことであるから、その点をふまえて政府がやはり大きな見地からこの問題を進めない限り、まあ田中さんも若いし、私も若いのですから、これからひと二十年、お互いがんばって、健康に注意をして、国会議員であるならば二十年先の今日、この経過がどうなつたかという事は、これはまたその日に議論をすればわかる。少なくともそのときとどちらの発言が正しかったかという事は、歴史が証明すると思う。しかしその歴史の前に今日までのいまのイタリアあるいは韓国と朝鮮人民共和国あるいは西ドイツと東ドイツ、こういう問題を考へてみるならば、私は二十年を待たずして、もう少し政府がそういう高い角度から考へ方を進める段階に來ておるのではないか。そうしたときに初めて私はこういう無償、有償の供与をわれわれはもっと安心をして国民的な立場でもろ手を上げて賛成できる条件が出てくるのではないかと思ふのです。まあ、これは見解の相違でありますから、私、答弁は求めません。これは私たちが二十年前にまた田中さんとこの場所が相まみえてそれを確認するといふことではないと思ひますが、私はこの点については十分自信がある。政府はそういうことではない。

ここまできておつて、なかなかそうはいかないかもしれないが、しかしそういう背景の中で問題は考へておいてもらわないと、ただ一方的にあつてほしい、こうなつてほしいという希望の観測だけで処理をされることは、誠に国家的、国民的利益のために慚んでもらいたいという事を要望いたしまして、私の質問を終わります。

〔吉田(重)委員長代理退席、委員長着席〕

○山中委員長 日韓問題の質疑で議題が中断いたしましたので、再び国立学校特別会計法案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び自動車検査登録特別会計法案の各案を一括して議題といたします。質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員 開銀総裁にお尋ねをいたしますが、開銀の設立の目的は那邊にあるか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○平田説明員 開発銀行は昭和二十六年に設立されたのでありますが、銀行法に示しておりますごとく、日本経済の再建と産業の開発、発展をはかるという目的をもちまして、市中銀行の金融だけでは不十分なところを開発銀行が担当しまして、日本経済の発展をはかるということが大目的になっておる次第でございます。

○只松委員 開銀法の十八条に業務の範囲といたものが定められておりますが、その中で今回改正になるわけでございますが、たぶんその制定のときに開議において了解事項のような形で次のようなことがあるわけでございます。

日本開発銀行の運営については、同行がわが国の経済自立、産業の開発等今後の重要経済施策を推進するため必要産業資金供給上に占める重要性及び政府金融機関としての使命にかんがみ、政府の産業、交通及び金融に関する総合的政策及びこれに基づく基本計画に順応せしめるものとする。

なほ日本開発銀行の定款に右の趣旨の規定をおかしますよう措置するものとする。

○平田説明員 今度は、御承知のとおり主たる改正は、土地造成に関する融資につきまして道を開いていただくというところでございます。現行法でござい

ますと、土地造成を需用者と申し込ますか、その土地を使う人がみずから造成をしてそれを工場等の用地に充てる場合は、融資ができるのでございますが、先に土地を造成する会社ができますと、その会社がみずから造成をして、それを売却するためにつくる場合、その資金は現行法では供給できないのでございまして、供給できないのでございまして、新産都市その他日本の産業用地がたいへん不足を來たしまして、各地で造成されつつあることは御承知のとおりでございます。これを民間企業の形でやる場合に、開発銀行が融資いたしました、合理的な造成ができるということになりますと、

これはとりもなおさず産業の開発、発展に非常に寄与するのじゃないかといふことでございまして、そういう趣旨をお願いしている次第でございます。開銀の本来の目的に反するものではございません。漸次そこまで拡大する必要が生じてきたと私も存じておる次第でございます。

○只松委員 いままでの貸し出しを見ましても、電力あるいは海運、石炭、化学関係、そういうものがずっと述べられております。したがって、開発銀行の設立の趣意、目的というのは、そういうものにあることは理の当然でございます。そういうことと、もちろん土地というものは、そういう産業の開発に大きな関係を持っておりま

すので、無関係ではございませんけれども、そういう設備に投資することと、土地を造成するということとは、おのずから目的が変わってくる。拡大解釈をいたしますと、そういうことと関連を持つことは当然でございますけれども、これはものの解釈を拡大していくと、いろんな場合に数限りなく広がっていくわけでございます。私が申しておるのは、そういういままでの開銀の目的、あるいは運営と、土地を造成するといふことは、大きく異なつてはしないか。こういうことを言っておるわけですが、その点違わな

いかどうか、重ねてお尋ねをいたします。

○只松委員 これは見解の相違で、目的が違ふといふことなら、それ以上の論議はいたしません。いままでの目的と、それからやうてきた事業と、今回の土地造成ということでは大きく目的が異なつてくる、このように思ひます。

そこで次にお尋ねをいたしますが、土地を造成する、いろいろ土地の造成のしかたもあるわけですが、港湾の土地造成もあれば、新産都市の土地の造成もあるし、住宅都市の土地の造成もいろいろございます。今回提案をされましたその内容は、那邊にあるかお尋ねをいたします。

○平田説明員 土地造成と申しますのが、開銀の趣旨からいたしまして、当然住宅用地等は含まないで、主として産業の用に供する土地の造成を対象にする考へてございます。

先ほども申し上げましたように、土地造成が各地で行なわれておりますが、その様子を見ますと、やはり民間企業を中心にしまして、株式会社の形態で能率的に土地造成をやれば、もっと効率的にいくんじゃないかという節があちこち見受けられますので、そういう道を開きまして、土地造成を有効適切にできるようにしよう、こういうのが主たる今回の改正の趣旨でございます。

地をつくった、こういうことをいたしまして、いまのように政府が産業の急速な発展、あるいは新規投資というものを抑制してくる。そういういたしますと、せっかくつくった土地でもなかなか使用者がない、こういう事態が当然に将来も起こってくる。いまだたくさん土地がつくられて、そういうところも部分的に随所に見受けられます。しかし今後もあると思う。これはまたあとで関連してお伺いいたしますが、そういったしますと産業開発ではなくて、住宅に回そう、こういうことも場所によっては起こってくることもある。そういう、いわゆる新産都市のためか、あるいは産業開発のためであるかどうか、住宅のためであるかどうか、どうやって見分けて皆さん方お貸しになるつもりですか、ひとつお伺いをいたします。

○平田説明員 お話の点は、現実に土地造成に対して融資をする場合の、率直に言ひまして大きな問題でございます。私も計画をいかに調べまして、はたして造成された土地が確実に利用されるかどうか、そういう点につきましても、十分審査を加えまして、その上でケース・バイ・ケースに適切な判断をくだしてまいりたい。率直に申し上げまして、多くの場合は相当部分が進出会社、あるいはその需要する企業がきまっておる場合もございます。しかし一部なお未確定のような場合もございます。そういう場合につきましては、大体におきまして全体がそう遠からず利用されるといふ状態であるかどうか、そこは審査の際に十分判断を加えまして、適切を期する考えでございます。

○只松委員 十分審査するというところでございますけれども、その審査も、政府の方針が御案内のようにときどき変わるし、あるいはまた国際情勢その他ももちろん変わってまいります。土地造成というの是一年にしてできるわけではございません。二年、三年先、あるいは将来にわたってできる。やっとならば方針が変わったりすることもあるでしょう。土地造成の場合には、単なる工場の新設その他と違って、長期的な展望をしなければならぬので、当然にいわゆる審査というののもいわけ思惑がはざれることがたくさん起こると思ひます。そういうことはどうやって皆さん方のほうでお見分けるか、あるいははずれた場合にはどうやって責任その他をおとりになるのか、ひとつ明らかにしていただきたい。

○平田説明員 個々のケースの場合につきましましては、十分調べて、そのケースごとに適切な判断をくだすというよりはか申し上げることはございせんのですが、大体におきまして工場の適地というものは、そうたくさんあるものではございせん。やはり衆目の見るところのおのずから第一と言つては言い過ぎであります。やはり見解が大体統一されてきつたあるようでございます。しかし問題は、お話のとおり、ときには少し早くなったりおくれたりする。これは若干の経済の波動に應じてあり得ることでございます。その辺のところは個別案件でよく見る必要があるかと思ひますが、まずよく審査を加えますれば、そんなにはずれることはあるまい、ないように努めた、かように考えております。

○只松委員 大きくはするところはあまりないということでございますが、私はあり得るだろう、こういうふうないろいろな角度から考えて思つておるわけですが、その場合にはどうやって責任をおとりになりますか、ひとつ重ねてお尋ねをいたしておきたい。

○平田説明員 責任の問題というところから抽象的にございしますが、私も企業体に貸し付けするわけでございます。貸し付けた金額が、はたして確実に償還されるかどうか、そこで問題が出てくるかと思ひますが、この問題はひとりこの問題だけでなくて、一般の企業の設備投資に対しても、たくさん個々に私も調べて融資いたしておりますが、その問題と別に変わりはないというふうに考えております。

○只松委員 次に、貸し出し先の問題でございますが、融資先は、どういふふなところにお貸しになる予定か、また、順位等がありましたら、ひとつお示しをいただきたい。

○平田説明員 御存じのとおり、少し大規模な工業用地は、むしろ、府県、地方自治団体がみずからやっている部分が相当ございます。それから、そのほかいろいろな形で行なわれておるが、やはり私も、地方公共団体が行なう場合にきましては、これは別途政府資金が、資金運用部から貸し付けて行なわれることになりますので、そのほうでやってもよろしい。開銀で担当いたします分野は、株式会社の場合に土地造成を能率的にやる場合、大抵におきまして、民間企業が主体になってやる場合を中心と考えております。ただ、実際問題として、土地造成は御存じのとおり、免許その他の問題

がございしますので、地方公共団体が出資をして、特別の会社の形でやるといふ場合が、実際は相当考えられるんじゃないかと思ひますが、そういうような企業体が行なう場合に、開発銀行は融資しようということでございます。

○只松委員 そこが一番問題だと私は思ふのです。主として民間にと、こういうことでございまして。民間でどういふふうな形で行なわれて現在までできたか、あるいは、将来行なわれるか、こういうことを考えてみればすぐわかりますが、まあ地方の名士、別の意味じゃ小ボス、こういう人たちが、その開発何とか公社とか、あるいは何とか事業団あるいは何とか会社、こういうものをでっち上げます。そうして、その人たちが名を連ねて、その土地造成なり開発をする、こういう形のものが非常に多いように見受けられます。そういったしますと、私が前お尋ねをいたしましたように、そういういわば幽霊会社みたいなもの、実体のないもの、こういうものに金を貸す。そして、土地の開発造成を行なわせる。いやしくも国家の金、政府の金をそういうきわめて不安定なもの、しかも別な面から見れば、特定のそういう小ボスのようなものになぜ貸す必要があるのか。いま言われましたように、非常に必要なものであれば、地方自治体が資金運用部から借りてそこでやる、こういうことが通例であるといわれておりますが、そういう道があるならば、なぜ特に開銀のほうからこうやってそういうものに貸さなければならぬか、私は、そこがたいへんにこの改正の危険な点である、こういうふうに考えるが、その

御所見を承りたい。

○平田説明員 御指摘のように、現在いろいろな公社という形で、いろいろな方面で土地造成が行なわれることは、お話のとおりでございます。しかし、この公社の形態は、実はお話のとおり、率直に申し上げまして、責任の所在がはっきりしないところがある。したがって、私も、そのままでの形で融資する考えはございません。ただし、公社の場合におきましても、公社を解散いたしました、はつきりした責任のある企業体、株式会社形態に切りかえまして、そこで責任関係が明らかになるという場合に取上げよう。その際に、いま申し上げましたように、府県や市町村が、免許その他で関係ございしますので、やはりある程度の出資をして、会社をつくるというふうなことは、実際の問題としてかえっていい場合もございしますので、その程度のもので含めて考えていこう。したがって、企業体の経営者等におきましても、単に名前を連ねているだけでどなたが中心になってやっておられるかわからない、こういったような企業体には融資する考えはございせん。責任関係が明らかである場合に限って融資する考えでございます。私、いまからこういう道を開きますと、おのずからそういう方たちで企業体ができまして、土地造成が合理的に行なわれる、それをねらいといたしておるといふことでございまして。

○只松委員 機械工場であるとか、あるいは化学工場であるとか、こういう製造工場の場合には、新しく設立する場合に、いろいろな危険性がありましても責任の所在というものは明確で

す。ところが、いま開銀総裁もおっしゃいましたように、こういう土地の造成というのは、悪い面から見れば、土地ブローカー、こういうものを考えれば想像が付きましますけれども、土地をつくるまでは、そういう名士の名前やなんかを並べていろいろな形で資金を集めて、見せ金等をつくってつくりまします。しかしこれが、たとえば先ほど申しましたような悪い例からするならば、いろいろな政府の施策その他と異なってきたりしないというような場合で、なかなかその土地会社の運営がうまくいかない、こういうような場合、あるいは、大部分は売ってしまつて、あと残つて、いわゆる製造工場ではございませんで、その中の名を連ねておった人がやめたたりあるいは死亡したりいろいろなことで、その責任の所在がだんだん不明確になつてくる、こういうふうなことが非常に多く想像されると私は思うのです。したがういして、普通の製造工場と違つて、こういうところに金を貸すというところは、相当厳重にしなければならぬ。ところが、そういう規定は何もなく、いままでのこの電力やあるいは海運やあるいは石炭産業等に貸したと同じようなワクの範囲内の貸し方として、ただ同列に並べて、そういうところに貸す、こういう一項を設けることは、きつめて危険きわまりないものと私は思います。先ほどから総裁のほうも若干の危険性があることはお認めになつておりますけれども、私は、一〇〇%のいうふうな貸すのが悪いということをお申しておるのではございませんで、貸すならば、こういうふうなただ、いままでと同じように羅列するのじやなく

くて、もっとそういうところを明確にする、あるいは、ここでいうことができないならば、このところに項をあげて、この貸し出しについてもと厳重な規制をする、こういうことを当然に考へべきだと思ひますが、そういう点について、今後努力される意思があるかどうか、ひとつお尋ねいたします。

○平田説明員 私どもも、この問題につきましても、いろいろお話しした点も検討したわけでございます。第一、場所もやはり相当選定をする、それから、規模もあまり小さいものじやなくて、一般規模以上に限ろう、それから、企業体も、やはり私も開銀のいままでの審査の経験から見まして、妥当な企業体を選ばう、そうしまして融資をしていこうというわけでございます。どつちかと申しますと、開銀銀行には審査の専門家がだいぶたくさんおられて、むしろきびし過ぎるくらいな非難をあつちこちで受けておりますが、やはり同じような態度で、さらに一そうよく注意いたしまして、審査を厳重にいたしまして、お話のような点がないようにいたしたいと存じます。それで、開銀銀行の融資は、償還が確実なものに限られております。これはもう私の責任でございまして、遺憾ないようにつとめる考えでございます。

○只松委員 そこで、その堅実が堅実でないか、あるいは将来に対する確かな見通しがあるかどうか、これは総裁を信頼しないというわけじやございませんで、単なる感じなんかでは私たちはだめだと思ひますが、そういう基準を設ける意思があるかないか、それから、もしないとするならば、具体的にどういふことをもつてというか、たとえばその知名の士が名を連ねておるからだいじやうぶ、あるいは、その大きな会社の社長がそこに名を連ねておるからだいじやうぶ、こういうふうなことでは御判断になるのかどうか、その基準は那邊にあるか、お尋ねいたします。

○平田説明員 基準についてはいろいろ検討しておりますが、もちろん開銀銀行の融資の基準はできるだけ具体的なものをつくる考えでございます。これは大体先ほどから申し上げましたことをさらに改善を加へまして、基準に即した融資をやつていく考えでございます。しかし何と申しまして見通しの問題にもからまうてきまして、個々のケースについて十分審査を加へまして、適切な判断を下していくようにつとめたいと考えております。

○只松委員 先ほどから言つておりますように、機械製造工場その他と違ひますから、それなりの基準を設けられる御意思がありますかどうか、重ねてお伺ひいたしておきます。

○平田説明員 私どもも、この問題につきましても、いろいろお話しした点も検討したわけでございます。第一、場所もやはり相当選定をする、それから、規模もあまり小さいものじやなくて、一般規模以上に限ろう、それから、企業体も、やはり私も開銀のいままでの審査の経験から見まして、妥当な企業体を選ばう、そうしまして融資をしていこうというわけでございます。どつちかと申しますと、開銀銀行には審査の専門家がだいぶたくさんおられて、むしろきびし過ぎるくらいな非難をあつちこちで受けておりますが、やはり同じような態度で、さらに一そうよく注意いたしまして、審査を厳重にいたしまして、お話のような点がないようにいたしたいと存じます。それで、開銀銀行の融資は、償還が確実なものに限られております。これはもう私の責任でございまして、遺憾ないようにつとめる考えでございます。

○只松委員 次に、開銀の基準金利は

六分五厘ですか、のようですが、いま開銀の金利関係はどのようになつておりますか、お尋ねいたします。

○平田説明員 開銀の基準金利は、いま一般基準金利で八分七厘でございます。ただし例外が相当ございまして、たとえば電力とかそれから海運、石炭等につきましては六分五厘の特別金利を適用いたしております。ただ、この土地造成の分は一般の金利並みの八分七厘を適用する考えでございます。

○只松委員 そういふ基準金利、特別金利の金利の定め方はどういふ考え方がありはどうかという手順を経ておきめになつておりますか。

○平田説明員 貸し付けの条件、金利等につきましては実は開銀総裁が決定するということになつておるわけでございますが、一般の基準金利は市中銀行との関係を考えて妥当なところである、大体興銀その他長期金融機関の市中金利をよく見まして、それよりも若干低目なところ、大体それに近いところで決定するという方針でいたしております。最初は一割でございしましたが、二回にわたつて引き下げまして現在は八分七厘でございます。

それから特別金利につきましては、これは一種の政策的な要素あるいはその事業自体の性格、それから計画自体の国民経済的意義といったような観点を取り入れて決定いたしておるわけでございますが、このほうはやはり政府の重大方針に即応してやるといふたてまえにいたしておりますので、政府と十分意見を交換した上で、多くの場合政府の経済政策的な要請に即しまして金利をきめておる、こういうことになつております。

○只松委員 政府の意向を聞くということは開銀の性格上当然なことではございますが、これは政府から要望があつた場合に、そういう特別金利というものをお立てになるのか、あるいはそうでなくて、皆さん方のほうできめて政府のほうにそういうことを要望され、連絡をされるのか、どつちでございませうか。

○平田説明員 非常に一般的に重要な場合で特別金利を適用する場合には、むしろ閣議の了解とかあるいは大蔵省、関係省間の話し合いとか、そういったようなことに基きまして、その意見をよく承りまして決定するということになつております。

○只松委員 今度日銀は三厘の公定歩合の引き上げをやつたわけでございますが、この公定歩合の引き上げはこういう基準金利、特別金利にどういふ関係がございませうか。全然今度引き上げの意思はございませうか。それともこれに関連して引き上げになりますか、お尋ねしておきたい。

○平田説明員 私の銀行は一年以上の長期貸し付けに限られておまして、長期の金利につきましては別段変更がないようでございますので、いまのところ変更する考えはございませんで。

○只松委員 池田内閣は、きのう本会議で総理も今度の公定歩合の引き上げは一年以上に及ぶ、こういうことをおっしゃつておられます。で、相当長きにわたつたと思ひますが、そういうふうになりまして将来引き上げるといふ意思はございませうか。

○平田説明員 今度の金利引き上げが比較的長きに及ぶということと、長期金利の貸し付け条件というものは

第一類第五号 大蔵委員會議録第二十五号 昭和三十九年三月二十五日

三三

ちよつと違つた問題のようにも思いますが、おそらく政府においても長期金利についてはいまのところお動かしになる考えはないようでございます。したがうして、開行銀行としても動かす必要はないのじやなかろうかと考えております。

○只松委員 委員会のほうに出てまいりました開行の法律案の説明書を見ましても、貸し出しの中に「その他」という項がありまして、それに非常にたくさんのお六十四億円のものがございまして、その「その他」の内訳はどういうふうになっておりますか。

○平田説明員 委員会に出しました業種は、おもな業種を列挙しましてその他一括して掲げておりますが、たとえば最近やつておりますのは、私鉄の地下乗り入れといったような私鉄の關係、それから繊維の關係でも合成繊維の關係その他業種は実は相当いろいろな方面に及んでおります。特に地域開発、地方開発並びに輸出産業、それから新技術の開発といったようなことに最近力を入れておりますが、こういう分野におきましてはいろいろな業種がたくさんございまして。

○只松委員 そこで、これはひとつ資料要求をいたしておきますが、六百十四億という非常に膨大な金、それが「その他」という一項でほんと片づけられておる。これはたいへんなことでございまして、この「その他」の項について項目をあげて資料を提出していただきたい。それからついでに資料提出をお願いいたしておきますが、電力、海運その他項目はたくさん並べてありますけれども、その中でもそこまかくはないと思いますので、各会社別に貸

し出し先を調べて御提出をいただきたいと思ひます。それよろしくございませうか。

○平田説明員 業種別の分類は、別途毎年統計をとりましてつくつたののございましてから後ほど申し上げませう。それから個々の会社別の融資は、率直に申しまして相手方の信用に關しませう問題でございまして、提出を差し控える慣例にさせていたいただきますように御了承願ひたいと思ひます。

○只松委員 銀行には違ひございませうけれども、開行というものは市中銀行と違つて公のものであるわけですから、これがその貸し出し先も明確にできない、こういうことはたいへんなことだと思ひますが、いままで一つもそういうことがなかったのですか、発表されたことが。

○平田説明員 お話のとおり、市中銀行と違つたところもございませうけれども、実際は市中銀行とたいぶ協調融資をいたしておるのでございまして、業務の運営にあたりましてはできるだけ市中銀行のいいところを取り入れまして運用するといふ考えで、それで信用を保持しておるわけでございまして、いまお話しのような点につきましては、あしからず御了承願ひたいと存する次第でございまして。

なお、業種別の分類は、もう少し整理しましてあとで申し上げます。

○只松委員 市中銀行と協調貸し出しをしておるといふことでございませうけれども、それこそ私が一番最初お尋ねいたしましたように、ここに日本開行銀行の目的その他は明確にあるわけなんです。しかし、さて実際の貸し出し状況というものがどういうふうである

かといふことを尋ねた場合に、それは内容を発表できない。これは私はいへんなことだと思ひます。きょうは、発表できないといふことならばそれ以上私は追及いたしません。他日またこれを問題にいたしますけれども、私はこの問題は、公の開行銀行であるならば、当然に国民の前に貸し出し先を明らかにすべきである、こういうふうに思ひます。でき得ればひとつ委員長のお手におきましても委員会の決議事項としてお取り上げをいただきたいと思ひます。突然でございまして、本日はその要望を述べるにとどめておきたいと思ひます。

それから本年度のその他の項に、三十九年度の計画の中に五百三十六億円という、いままでとしては一番大きなその他という項があつておりますが、本日たまたま審議しておりますこの土地造成に対する資金というものは、この「その他」の項に入つておるわけでございますか。どこに入つておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○平田説明員 土地造成資金は、地域開発二百八十億でございまして、その中から融資する考えでございまして。

「その他」の業種は、先ほど申し上げましたように、いろいろあるわけでございますが、少しいま申し上げますと、三十八年度のいまの融資の大体の予定でございまして……

なお、あらかじめ申し上げておきますが、開行銀行は予算の説明書に、電力、海運、地域開発、この三つだけは内訳が示されております。その他は一括して運用することになっておりまして、業種間の配分は、そのときどきの情勢に応じて、できるだけ有効に

配分しまして使用するということになっておりますことを申し上げておきます。

なお、三十八年度、その他のおもなものを申し上げますと、特殊鋼、それから石油化学、それからさつき申しました私鉄、繊維工業、これはナイロン等とナイロンの加工品といった化学繊維が中心でございまして。それから輸出産業といふのは、さつき申しましたように、いろいろな業種がございまして。それから新技術の開発、これは金属機械、電子工業等、これもいろいろな産業がございまして。それから埠頭倉庫、それから最近はおもなうまひやつておりま

せんが、しゅんせつ船、建設業、そういったようにそのときどきの政府の経済政策の要請に応じて、近代化、合理化あるいは拡充を必要とするような業種を選定しまして要当を期することにしたしております次第でございまして。

○只松委員 この二百八十億の中に、土地造成は本年度は幾ら予定されておるのですか。

○平田説明員 土地造成の分はまだ実はこれからでございまして、特にいまのところ幾らという見当はつけておりません。来年度はまだ初めてのことでございまして、比較的そう多くない額で済むのではないかと考えております。

○只松委員 いやしくも国会に法案の改正を提案しておきながら、しかもいまの答弁を聞くと地域開発の二百八十億の中に入つておる、こういうことを言つておきながら、具体的に幾ら出すかといふところはいくらも見当がつきません、こういう国会軽視、しかもばかげた答弁はないと思ひます。どんな

会社でも、一つの定款を変更したりあるいはいろいろな関係法規を改正していく場合には、どういふことのために行なうかといふことは当然にあるわけでありませう。そういたしまして、それに伴う費用が幾らになるかといふことは当然に考えるわけですが、いまの話をお聞くと、そういうことはわかりませう、こういうことでございませうが、いまの答弁を訂正して、具体的に本年度土地造成を行なうその費用を明示していただきたいと思います。

○平田説明員 ちよつと金融のことを少し御了解いただきたいのでございませうが、補助金等の場合でございませう、まさにお話のとおりじゃないかと思ひます。金融の場合も、はつきりきまつてゐる場合におきましては、それはもちろんはつきり計算いたしましてやるのが当然でございませうが、これから新しく始めようという事業の場合に、あまり先にきめてしまふのもどうかと思ひまして、二百八十億の中の出すといふことになりまして、先ほど申し上げましたような合理的な造成ができるのではないかとはいふに考えておきまして、特にいまこの点にかえてあらかじめきめておくことはかえつて合理的な運用にならないのではないかとはいふに考えておりますので、最初のことでございまして、その辺は少し弾力的に御了解願ひますことをお願いいたします。

○只松委員 幾ら開行に金があつてだぶついておるか知りませんが、先ほどから申しますように、法案改正までして金を貸し出そう、こういうことをしようとしておるのに、弾力的とか何とかことばはうまいことを言つても、

けであります。ほかの政府関係機関と比べてみましても、事業量に比して非常に責任者の数が少ないということは御承知のとおりでございます。

○只松委員　ちょっと私はいま資料がなくて見当たらないのですが、輸銀その他のはずっと事業内容が増大してきておりますけれども、開銀はむしろ低下してきておる、私はこのように思っております。土地の造成その他に着眼されたというの、そういう事業内容が下がってきたから、そういうところにもひとつ手を伸ばして開銀の權威を保つていこう、おそらくこういうことにあるのではないかとさえ私は思ったわけですが、そんなに開銀の内容は増大して

きておるのですか、需要が多くなつてきておりますか。

○田中國務大臣 御承知のとおり、融資残高は、設立当初は九百六十一億にすぎなかったわけですが、現在はその約九倍、八千五百七十四億という膨大なものになっておるわけであります。

○只松委員 最後にお尋ねをいたしました、これは一般にいわれておるところを仄聞するところによりますと、今回増員になる理事その他は、およそ人が内定して、そういう人がなるからふやすのだ、こういうふうにいわれても

をいたします。

○田中国務大臣 国会の議決を経ない以上、そのような考え方は絶対持つておりません。

○只松委員 本日その人の名前は明らかにいたしません、そういううわさをされておるような人が理事となる、

そういうことは絶対ございませんか、大蔵大臣にひとつ明確な御答弁をお願いいたします。

○田中務大臣 只松さん、どういふ状態でどなたをお知りになっておるか分かりませんが、現在大蔵省も、開発銀行といつたしましても、もう通ることを前提にして人選を進めておるといふような事実は絶対ございません。結果的にあなたが言われている方にちょうどなるかも知れませんが、それは全然新しい立場でこの法律が通つたら考えることでありまして、現在予定をしておるような事実は全くありません。

○山中委員長 堀昌雄君。
○堀委員 最初に開発銀行の貸し倒れ準備金の問題について伺いをいたします。貸し倒れ準備金が本年度末で一体累計幾らになりますか。

○高橋(俊)政府委員 三十八年度末の見込みで申しまして、貸し倒れ準備金の累積額は開銀の場合二百五十三億二千九百万円になります。

○堀委員 三十八年度に繰り入れを予定しておる額は幾らでしょうか。

○高橋(俊)政府委員 これは決算が終わつてみないとはいけません。これは申せませんが、予定額といたしましては二十一億二千九百万円でございます。

○堀委員 そこでこの二十一億二千九百万円という貸し倒れ準備金の繰り入れの法的根拠をひとつ示していただきたい。

○高橋(俊)政府委員 貸し倒れ準備金を毎年繰り入れていくというものは開発銀行法に根拠がありますが、別にそれに基づきまして、法律に基づく政令において国庫納付金の規定がございます。国庫納付をする金額を定める場合

に、このようなものを控除したあとで残ったものを国庫納付するという規定になっておりまして、それが繰り入れ額の限度を定めております。

○堀委員 開発銀行法に土台があるとおっしゃいますが、開発銀行法第何条でしょうか。

○高橋(俊)政府委員 開発銀行法三十六条第四項におきまして、「政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。そのほか第五項におきまして、その「国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。」ということになっておりまして、これが国庫納付金の政令でございます。

○堀委員 そこでその政令はどうなつていますか。

○高橋(俊)政府委員 日本開発銀行の国庫納付金に關する政令というのがございまして、その第一条の中に、益金と損金というものが列挙されております。その損金の列挙されたものの中に「貸倒準備金への繰入額」というのがございまして、この「貸倒準備金への繰入額」については、大蔵大臣の定めるところにより算出しなければならぬ。」という規定が第一条の三項に規定されておるわけでありまして。

○堀委員 三項に何と規定されておりますか。ただ大蔵大臣の定めるところによるものではどうにもなりませんね。

○高橋(俊)政府委員 したがいまして、大蔵大臣がその繰り入れの率を定めていいということに法律の体系上ではなつておるわけでありまして、その規

定によりまして、大蔵大臣が大体毎年度決算にあたりまして、どれだけの繰り入れをするかということを開発銀行總裁にあてて通達を出して定めております。それを定めるにあたりましては、開発銀行が同じ政府機関でありながら、出資の当初より輸出入銀行と同じ銀行という名前を冠しているところから大体おわかりのように、できるだけ民間の銀行と態容、運営のあり方等について似通つたものにする、その健全性の保持とかいふ点についても、民間の金融機関と並んでいくような考えがあるわけでございます。すべてが同じではございませんが、たとえば貸し倒れへの繰り入れ等につきましては、最高限度といたしましては、いままでのところ千分の三十を繰り入れ限度とし、毎年度の繰り入れ額としては貸し倒れ残高の千分の十を繰り入れ、しかし千分の十を繰り入れの場合においてすでに千分の三十を繰り入れような場合、千分の三十を繰り入れような場合には、そこで頭打ちとするという通達になっております。

○堀委員 それでは銀行になつたのだということですが、銀行の貸し倒れ準備金というものが、いまのお話のようになつた三が限度になつてゐるのはなぜですか。

○高橋(俊)政府委員 貸し倒れ準備金を積んでいくというやり方はシャウプ勧告によりましてそうなつた。それ以前におきましては、いまやっておりますよりも銀行は比較的自由に貸し倒れ償却そのものができた。そういう方法でなしに、いつてみれば一つの第一線準備といひますか、貸し付けの危険をカバーするための第一線準備として貸

し倒れ準備金というものを置き、その最高限度を大体千分の三十くらいが適当であろうというふうになつております。これは非常に計算された理論的なものから出たものとは思ひませんが、やはり社内留保的な意味もかねて置いたものと思ひます。しかし非常に長い期間をとらえてみますと、いままで戦後にそういう事情はございせんが、戦前にもその例を見ましたごとく、銀行の貸し出しの中に一般的な非常な不況の際にはかなり多額の貸し倒れが現実に生じたという経験もございせん。

ただ、たまたま戦後の状態におきましては、そういう事例は非常に少なくなつた、実際の貸し倒れの理由というものは、民間の金融機関におきましては、率としては千分の三十に比べれば相当低いところへいつておりますが、しかしこういう点は、万一の場合にいたしまして将来に対して備えるという意味におきましては必要なことではなかつたかと思ひます。今日までの経過に顧みまして、それが金融機関の健全性に役立っておりというふうには私も考へております。

○堀委員 普通銀行の貸し倒れ準備金というものは、これは現在損金に入つてゐると思ふのです。そこでいまのこの百分の三というもののいろいろの問題というものは、私はどちらかという問題上の問題として出てきてゐるんじゃないかと思ふのです。これは主税局どうですか。課税上の問題ではなくてまさにいま銀行局長が言つたようなことですか。

○志場説明員 お答え申し上げます。貸し倒れ準備金の累積限度額の百分の三のお話だと思いますが、貸し倒れ準備金の制度は、現在御案内のとおり毎年洗いがえの部分と累積していく部分とあるわけでございます。本来の貸し倒れ準備金あるいは引き当て金の性格から申し上げますと、毎期洗いがえということが要当じらないかという考え方もあるかと思ひますが、現在には不測の貸し倒れに備えるというふうなことも考へまして若干の部分には累積を認めておるわけでございます。しかしその場合もあまり多額の、いわば利益留保的なことは適當でないということで累積限度を百分の三ということにしておるわけでございます。

○堀委員 いまお話しのように市中銀行で行なわれておる累積限度の期末貸し金残高の三割というものは、まさにそういう趣旨から限度が出てこにきておると私は思ふのです。これは銀行局長どうですか。あなたが言うやうに何となく百分の三というんじやなくて、それはほかにいろいろあります。いろいろなそういう課税上の問題のほうから私は考へてゐると思ひます。が、違ひますか、いま主税局はそう答へてゐるだけでしょうか。

○高橋(俊)政府委員 いまの主税局の答弁も本質的にはそう違ひないやうに私は聞いておつたのですが、やはり貸し倒れというものは、何も税法上だけからいへば金融機関の貸し出しの場合だけではございません。ほかの税法上の権衡上、いろいろ商社等についてもあると思ひますが、金融機関の健全性という点からいいますと三割程度のも

のは望ましいと私は考へております。ただ不時の予測できないような事態、今後そういうことがくることは

望ましくありませんが、しかし実績を

それからもう一つは繰り入れ限度額の問題ですが、千分の十ということに一応限度がなっておるわけです。一般のほうは、金融業及び保険業というのは千分の七になっているのです。そうすると、開発銀行のほうが一般の

の貸し出し面におけるリスクからいへば本来は若干は高いのではないか、これは私の考え方でございますが、民間がやすやすと貸しに應ずるものではないものに貸すという点では、危険度はやや高いような貸し出しがある。さればといつて、いままでのところそんなに大きな貸し倒れが生じておるわけではございませんが、まあ考え方としてはそうである。同時に、最高限度の三%に達してしましますと、それ以上の

の銀行は單に政府から借りるだけではないに、世界銀行から三億ドルも実けを借りておる。それから外債を三回出して、來年度も計画しておる。で、この外債の發行等につきましては、害は向こうは銀行の健全性いかんといふことを非常に注目いたしておりまして、漸次わかつてもらえまして、最近では相當な信用を保持することに實はなつたわけでありますが、そういうことの一点といたしまして、やはり相當の

を出したわけですね。二十八年、二十九年、三十年、毎年通牒を出して、三十一年にも、やや変わったのでしよう、また出して、ずっと毎年毎年同じような通牒を出しているのです。これですね。こんなことを、政令で書けかいいのですか。何か書けない積極的な理由があるのか。やっていることは、これは非常にむだなことをやっているのじゃないか。政令というのは、あなたにほうで、要するに大蔵大臣が定めら

の三月三十一日付で出しました通牒は、今後はこれによつて算出されたというふうになりました。ですから、毎年通牒を出しません、黙つておれば、この三十六年度分に関する通牒が働くのであると、こう出したのです。ところが、実際には三十八年にたりまして、三十七年度分の決算にあたりまして、繰り入れ額の計算方法に若干の訂正を加えた。その趣旨は、いまでは貸し付け残高に対して幾らと

うふうなことでもございましたが、貸し付けというものの内容が、実際に金が交付されておらない分は貸し出しではないんじゃないか、貸し付けの決定はすでになされておるが、金が出ておらずに貸し付け金の債権とみなさないか、そういう解釈を書いたわけでございます。そういう点では、先ほど申しましたその通牒が一部訂正されておりますが、しかし今後特別の事情がない限りこの訂正された解釈によりまして、あらためて通牒を出さなくてもそれによるというふうになっております。

○堀委員 そうすると、三十六年の通牒がおかしいわけですね。今後これによるという出で、あくる年また変えたというのは、これはまさに朝令暮改ですね、そういうことでしょうか、銀行局長。

○高橋(後)政府委員 貸し付けというものを、実際に金が交付されておらない分を計算に入れておったという点はおかしいのじゃないか、そういうことから訂正したわけでございます。これは一般の金融機関の場合にも、貸し付け残高というふうな場合には、実際に貸し出されている額で、貸し付け決定額ではないということでございまして、それと合わせたわけでございます。

○堀委員 いや、私が聞いているのは、こっちが正しいなら、三十六年に今後これによってやるというのは間違っていたことではしょう。どっちが正しいか。あなたはいまのように、それは他の金融機関にならった——他の金融機関も三十六年からそういうことになったのですか。

○高橋(後)政府委員 その解釈を変えた点は、やはり変えるほうが常態である、要するにそのほうがあたりまえだ、こういうことでございまして、仰せのとおりその前の通牒は間違っていたといえは間違っていた、しかしこれは間違っているとか間違っていないというよりも、どういう取り扱いをするかということでございまして、これらの点は、毎年度の繰り入れ率をどうするかとか、限度額をどうするかと同じように、どの程度のもの繰り入れさすべきかということでございまして、その点の問題としては、まあ間違ったと言え言えますけれども、訂正をしたというふうには御理解願いたいと思います。

○堀委員 いや、私は別にそれはこだわらねえよ、こだわらねえけれども、これまでのやり方が、ずっと毎年出してきた、この年になって初めてあなた方、もう今後はこの例により算出されたいというふうなことを大みえを切っておいて、あくる年になったからそれをまた変えるなんというの、私は実際権威がないと思うのです。これはだれが見たってそのとおり。私はこんな通牒にするからということになるので、やはりこんなものは政令に書けばいいと思う、今後間違えないうつもりなら、そうするのが私は筋だと思ふ。

私は貸し倒れ準備金というのは一体何を根拠にして引いているのかさがし当てるまでに、ずいぶん時間がかかったですよ。ところが金額で見ると、法定準備金に近いほどこれは積み上げられておる。多額の、いまのお客で二百何十億だったか、お客えがありました、それだけのものを積むのに、片方の法定準備金のはうはちゃんと法律に書いてあって、片方のほうは、一体何でこれを書いてあるのかさっぱりわからない、調べてみたら通牒だったんだ、私はこの取り扱いは適当でないと申すのです。大蔵大臣、どうですか。私は、だからこれは法律にしろとは言わなければいけません、このくらのことは政令の中にきちっと書くべきだと思うのですがね、どうですか。

○田中事務大臣 御発言の趣旨等、また将来の問題として十分慎重に検討してまいります。

○堀委員 そこで、その取り扱いがそれでいいのですけれども、貸し倒れ準備金についていま総裁おっしゃいましたが、ちょっと急で私メモがでなかったもので、昭和三十三年年度の決算で伺いますけれども、不良債権の償却額、十八件六千三百三十七年度にございまして、そこで件数十八件、かなり多いのです。金額は六千三百三十七年度にございまして、これはまあ個々の事業会社の名前には要りません、しかし資本金別に、どの程度の会社であったのか、業態としては何であったのか、ちょっと伺いをしたいと思ひます。

○平田説明員 これは大体御承知のとおり復金からの貸し付け金を開発銀行が引き継ぎまして、最初七百八十億ほど引き継いだのでございまして、ほとんど償還になりました、現在は四十億程度まで償還になっております。しかしなお当時貸し付けましたものの中で、主として繊維関係が多いかと思ひますが、小口の貸し付け、そういうものが大部分でございまして、会社の名前を申し上げてもわからぬようなお方が

大部分でありますことを申し上げておきます。なお、若干そのほかに石炭関係で中小石炭に同じく貸し付けたものがございまして、それもやはり復金から引き継いでおります。私も回収に極力つとめたのでございまして、最近になりまして、行方不明とか、あるいはもうとても實力がないとかいうことを最終的に確認しまして、貸し倒れにさせておる、こういう状況でございまして。

○堀委員 そこで、いまは復金からの引き継ぎというお話でございましたけれども、累計で昭和三十六年度末で十六億八千七百万円貸し倒れ準備金から取りくずしをしておる。それじゃ、この中にいまのそういう復金からの引き継ぎ以外のものがどのくらい入っているのかですね。

○平田説明員 復金から引き継ぎました以外のもの貸し倒れになりましたのは二件あるものでございまして、二千三百百万円程度。あとの二十六年以来償却しました金額が約十七億になっておりますが、それはほとんど全部復金から引き継いだものでございまして。

○堀委員 そうするとこれは私よくわからないのですが、皆さんのほうで取りくずしをすることになるのは、一体どれくらい未払いが続いたときに取りくずしをするのですか、要するに返してくれというので、返さないからおそらく通知を出したでしようね。最初に通知を出してから取りくずしをするまでは大体どのくらいですか。

○平田説明員 これは個々の債権ごとに実はこまかく調べております。特に不良債権と申しますか、取り立てがむずかしいという債務者につきましては、別途に管理部というのを専門に設けておまして、そこでしょっちゅうホローしてあります。そうしましてどうしてもこれは収入の見込みがないということを確認する段階になりまして償却する。これは大体銀行局の、一般の銀行の例と同じ扱いにいたしております、銀行局の検査部でやっております普通の銀行の償却のやり方に私どもならいまして、個々のケースごとに妥当を期しておるということでございまして。

○堀委員 そこで、この前の産投会計のときに、前の太田総裁がお客えになつておりましたけれども、まあ取りくずしはいたしますけれども、それは償権は生きておりますから、要するに勘定上の債権は減っておりますけれども、あとから金が入つてまいります。これは雑益にあげますと、こう言っていますが、あとからこの十七億の中に入つたものは一体どのくらいありますか。

○平田説明員 いまのお話のとおりでございまして、償却というのは、私も、銀行の債権の償却の科目から落とす。ただし償却したからといって、相手方の債務者に対して償権放棄するわけではございません。償権放棄は、さうらによくないとしまして、これが確実に取り立て不能だということを確認した上で、初めて償権を放棄するというにいたしております。

なお、償却済みの債権において、その後雑益として入りました金額は、累計で四千百万円程度でございまして、比較的少なくなつております。と申しますのは、償却しますのはもう相当見込みがないというものを償却いたして

おる次第でございます。

○堀委員 そうするといまの十七億のうちであなた方のほうで債権放棄したのは幾らありますか。

○平田説明員 まだ十七億全部がそうだといいことはなりません、債権した中で、雑益として入りましたのが約十二年間で四百百万円でございますから、あとやはりわずかな部分しか現実問題としては入ってこないというふうに考えます。大部分はすでに放棄し、あるいは放棄せざるを得ない債権だと存じております。

○堀委員 そこで、いまのお話で、新たに開銀が融資をするようになってからは、これまで準備金を取りくずしたのは二件、二千三百万円ということでございますが、この二件、二千三百万円というこの業態はどうなんですか。

○平田説明員 一件は化学工業でございます。それからもう一件はやはり石炭鉱業でございます。

○堀委員 実は少しこれを微に入り細をうがってやっておりますのは、最近非常に会社の実情というものが不安定な状態になっておるわけです。これは日を改めて、私、大蔵大臣にお伺いすることにしたんですが、ごく顕著な例は、大阪及び神戸証券取引所の第二部に上場をいたしました高森産業というのが、十二月二日上場をいたしました、三月十六日に特設ポストに入っております。二十三日にはもう取引停止になっている。その間二月の十六日でありまして、倍額増資をして、二億二千五百万円も増資が完了しておる。そういうような会社も実はあるわけです。これは証券問題でありますから日を改めて

やります。こんなばかんなものを上場させるほうも上場させるほうだし、幹事会社もけしからぬし、大蔵省の監督もなっております。これは東京にもあります、すでに私は前に南旺観光とかい

ろんな問題で大蔵委員会を取り上げて、上場については重々大衆の迷惑にならぬようにと注意を喚起しておったのですが、またそういうことがど

んないま起きている。まことに最近の会社の状況は公認会計士が監査をして、何が何だかわからぬというふうな状態があまりにありますものですか

ら、特に、それがどちらかというと、土地に關係したものが多いのです、率直に言って。そこで、今度の法案が土地造成に対して資金を供給するとい

う点に、私は、さき只松委員も申し上げておられますけれども、非常な不安を感じておるわけです。そこで、先ほど基準なりいろいろな問題については十分検討してやりたいとおっしゃる、私は

それで適当だと思っておりますけれども、ただこの問題は私は開発銀行のような大きな背景のものが土地造成に資金を入れることになる、やはりそこにはよほどそういう調査を厳密にしないと問題の起こる余地があるのが第一点。第二点は、やはりそのことによつてまた地価が高騰をして、その周辺に及ぼす影響もかなり大きな問題が起こるのではないかという二点を非常に心配しておるわけです。そこで少し貸し倒れの内容の分析をこまかくしたわけですが、この土地造成の問題について、ちょっと私少し席をはずしておりました、すでに論議をされておるかどうかわかりませんが、この主たる目的と、その事業会社の性格は大体どう

いうものを頭に置いて今後その基準その他を考えられるのか、ちょっとお答えをいただきたい。

○平田説明員 先ほども少し申し上げたのでございますが、今後おそろくこの七、八年の間に、例の倍増計画で考えております程度の産業の発展があるということになりますと、相当な土地造成が行なわれることになる。そのうち相当な部分は、私はやはり地方団体が直営でやると申しますか、こういうのがやはり一番一般的な状態ではないか。しかし、場合によりましたら、地方団体だけでやるのは必ずしも適当でない、むしろ民間の企業体を中心にな

りまして關係の土地の需要者のうち、すでにきまつたもの、あるいは場合にによりましたら、一応きまつてない部分、それを総合して土地造成をやつていこうといったことのほうがより合理的に土地造成ができるという地域が、私の見たところでも相当あるようであります。そういう場合におきまして

しつかりした企業体が行なうことを十分審査し、確認した上で、開発銀行が融資していく、したがって規模も一定規模以上にしたい。企業体なんかにつきましても責任の所在が明らかかなものに限るといふことでもいまして、十分お話のとおり審査を加えて適切を期してまいりたいと思っております。

○堀委員 そうすると、いまの御答弁によると、その事業会社みずからがその土地造成によつてそこに工場を建てるのかということが主眼があつて、私どもが心配するのは、この会社自体がそこに工場を建てるための土地造成の費用を出すのは、私は割合問題がない

と思つておる。ただ、要するに、土地会社といふんです、そういう第三者に土地を造成することを目的とするような、それだけが目的ではない、おそろく定款その他ではいろいろなことをやることになっておるでしょう。

最近のいろいろなそういう事故が起きた会社というのは、観光会社だったり、いろいろな会社でありますけれども、実質的には土地造成やなんかをやつて、それがひっくり返つたという例はわりにあるようですが、そこで形式はともかく、実質的には土地造成を目的とするようなところには出さないというところなら、私はこれまたちょっと角度が変わると思つておりますが、その点はいかがですか。

○平田説明員 お話のとおり、事業会社がその土地を造成することをきめて、土地を利用する事業会社がやる場合はもちろん考えられますが、もう一つ考えられますのは、やはりその地域全体を通じて、特別の一種の企業体と申しますか、土地造成の株式会社等ができまして、そういう会社でまとめて土地造成をやつていって、それでき

まったものにあつて売る、あるいはあらかじめ約束しておいて売る、こういったような關係につきまして、いまだとちかちか申しますと盲点になってお

りまして、いろいろな公社とかいろいろな形で実は行なわれておる。これを私も開発銀行が入りまして、しっかりと民間の企業体を中心になつてやります、そういう造成主体ができた場合に、そういうたような場合の土地造成にも融資の道を開こう、これも今回の改正の大きな一つの目的でございます。

○堀委員 そうすると、やはり一番不安な問題のところには実は焦点があるというところがわかるわけです。私どもはいまこの問題でさき申し上げたように、一つはそういう会社ができて、それがどこかにどこかがそこへ来るからというので土地を造成するとい

う場合なら、まあ私はいいと思うのですが、とりあえず造成をして、そこへいろいろな誘致をするとか何とかするといふようなかつこうでやられたのでは、いまの地価の高騰その他で非常に問題が起きるんじゃないか。そういう意味では、私は地方公共団体がやられるのは非常にいいと思うのですが、必ずしも地方公共団体も財源がないからやれないと思つておるけれども、そ

う地価の高騰その他不都合——それはやむを得ない結果としては起きますけれども、必要以上にそういう地価の高騰をもたらすようなことのないようにチェックする方法は何かあります

か。

○平田説明員 御心配のように、まだほとんど利用者の見込みが立たぬといふところのところは実はやるつもりはございません。もう相当きまつてい

けるということは非常にメリットがあるわけでございます。金額としてはある割合でございまして、地場としては非常にそれを歓迎する。私どもとしては、全体の金融的な立場から申せば、いまおっしゃられました農林系統資金、この金が非常にべらぼうに余っておるといふ状態、これは何とか解決しなければいかぬといふふうにして、業種的には農林水産業の関連産業

に金もつと出すように仕向けたいと思ひます。現に近代化資金という意味では、補助金をたくさんつけまして、数百億の貸し出しは行なわせておりますが、なおまたそれ以上に非常に大きな金が必要という問題、これを私ども何とか解決しなければならぬと思いますが、非常にむずかしい。金利が高いという、コストの高い金が農林中金に集まつてしまふというだけに、これをどういうふうにさばくか。確かにお説のように、あれだけの資金があるのなら、その直接の系統資金をもつとこれらの農林水産業関連産業に使うべきだという御意見には全く同感でございますが、いかにしてそれを借りられるようにするかという問題であるかと思ひます。

○堀委員 私も何も開発銀行に貸してはいかぬというのではないのです。しかし、もうちょっとこういうものにててこそ入れて、大いに地方開発をやったらい。その場合には、いまおっしゃるように、系統資金は確かに金利が高いい。しかし開発銀行は電力やその他には六分五厘でも金は貸しているわけですから、これは協調融資のようなわけで、こうでダブらせれば、これは六分五厘

で出して、片一方が高くて、両方一
緒に出せば、ある程度金利も下がって
くるのではないか。何かくふうをし
て、こういう地方開発の中に資金が流
れるルートをもう少しつくるほうがい
いのではないか。地方開発は私はな
かなかむずかしいと思います。資本主義
の発展というものは、やはり大都會の
ほうが便利ですから、ここはやはりな
かなか骨が折れることだけれども、そ
れだけに私は金融のめんどろを見てや
れば開発もだんだん進むのじゃないか
と思いますので、そこらはひとつ開発
銀行と銀行局長、十分検討して、少
しういう関連産業に対する資金の流
し方などを前向きにひとつ考えてもら
いたいと思います。

最後にちょっといやなことを少し伺
いたいと思うのです、いやなこととい
うのはどういふことかといふと、今
度は理事が一名、参事が一名ふえる
ことになり、開発銀行ができま
したときの要するに人事構成、これは
名前ばかりですが、当時の人事構
成、大蔵省が何人で日銀が一体何人
来て、その他から入られた方もあるか
もありません、一体どういふ当時の人
事構成であったか、ちょっとお聞かせ
いただきたいと思います。

○高橋(後)政府委員 突然のお尋ねで
ございまして、残念でございますが
はつきりしたことを申し上げられませ
んが、当時は理事は四名でございま
した。これは、定員はあったのでござ
いますけれども、実際に任命された理事
は四名でございまして、そうしますと、
総裁、副総裁、副総裁はたぶんあつた
と思ひます。六名でございまして、総
裁は、小林中さんでございまして、す

ら大蔵省でもどこでもないでござい
ます。それから、その他の構成として
は、大蔵、通産、日銀、興業銀行—
これは長期金融機関であるというので
興業銀行のようなものがどうしても必要
だといふので、そんなところであつた
と思ひます、構成的に。

○山中委員長 高橋銀行局長、突然の
御質問であると言われるのですが、輸
出入銀行のときにこの問題が何日も長
時間におわたって議論されたので、ど
うせ開発銀行のときにもそのような質
問があることはわかつておるのですか
ら、突然であらうとなかろうと、その
ような資料を準備して明快に御答弁な
される措置が考えられなかったことを
はなはだ遺憾に存じます。

○堀委員 そうすると、いまのお話で
すと、このときは、総裁は民間人、あ
と大蔵省、通産省、それから日銀、興
業とあると、理事が四名で、総裁、副
総裁—初めから副総裁はあつたです
ね。法律上は副総裁を置いていますか
ら、最初から、どうですか。

○高橋(後)政府委員 副総裁は太田さ
んでございまして、
○堀委員 そうすると、日銀が副総裁
が一人ということになりますと、理事
が四名、監事は二名いたのだらうと思
うのですが、監事は二名で、いまは大蔵
省、通産省、興業、一人ずつですか。

○高橋(後)政府委員 監事は当時實際
の人員は一名で、地方銀行出身とい
うことになっております。

○堀委員 そうするとまだ一名足らな
いのですが、これはどこかダブってい
るのでしょうか。大蔵省、通産省それ
から日銀、興業のどこかが一人ダブっ
てないとおかしいのですが……。

○高橋(後)政府委員 副総裁のほかに
理事が一名、日本銀行でございませ
う。堀委員、それでは途中は飛ばしま
して、現在の構成の状態をひとつ伺いた
いで、

○高橋(後)政府委員 現在の構成とい
いますか、出身を申し上げます。総裁
大蔵省、副総裁も大蔵省でございま
す。それから理事の内訳をいたしまして
は、開発銀行自体の職員から上がつて
まいりました者が二名でございませ
う。大蔵省二名、日本銀行一名、通産省一
名、それから興業銀行から来ておりま
す者が一名でございませう。

○堀委員 監事は。
○高橋(後)政府委員 監事のうち一名
は、もともと出身は、非常に古い出
身でございまして大蔵省でございま
す。それから一名は開発銀行の職員か
ら上がったものでございませう。

○堀委員 実には先ほどの話で、これ
を見ておきますと、まことに開発銀行
は目ざましい変化を示しております。
最初に、総裁が民間人、副総裁は日
銀、大蔵省はこれらの中で一人しか実
に入っておられなかった。ところが現
在は、総裁、副総裁、理事が二人、監
事の中に古い方が一人、五名になって
おるわけですね。そして日銀のほう
は、最初に二人だったのがついに一人
になった。私はこの前ちょっと聞いた
ことがあるのですが、小林さんがおや
めになったあとは、総裁が日銀出身の
ときは副総裁が大蔵省出身、それから
総裁が大蔵省出身になると副総裁が日
銀出身というのか、何かそういうふう
になっておるのか、私は漏れ聞いたこと
があるのですが、それらの経緯につ
いて御存じの範囲でお答えいただきたい。

○田中國務大臣 初めはそういうよう
なこともあったかも知れませんが、
日銀から副総裁が出たときには大蔵省
側が総裁とか、日銀から総裁が出た
ときには大蔵省が副総裁とかいう慣例
はやはり破っていく。そういうこと自体
が私するといふことでありまして、私
はそういう意味で、やはり適材適所と
いうことでいくべきだといふ考え方
でございませう。これは御承知のとおり
副総裁は政府任命でございませう。
高度の立場で人材を広く求めて、日銀
や地方銀行、そういうものにこだわ
ることが、もういまの審議会の委員の
ようでありまして、一人ずつ業界から
出すといふようなことが必ずしも合理的
でないといふ考え方でありませうから、
まあ過去にはそういう例が確かにあ
つたと思ひます。平田現総裁が副総裁
のときには日銀出身の太田さんが総裁
でありましたが、任期がこれだったので
総裁が上がり、大蔵省からも今度副
総裁もまいっておりますが、ちょっとど
ぎついようでありまして、私はそうい
うことよりもやはり人材という意味か
ら見まして、適材適所という考え方を
持つておるわけでありまして、あまり
日銀とか、大蔵省とか、興業とかい
うものにこだわらないで、広くひとつ
人材を集めるというところでお考えい
ただければ非常に幸いです。

○堀委員 それは私も原則としては全
く同意です。それはまさに人物による
べきでありますけれども、しかしどう
もこれを見ておきますと、それにし
ても大蔵省が多過ぎる。大蔵省が天下
一番人物がおられると言われるのな
ら、これはまた私も何をか言わんやで
ありますけれども、今度また理事が一

名ふえます。その人材というのは、平
直に言つてあなたのおっしゃるよう
に、私も何も役人ばかりが人材だとは
思ひません。初めには、総裁は民間
から来ておられたわけですね。す
から広く人材を求めるといふことにな
らば、私は、必ずしも役人をして
いた方だけにこだわらなければならない
ではないか。こういうふうに思ひます。
そこで公庫の今後の方向として一
番いいのは、よそから持つてくるよりは、
できるだけ開銀の中につとめていた人
が順次理事になるといふことに道を開
くほうが適切ではないか。仕事に従事
をしておる人たちがやはり一番過去の
経緯もいろいろ知つておるだらうし、
おそろく開銀といふことも人材でない
のは集めようといふことじゃないで
しょうから、そこで今後の方向として
は、いろいろ関係がありませう。か
ら、これは日銀から来るのもいいで
う。通産省から来るのもいいでし
う。しかしどうもこの状態は率直に
言つて少し大蔵省に片寄り過ぎる
ような感じがいたします。これは輪
銀の場合と比較して、こちらのほう
は、ういふ意味では、いささか片寄
り過ぎているではないかという感じが
しますが、まあ今度法律が通れば理事
が増員になるので、やがてまたこれは
命になると思ひます。その場合に私
がいま申し上げたような考え方、そ
ういふ方向でふやしていくというな
らば、やすといふことが適當ではない
か。それは開銀銀行に勤務をしてお
られる方々にとつても励みになる
と思ひます。またそういう方々は事
情もよくわかつておるから、いろ
いろな点で私はいかがお

考へてですか。

○田中務大臣 この法律を通していただきまして理事の増員が決定すればその時点において考えるわけでございしますが、いま私の立場として申し上げられることとしては、増員を認めていただいたら、少なくとも大蔵省からやるというようなことはございせんというだけでは明らかでございましておきたいと思ひます。いまあなたが言われたとおりあらゆる機関において、その中で長いこと経験を持つておる人々を上げるといふことの道を開くべきであるというには同感であります。がしかし、それだけではかからず来る人はみんな排除するといふ風潮もまた起きつつありますから、こういうことについてはやはりお互いが十分その事情を見ながら、その機関の持つ特殊性というものを十分考えながら、適切なまた世間からも誤解されることのないように、十分な配慮をしなければならぬといふことを考へておるわけであります。

○堀委員 総裁にお伺いをいたしますが、いまの問題いかがですか。

○平田説明員 大蔵大臣のお話と同様でございまして、将来の方向としてはまたお話のような趣旨をできるだけ取り入れましてやりたいと考へております。

○堀委員 私がいま総裁に伺つたのは、実は理事の任命は、これは内閣総理大臣ではなくして、総裁任命なんです。そこを大蔵大臣が話の経緯でお答えになつたから、私が伺つたわけでして、総裁、副総裁は、これは内閣総理大臣の任命人事ですから、これはやはり政府として適切な配慮をしなければならぬと思ひますが、やはり総裁の任命人事ともなれば、これは総裁というのは開発銀行の総裁ですから、やはり開発銀行の職員をも十分考慮に入れるといふことでなければ適切でないのではないかと感じがいいたしますから、そういうふうな申し上げたわけであります。

○平田説明員 参考は五名おられます、お名前を申し上げますと、石坂泰三さん、原安三郎さん、浅尾新甫さん、太田垣さんは先日もなされましたので欠員でございします。それから永野重雄さん、この五名でございしました。

○堀委員 いま伺いますと、やや知名の人に片寄り過ぎているという感じがいたします。日経連とか、ほとんどそういう団体の幹部ばかりといふか、この個々の方にけちをつける意思はありせんけれども、何と申しますか、あまりにもう一家を過ぎた方ばかりのように感じますので、そういう方ばかりではなくて、やはりもう少し新しい角度からいろいろ問題を考えられるような方も私は中に入つておられていいのではないかと、私はそういう感じがいたします。これはやや大企業の方に過ぎておるような感じがいたしますので、そこいらはひとつ、今度は参考が一名ふえるようでありますから、何らかの配慮を、またああの人かといふような方ではなくて、ああの人かといふような方を剪断をふるって加えることを要望いたしておきたいと思ひます。

なれぬと思ひますが、やはり総裁の任命人事ともなれば、これは総裁というのは開発銀行の総裁ですから、やはり開発銀行の職員をも十分考慮に入れるといふことでなければ適切でないのではないかと感じがいいたしますから、そういうふうな申し上げたわけであります。

○平田説明員 参考は五名おられます、お名前を申し上げますと、石坂泰三さん、原安三郎さん、浅尾新甫さん、太田垣さんは先日もなされましたので欠員でございします。それから永野重雄さん、この五名でございしました。

○堀委員 いま伺いますと、やや知名の人に片寄り過ぎているという感じがいたします。日経連とか、ほとんどそういう団体の幹部ばかりといふか、この個々の方にけちをつける意思はありせんけれども、何と申しますか、あまりにもう一家を過ぎた方ばかりのように感じますので、そういう方ばかりではなくて、やはりもう少し新しい角度からいろいろ問題を考えられるような方も私は中に入つておられていいのではないかと、私はそういう感じがいたします。これはやや大企業の方に過ぎておるような感じがいたしますので、そこいらはひとつ、今度は参考が一名ふえるようでありますから、何らかの配慮を、またああの人かといふような方ではなくて、ああの人かといふような方を剪断をふるって加えることを要望いたしておきたいと思ひます。

以上で、今回の法案についての質疑を終わりますけれども、いままでの論議の経過でおわかりいただいたと思いますが、開発銀行が持つてまいります使命というのはだんだん大きくなりつつある。さっきの同僚委員の質問とちよつと逆になりましてけれども、今後の開発銀行が占める位置というのはたいへん大きくなってくるので、これについては、私はいろいろな角度からやはり相当慎重な取り扱いを行なわれなければならぬと思ひます。その慎重な取り扱いを行なうためには、やはり人事も公正でなければならぬし、いろいろな面で第三者の批判にたえるといひますか、みんなが納得のできるようなものをつくつていくことが、私は非常に重要な問題であるといふことを第一点で感じておりますので、人事が増員をされることは、仕事で地方開発といふような間口の広い仕事にかかつておるわけでありまして、必要やむを得ないのかもわかりませんが、それについてひとつ適切な人事を行なうといふこと、もう一つは、その土地造成の問題について、よほど気をつけてこの問題が行なわれないと、ややもすると不測の事態に発展しかねない場合もあり得る。特に今後のいろいろな問題については、いままでの経緯を伺うと、開発銀行になってから不良債権はきわめて少ないといふことは、私はいへんけれども、こうだと思つたのでありますけれども、先ほども申し上げたような事例がいろいろと起こつておる段階でありますから、いろいろな面を含めて、これらの原資が持つておる性格はやはり非常に公共性の高いものでありますから、その点を十分ひとつ認識をしていただかなければ、これはまずい問題におちいるおそれなしとしないといふことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○藤井委員 本日の議題中、日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきましては、質疑はこれで打ち切られるようにお願いいたします。

○山中委員長 藤井君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

ないのですが、私が一切の責任と権限を持つておりますので、諮問機関ですけれども、できるだけそれに準じたような会合を開きまして、会合のたびにいろいろの御意見を聞くといふことで運用いたしております。

○堀委員 いま伺いますと、やや知名の人に片寄り過ぎているという感じがいたします。日経連とか、ほとんどそういう団体の幹部ばかりといふか、この個々の方にけちをつける意思はありせんけれども、何と申しますか、あまりにもう一家を過ぎた方ばかりのように感じますので、そういう方ばかりではなくて、やはりもう少し新しい角度からいろいろ問題を考えられるような方も私は中に入つておられていいのではないかと、私はそういう感じがいたします。これはやや大企業の方に過ぎておるような感じがいたしますので、そこいらはひとつ、今度は参考が一名ふえるようでありますから、何らかの配慮を、またああの人かといふような方ではなくて、ああの人かといふような方を剪断をふるって加えることを要望いたしておきたいと思ひます。

以上で、今回の法案についての質疑を終わりますけれども、いままでの論議の経過でおわかりいただいたと思いますが、開発銀行が持つてまいります使命というのはだんだん大きくなりつつある。さっきの同僚委員の質問とちよつと逆になりましてけれども、今後の開発銀行が占める位置というのはたいへん大きくなってくるので、これについては、私はいろいろな角度からやはり相当慎重な取り扱いを行なわれなければならぬと思ひます。その慎重な取り扱いを行なうためには、やはり人事も公正でなければならぬし、いろいろな面で第三者の批判にたえるといひますか、みんなが納得のできるようなものをつくつていくことが、私は非常に重要な問題であるといふことを第一点で感じておりますので、人事が増員をされることは、仕事で地方開発といふような間口の広い仕事にかかつておるわけでありまして、必要やむを得ないのかもわかりませんが、それについてひとつ適切な人事を行なうといふこと、もう一つは、その土地造成の問題について、よほど気をつけてこの問題が行なわれないと、ややもすると不測の事態に発展しかねない場合もあり得る。特に今後のいろいろな問題については、いままでの経緯を伺うと、開発銀行になってから不良債権はきわめて少ないといふことは、私はいへんけれども、こうだと思つたのでありますけれども、先ほども申し上げたような事例がいろいろと起こつておる段階でありますから、いろいろな面を含めて、これらの原資が持つておる性格はやはり非常に公共性の高いものでありますから、その点を十分ひとつ認識をしていただかなければ、これはまずい問題におちいるおそれなしとしないといふことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○藤井委員 本日の議題中、日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきましては、質疑はこれで打ち切られるようにお願いいたします。

○山中委員長 藤井君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○山中委員長 起立多数。よつて、藤井君提出の動議のごとく決しました。ただいま、日本社会党の委員諸君は退場されました。今日まで円満に運営してまいりました当委員会としては、ことに残念でございしますが、退場された諸君は審議権を放棄されたものとみなして、やむを得ず議事を進めます。

○山中委員長 これより討論に入りま

○岩動委員 ただいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対して、私は自由民主党を代表して賛成の討論を行なわんとするものであります。

日本開発銀行は、昭和二十六年設立されて以来、長期設備資金の供給を行なうことにより、わが国経済の再建と産業の開発に多大の寄与をいたしておりますが、当初の融資が基礎産業中心であつたのに対して、その後地域開発融資が加わり、その他高度経済成長に伴い貸し付け対象の業種も多様化するとともに、その融資残高も昨年十二月末には八千二百五十九億円の巨額に上つております。

今回、日本開発銀行法を改正して、同行の業務に土地造成資金の貸し付け業務を追加することとしたしておりますが、最近、新産業都市の指定が行なわれる等、地域開発がますます重要性を加へつつある際、工場用地、埠頭用地等の造成供給を容易ならしめることは、まことに時宜に適した妥當な措置であると存するのであります。

○賛成者起立

○山中委員長 起立多数。よつて、藤井君提出の動議のごとく決しました。ただいま、日本社会党の委員諸君は退場されました。今日まで円満に運営してまいりました当委員会としては、ことに残念でございしますが、退場された諸君は審議権を放棄されたものとみなして、やむを得ず議事を進めます。

○山中委員長 これより討論に入りま

○岩動委員 ただいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対して、私は自由民主党を代表して賛成の討論を行なわんとするものであります。

日本開発銀行は、昭和二十六年設立されて以来、長期設備資金の供給を行なうことにより、わが国経済の再建と産業の開発に多大の寄与をいたしておりますが、当初の融資が基礎産業中心であつたのに対して、その後地域開発融資が加わり、その他高度経済成長に伴い貸し付け対象の業種も多様化するとともに、その融資残高も昨年十二月末には八千二百五十九億円の巨額に上つております。

今回、日本開発銀行法を改正して、同行の業務に土地造成資金の貸し付け業務を追加することとしたしておりますが、最近、新産業都市の指定が行なわれる等、地域開発がますます重要性を加へつつある際、工場用地、埠頭用地等の造成供給を容易ならしめることは、まことに時宜に適した妥當な措置であると存するのであります。

昭和三十九年四月一日印刷

昭和三十九年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局